

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月31日

【計算期間】 第1期（自 2024年4月3日 至 2025年1月31日）

【ファンド名】 ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト
ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド
（Northern Trust Unit Trust - Northern Trust US Dollar Liquidity Fund）

【発行者名】 シーエス（ケイマン）リミテッド
（CS（Cayman）Limited）

【代表者の役職氏名】 署名権者 アネカ・バヴェリアおよびクリスティ・ランキン
（Anneka Bavalia and Kriste Rankin, Authorised Signatories）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9005、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワ
ン・ネクサス・ウェイ
（One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1 - 9005, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 中 野 恵 太

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 中 野 恵 太
同 尾 登 亮 介

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 （03）6212 - 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円換算は、便宜上、2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝143.87円）によります。以下別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1計算期間とは、2024年4月3日から2025年1月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的および基本的性格

ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノーザン・トラスト・ユニット・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブファンドです。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

基準通貨

ファンドおよび分配型クラス受益証券は米ドル建てです（以下「基準通貨」といいます。）。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、資本を保全し、流動性を維持し、およびインカム・ゲインを生み出すことです。ファンドは、ファンドの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を図ります。

受益証券の発行手取金の一部は、投資対象ファンドに投資されず、その代わりに、随時ファンドの継続的な現金需要を満たすために現金で留保することができます。

ファンドの特色

ノーザン・トラスト・ユニット・トラストは、信託証書によって設立されたユニット・トラストです。トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されました。

別個のポートフォリオまたはファンドが設立されることがあり、その場合には当該ファンドに帰属すべき資産および負債が充当されます。個別のファンドのみに関連する受益証券が発行されます。それらは、1以上の別の受益証券クラスを参照して表示されることがあります。ファンドごとの詳細（あるファンドのある受益証券クラスの受益証券と、当該ファンドの別の受益証券クラスの受益証券との相違を含みます。）については、該当する英文目論見書補遺に記載されます。

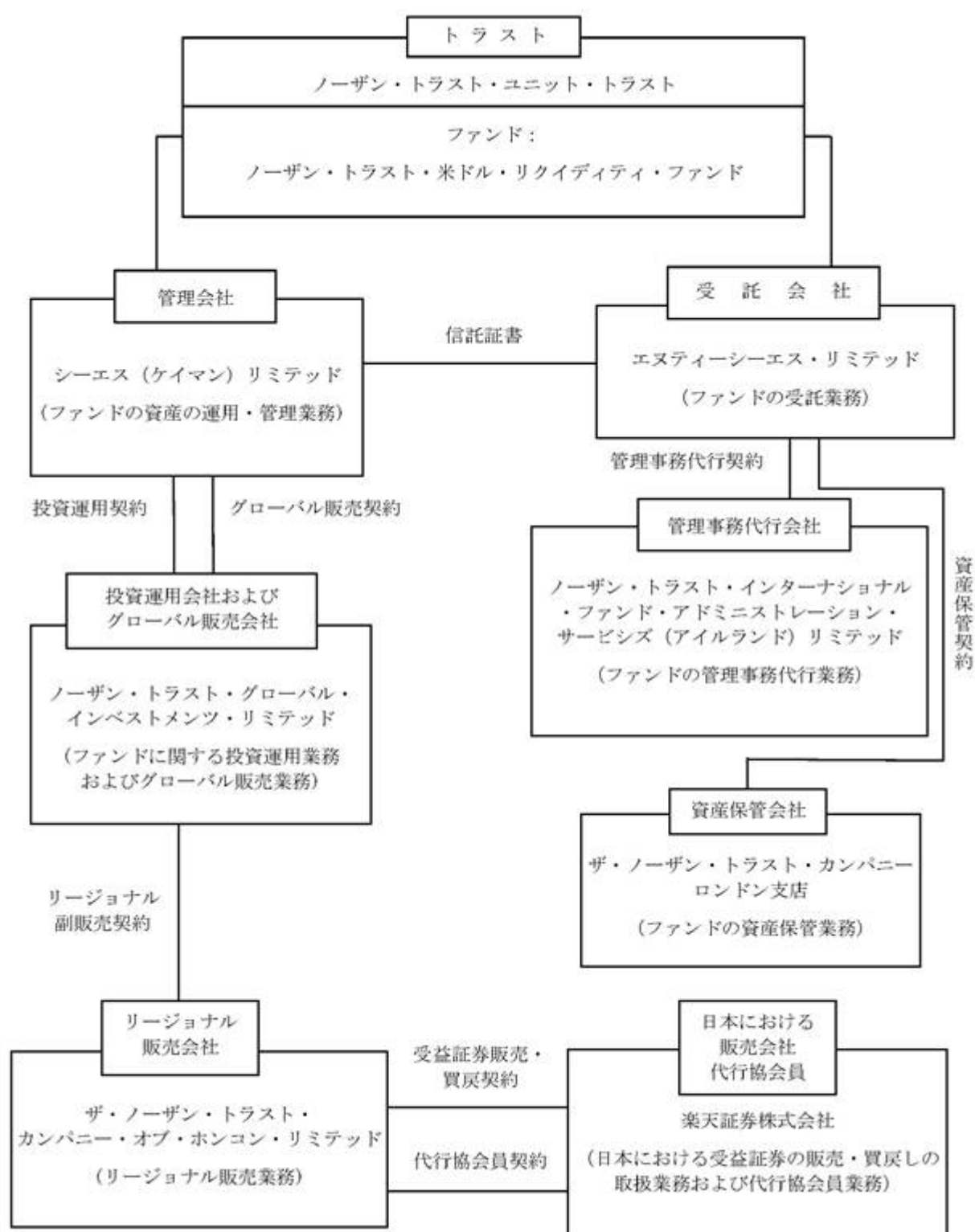
信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠します。すべての受益者は、信託証書およびその追補信託証書の条項の利益を享受する権利を有し、当該条項によって拘束され、また当該条項について通知されているものとします。当該条項は、随時変更されることがあります。（a）英文目論見書およびファンドの関連する英文目論見書補遺の条項と、（b）信託証書および当該ファンドの補足信託証書の条項の間に齟齬が生じた場合、後者の文書の条項が優先します。補足信託証書に含まれる規定とその関連する英文目論見書補遺の規定の間に齟齬が生じた場合、当該英文目論見書補遺に含まれるいかなる相反する規定に対しても補足信託証書の規定が優先します。

（ ２ ）【ファンドの沿革】

2010年 3 月10日 管理会社の設立
2024年 3 月 4 日 基本信託証書締結
2024年 4 月 2 日 当初申込期間の開始
2024年 4 月 3 日 ファンドの運用開始（設定日）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの仕組み



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※ファンドは、いわゆるファンド・オブ・ファンズであり、ファンドがマスター・ファンドである投資対象ファンドに対して投資を行うことにより、その投資目的を追求します。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
シーエス（ケイマン）リミテッド （CS（Cayman）Limited）	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの資産の運用・管理業務を行います。
ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッド （Northern Trust Global Investments Limited）	投資運用会社 グローバル販売会社	管理会社との間で締結された2024年3月8日付投資運用契約（注1）に基づき、管理会社に対して投資運用業務を行います。 管理会社との間で締結された2024年3月8日付グローバル販売契約（注2）に基づき、グローバル販売業務を行います。
エヌティーシーエス・リミテッド （NTCS Limited）	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。
ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド （Northern Trust International Fund Administration Services（Ireland）Limited）	管理事務代行会社	受託会社および管理会社との間で締結された2024年3月8日付管理事務代行契約（注3）に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。
ザ・ノーザン・トラスト・カンパニーのロンドン支店 （The Northern Trust Company, London Branch）	資産保管会社	受託会社との間で締結された2024年3月8日付資産保管契約（注4）に基づき、ファンドの資産保管業務を行います。

ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン・リミテッド (The Northern Trust Company of Hong Kong Limited)	リージョナル販売会社	グローバル販売会社との間で締結された2024年3月8日付リージョナル副販売会社契約（注5）に基づき、アジア太平洋地域の一部の法域における販売業務を行います。
楽天証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	リージョナル販売会社との間で締結された2024年3月8日付代行協会員契約（注6）および2024年3月8日付受益証券販売・買戻契約（注7）に基づき、日本における受益証券の代行業務および販売業務を行います。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社に対してファンドのために投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注2）グローバル販売契約とは、管理会社によって任命されたグローバル販売会社が、特定の法域の投資家に対して受益証券を募集する権限を付与される契約です。

（注3）管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約です。

（注4）資産保管契約とは、受託会社によって任命された資産保管会社が、ファンドの資産保管業務を提供することを約する契約です。

（注5）リージョナル副販売契約とは、グローバル販売会社によって任命されたリージョナル販売会社が、アジア太平洋地域の特定の法域の投資家に対して受益証券を募集する権限を付与される契約です。

（注6）代行協会員契約とは、リージョナル販売会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、基準価額の公表ならびに目論見書、決算報告書およびその他の書類の日本における販売会社に対する交付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注7）受益証券販売・買戻契約とは、リージョナル販売会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）に基づき設立されています。

（ ）事業の目的

管理会社の目的には、ケイマン諸島の会社法（改正済）により禁止されている事項の他は、制限は存在しません。

管理会社が投資信託の運営を行うにあたり、制限は存在しません。

（ ）資本金の額（2025年5月末日現在）

払込済資本金の額 682,400米ドル（約9,818万円）

発行済株式総数 682,400株

授權株式数は、額面1米ドルの株式200万株に分割される200万米ドルです。

資本金の額は、変更される予定はありません。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝143.87円）によります。

（ ）会社の沿革

2010年3月10日 設立

（ ）大株主の状況

（2025年5月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
-----	-----	-------	-----

インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド	ケイマン諸島、KY1 - 9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ	682,400株	100%
-------------------------------	--	----------	------

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「ケイマン諸島信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島のユニット・トラストは、免税信託としても登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料とともに信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が、受益証券についての申込みまたは購入をするか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の目論見書を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務があります。CIMAは、折に触れて目論見書の内容について規則または方針を発表するものの、目論見書の内容または様式の指図は行いません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

（ ） 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。

- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づき定められた規則、金融庁法(改訂済)、マネーロンダリング防止規則(改訂済)(以下「マネーロンダリング防止規則」といいます。)またはトラストの免許の条件を遵守せずに、事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、ケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)です。ファンドの会計書類は、国際財務報告基準(IFRS)に基づいて作成されます。

ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出しなければなりません。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は各年の1月31日に終了します。監査済財務諸表は、IFRSに従って作成され、通常、各会計年度の終了後6か月以内に受益者に送付されます。

7月31日までの未監査半期財務諸表は、通常、関連する期間の終了後3か月以内に受益者に送付されます。

最新の受益証券1口当たり純資産価格は、請求することで管理事務代行会社の事務所で入手できます。当該価格は、通常、関連する申込日の翌営業日に入手可能となります。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号(改正済))(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社に知れている日本の受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電子版の形で楽天証券株式会社のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法規制

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(b)に従ってミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行権限を有しています。

ミューチュアル・ファンド法に基づく規制では、毎年CIMAに所定の詳細と監査済財務諸表を提出する必要があります。規制対象ミューチュアル・ファンドとして、CIMAはいつでもトラストおよびファンドに会計監査を受けさせ、CIMAが指定する期限までCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAによるこれらの要求に従わない場合、受託会社は、多額の罰金を課され、CIMAが裁判所にトラストまたは関連するファンドの清算を申請することになる可能性があります。

ただし、CIMAは特定の状況下でトラストおよびファンドの活動を調査する権限を有していますが、トラストおよび各ファンドはその投資活動やポートフォリオの構成に関して、CIMAまたはケイマン諸島の他の政府当局の監督を受けることはありません。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府機関は、英文目論見書または英文目論見書補遺の条件もしくはメリットまたはファンドへの投資の条件もしくはメリットについてコメントまたは承認していません。ケイマン諸島には、投資者が利用できる投資補償制度はありません。

CIMAは、以下のことが確認された場合、一定の措置を講じることができます。()規制対象ミューチュアル・ファンドが、支払期日が到来した債務を履行できないか、できない可能性が高い場合、または投資者または債権者に不利な方法で事業を遂行しているか、遂行しようとしている、もしくは自主的に清算を行なおうとしている場合、()規制対象ミューチュアル・ファンドが、許可ミューチュアル・ファンドである場合に、ミューチュアル・ファンドの許可条件に従わずに事業を遂行し、または遂行しようとしている場合、()規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合、()規制対象ミューチュアル・ファンドの指揮および管理が適切な方法で行われていない、または()規制対象ミューチュアル・ファンドの投資運用会社の地位にある者がその地位に適切な者でない場合。CIMAの権限には、とりわけ、受託会社の交代を要求する権限、受託会社の業務の適切な遂行について助言する者を任命する権限、またはトラストもしくはファンドの業務の管理を引き受ける者を任命する権限が含まれます。CIMAには、その他の行為の承認を裁判所に申請する権限等、利用可能な措置があります。

ケイマン諸島に住所を有する受託会社、管理会社または取締役もしくは代理人のいずれかは、適用法に基づき規制当局、規制機関、政府当局または政府機関により行われる情報の請求に従い、やむを得ず情報を提供することがあります。例えば、金融庁法(改正済)に基づき、CIMAによって、CIMA自身のためもしくは承認された海外の規制当局のために行われる場合または税務情報庁法(改正済)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき税務情報庁により行われる場合が挙げられます。当該法律に基づく秘密情報の開示は、守秘義務違反とはみなされないものとし、一部の案件において、受託会社、管理会社、取締役または代理人は、請求が行われた旨を開示することを禁止されることがあります。

ケイマン諸島マネーロンダリング防止規則

マネーロンダリングの防止ならびにテロリストへの資金提供およびテロリストの拡散につながる金融の対策を目的とした法令または規則を遵守するため、受託会社は、その手続を採用および維持することを要求され、受益証券の申込人に対し、自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および資金源を証明する証拠を提出するよう要求することができます。許容される場合には、一定の条件

に従った上で、受託会社は、かかる手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含みます。）について適切な者に依頼し、またはその他の方法で適切な者に委託することができます（かかる者を、以下「AML担当者」といいます。）。

受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、受益証券の申込人自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）およびその資金源を証明するのに必要な情報を請求する権利を有します。状況により、受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、適用法令上の免除規定が適用される場合には、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできます。ただし、受益証券に関する支払または受益証券の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合があります。

立証に必要とされる情報を提出する際に申込人の側においてその遅滞または不履行がある場合、受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、申込みの受け付けを拒絶することができ、または申込みが既に約定している場合には、ファンドの条項に従い、その受益証券の停止もしくは買戻しを行うことができます。その場合、受領済みの資金は、適用法令に従って送金元の口座に無利息で返金されます。

受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払が適用法令を遵守していない可能性があると思われる、もしくは遵守していない可能性について通知を受けている場合、または受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者が適用法令を遵守するためには買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができます。

ケイマン諸島内の者が、他の者が犯罪行為を行うかまたはテロもしくはテロリストの資産に関与していることを知りまたは関与しているという疑念を持ち、またはその認識または疑念を持つ合理的な根拠を有する場合、また、当該認識または疑念についての情報を規制業種に属する事業の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において認めた場合、当該者は、かかる認識または疑念を、（ ）犯罪行為またはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪所得に関する法律（改正済）の手続に従いケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」といいます。）に対して、（ ）または発覚がテロまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産に関する場合には、ケイマン諸島のテロに関する法律（改正済）に従い巡査以上の階級を有する警察官またはFRAに対して報告しなければなりません。当該報告は、法令等により課せられる機密保持義務または情報の開示制限の違反とは扱われません。

CIMAは、トラストおよびファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則（改訂済）の規定の違反についてトラストおよびファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したトラストもしくはファンドの受託会社もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を科す裁量的権限を有します。トラストおよびファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、トラストおよびファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担します。

投資者は、受託会社に連絡することにより、トラストの現任のマネーロンダリング防止遵守責任者、マネーロンダリング報告責任者およびマネーロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含みます。）を入手することができます。

投資者は、受託会社のcayman@maples.com宛に連絡することにより、トラストにおける現在のマネーロンダリング防止遵守責任者、マネーロンダリング報告責任者およびマネーロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先情報を含みます。）を取得することができます。

申込人は申込みを行うことにより、自らのためおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリング、租税情報交換、規制および類似の事項に

関して請求があった場合には、監督官庁その他に対して、受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社が情報を開示することについて同意するものとします。

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日にデータ保護法(改正済)(以下「DPA」といいます。)を施行しました。DPAにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入します。

潜在的投資者は、ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および/または委託先との関連するやり取り(申込契約の記入、および(適用ある場合には)電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含みます。)の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人)の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託先(管理事務代行会社を含みますが、これに限られません。)に対しDPA第2条において定義される個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきです。受託会社は、かかる個人情報についてデータ管理者として行為するものとし、適用あるデータ保護法令(DPAを含みます。)および受託会社のプライバシー通知(<https://www.maples.com/privacy/>からまたは請求によりオンライン上で入手可能)に従って、かかる個人情報を処理します。

ファンドへの投資によりおよび/またはファンドへの投資を続けることにより、投資者は、受託会社のプライバシー通知を熟読し理解したことを承知したものとします。

制裁

トラストおよび各ファンドは、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および/または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっています。

したがって、受益証券について申込みを行う者は、同者が次に掲げる()から()に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者(以下「関連当事者」といいます。)(もしあれば)が次に掲げる()から()に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求されることがあります。()国際連合、米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)、日本国財務省によって整備され、もしくは欧州連合(以下「EU」といいます。)、日本国財務省および/または連合王国(以下「英国」といいます。)の規則(後者は行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによります。)および/もしくはケイマン諸島の法律に基づく制裁対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列挙されるもの、()その国もしくは領域に関連して、国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国および/もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または()その他の国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国(後者は行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによります。)もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の対象であるもの(以下、総称して「制裁対象者」といいます。))。

申込者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、申込者が制裁対象者ではなくなるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および/または申込者の受益権と追加の取引を行うことを中止することが必要となることがあります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。制裁対象者事由の結果投資者が被る一切の債務、経費、費用、損害および/または損失(直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含みますが、これらに限られません。)に関して、受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、いかなる性質の債務も負わないものとします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、資本を保全し、流動性を維持し、およびインカム・ゲインを生み出すことです。ファンドは、ファンドの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を図ります。

受益証券の発行手取金の一部は、投資対象ファンドに投資されず、その代わりに、随時ファンドの継続的な現金需要を満たすために現金で留保することができます。

投資運用会社は、ファンドに対し、投資対象ファンドへの投資に関して投資一任業務を提供します。投資運用会社の詳細は、本書「第二部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況 2 関係業務の概要(1) ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッド」の項に記載されます。

ファンドの資産の大部分が投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスの大部分が投資対象ファンドのポートフォリオのパフォーマンスに依拠することになります。

分配型クラス受益証券

本書の日付現在、投資者は以下に記載する分配型クラス受益証券である一つのクラスの受益証券に申し込むことができます。

・分配型クラス受益証券 - 楽天A

ファンドは、分配型クラス受益証券の勘定で、分配型クラス受益証券に帰属するファンドの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドの分配型投資証券クラスJの投資証券(以下「投資対象ファンド投資証券」といいます。)に投資します。

分配型クラス受益証券は、下記「(4) 分配方針」の項に詳述する分配方針に従います。分配型クラス受益証券は、受益証券1口当たり純資産価格を発行価格で一定に保つことを目指します(以下「一定NAV」といいます。)。一定NAVを保つことが不可能な場合、分配方針が適用されなくなる可能性があります。詳細については、下記「投資対象ファンド - マイナスの正味収益額および純資産価額の安定」の項をご参照下さい。

その他の受益証券クラスが随時設定される場合があります。

投資対象ファンドの投資目的および方針

投資対象ファンドは、短期マネー・マーケット・ファンドです。投資対象ファンドの目的は、米ドル建ての高分格付けの確定利付商品または変動金利型証券に投資することにより、資本を保全し、流動性を維持し、およびインカム・ゲインを生み出すことです。投資対象ファンドの基準通貨は、米ドルです。

投資対象ファンドの投資対象は、世界規模で投資され、主に卸売市場、銀行間市場および店頭市場で取引され、固定金利または変動金利(すなわち、所定のベンチマークに基づいて定期的に変動または調整する金利)のリターンを提供することを目指します。投資対象ファンドは、預金証書、コマーシャル・ペーパー、変動利付債、メディアム・ターム・ノート、米国政府証券、およびOECD政府、その機関もしくは関連組織によりまたは超国家的な事業体により発行または保証される証券を含む、適格証券に投資することができます。さらに、投資対象ファンドは、その投資目的に合致する適格な証券化商品およびその他の短期適格証券に投資することができます。また、投資対象ファンドは、現金預金および定期預金を含む預金に投資することができます。

投資対象ファンドは、マネー・マーケット・ファンド規則第17条(7)に規定される効果減殺を利用し、リスク分散の原則に従って、公債発行体により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にその資産の100%を上限として投資することができます。

投資対象ファンド投資運用会社の内部信用度評価手続きに従って、かかる商品の品質が十分なものであることを保証するために、かかる商品の信用度の文書化された評価が実施されます。欧州証券市場監督局が登録および監督する一または複数の格付機関が当該商品の格付けを提供している場合、特に、これらの信用の格付けが考慮されることがあります。かかる外部格付けに機械的に依拠することはありません。

せんが、当該商品の既存の評価に影響を及ぼす可能性がある重大な変更があった場合には、当該商品の信用度について新たな評価を行うことになります。

投資対象ファンドは、その投資対象の加重平均満期を60日以下に制限し、120日以下の加重平均最終満期を有します。

投資対象ファンドの純資産価額の最低30%は、5営業日以内に満期を迎える資産、5営業日前に事前通知を行うことにより解約することができるリバース・レポ取引、または5営業日前に事前通知を行うことにより引き出し可能な現金で構成されます。極めて流動性が高く、かつ、1営業日以内に買戻しおよび清算することができ、残存満期が最大で190日である、公債発行体により個別にまたは共同で発行または保証される短期金融商品もまた、投資対象ファンドの純資産価額の17.5%を上限として、週次で満期を迎える投資対象ファンドの資産に含めることができます。投資対象ファンドは、かかる取得により、週次で満期を迎える資産への投資対象ファンドによる投資が純資産価額の30%未満となる場合、日次で満期を迎える資産以外のいかなる資産も取得してはなりません。

また、投資対象ファンドの純資産価額の最低10%は、各営業日に満期を迎える資産、1営業日前に事前通知を行うことにより解約することができるリバース・レポ取引、または1営業日前に事前通知を行うことにより引き出し可能な現金で構成されます。投資対象ファンドは、かかる取得により、日次で満期を迎える資産への投資対象ファンドによる投資が純資産価額の10%未満となる場合、日次で満期を迎える資産以外のいかなる資産も取得してはなりません。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドが保有する投資対象が米ドル以外の通貨に予期せずに再換算されることによって生じる可能性のある外国為替リスクをヘッジする目的のみ、一定の通貨先渡契約を締結することができます。また、投資対象ファンドは、SFTR、アイルランド中央銀行規則およびマネー・マーケット・ファンド規則の要件に従って、レポ取引およびリバース・レポ取引(すなわち、証券金融取引)を締結することができます。レポ取引は流動性目的で一時的に使用することができ、リバース・レポ取引は投資目的で使用することができます。投資対象ファンドがその投資目的および方針に従って保有するあらゆる種類の資産は、かかる証券金融取引の対象となることがあります。レポ取引の一環として投資対象ファンドが受領する現金は、投資対象ファンドの純資産価額の10%を超えないものとします。リバース・レポ取引の対象となる資産の割合には制限がないため、リバース・レポ取引の対象となり得る投資対象ファンドの資産の最大かつ予想される割合は、最大100%、すなわち投資対象ファンドの全資産となり得ます。投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ運用手法または証券金融取引に関連するカウンターパーティーまたはブローカーに担保または証拠金を移転することがあります。

投資制限

本書の日付現在、2009年オフショア・ファンド(税制)規則(以下「税制規則」といいます。)に基づき投資対象ファンドに関連する投資制限は、以下に定められます。ただし、これらは、税制規則およびアイルランド中央銀行規則に記載される適格および免除の対象となります。さらに、投資者は、下記の投資制限リストが完全または網羅的なものではなく、投資対象ファンドの投資目的、投資方針および予定されている投資に関連し、適用される投資制限を要約したものに過ぎないことに留意する必要があります。

有価証券の購入後に発生した不測の事態により、投資対象ファンドが不注意で下記の制限に違反した場合、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの投資主の最善の利益を考慮し、実務上可能な限り速やかに当該有価証券を売却します。

投資対象ファンド・アンブレラの取締役は、投資対象ファンドの投資主の利益と両立するまたは投資主の利益になるような追加の投資制限を随時課することができます。

一般規定

その運用するすべての集団投資スキームに関連して行為する投資運用会社または管理会社は、発行体の経営に重大な影響力を行使できるような議決権付株式を取得してはなりません。

投資対象ファンドは、以下を超えるものを取得してはなりません。

- (a) 単一発行体の無議決権株式の10%
- (b) 単一発行体の債務証券の10%
- (c) 単一発行体の短期金融商品の10%

上記(b)および(c)に定める制限は、取得時において債務証券もしくは短期金融商品の総額または発行済証券の正味の金額が計算できない場合は、取得時には適用されない場合があります。

上記の投資制限は、以下には適用されません。

- (a) 加盟国またはその地方当局が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- (b) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- (c) 一または複数の加盟国がメンバーとなっている公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

投資対象ファンドの支配の及ばない理由または引受権の行使により、本書に定める制限を超過した場合、投資対象ファンドは、その投資主の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければなりません。

投資対象ファンドは、以下について空売りを行ってはなりません。

- (a) 譲渡性のある証券、または、
- (b) 短期金融商品

許可されている商品

投資対象ファンドは、一または複数の以下の金融資産カテゴリーにのみ投資し、かつマネー・マーケット・ファンド規則に定められた条件の下でのみ投資するものとします。

- (a) 短期金融商品
- (b) 適格な証券化商品およびABCP
- (c) 金融機関預金
- (d) マネー・マーケット・ファンド規則第14条に定める条件を満たすレポ取引
- (e) マネー・マーケット・ファンド規則第15条に定める条件を満たす逆レポ取引

投資制限

投資対象ファンドは、以下を超えて投資してはならないものとします。

- (a) 同一発行体が発行する短期金融商品、証券化商品およびABCPに対して、自らの資産の5%。
- (b) 同一の金融機関に対する預金として、自らの資産の10%。ただし、投資対象ファンドが所在する加盟国の銀行セクターの構造が、その分散要件を満たすのに十分な預金可能な金融機関が存在しないものであり、投資対象ファンドが他の加盟国に預金をすることが経済的に実行可能でない場合を除くものとし、かかる場合においては同一の金融機関に対して自らの資産の15%を上限として預金することができます。

証券化商品およびABCPに対する投資対象ファンドの総エクスポージャーは、投資対象ファンドの資産の15%を超えてはなりません。マネー・マーケット・ファンド規則第11条(4)に記載される委任法の適用日以降、証券化商品およびABCPに対する投資対象ファンドの総エクスポージャーは、投資対象ファンドの資産の20%を超えてはならず、投資対象ファンドの資産の15%まで、STS(マネー・マーケット・ファンド規則において定義されます。)証券化商品およびABCPの判別基準を遵守していない証券化商品およびABCPに投資することができます。

投資対象ファンドがレポ取引の一部として受け取る現金は、その資産の10%を超えません。

逆レポ取引において、投資対象ファンドが同一のカウンターパーティーに対して提供する現金の総額は、投資対象ファンドの資産の15%を超えてはなりません。

本項「投資制限」の第1段落および第4段落にかかわらず、投資対象ファンドは、自らの資産の15%超を単一の機関に投資することになるような組み合わせで、以下を行ってはなりません。

- (a) 該当する機関が発行する短期金融商品、証券化商品、ABCPへの投資

(b) 該当する機関への預金

上記の段落に規定される分散要件にかかわらず、投資対象ファンドが所在する加盟国の金融市場の構造が、当該分散要件を満たすのに十分な投資可能な金融機関が存在しないものであり、かつ投資対象ファンドが他の加盟国の金融機関を利用することが経済的に実行可能でない場合、1 機関への投資を自らの資産の20%を上限として、上記(a)号に記載されるタイプの投資を組み合わせることができません。

投資対象ファンドは、その資産の100%を上限として、欧州連合、加盟国における国家、地域および地方の行政機関もしくはそれらの中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央当局もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行、または一もしくは複数の加盟国が所属するその他の関連国際金融機関または組織が、個別にまたは共同で発行または保証する様々な短期金融商品に投資することができます。

上記の段落は、以下の要件をすべて満たす場合にのみ適用されるものとします。

- (a) 投資対象ファンドが、当該発行体の異なる銘柄の短期金融商品を6種類以上保有していること
- (b) 投資対象ファンドが、同一銘柄の短期金融商品への投資を、その資産の最大30%に制限していること
- (c) 投資対象ファンドが、そのファンド規則または設立文書において、資産の5%超を投資しようとする短期金融商品について個別にまたは共同で発行または保証を行う、上記(a)号に記載されるすべての行政機関、機関または組織について明示的に言及していること
- (d) 投資対象ファンドが、その目論見書および販売文書中に免除の利用について注意を喚起する明確な文を記載し、自らの資産の5%超を投資しようとする短期金融商品について個別にまたは共同で発行または保証を行う上記(a)号に記載されるすべての行政機関、機関または組織を記載していること

本項「投資制限」の第1段落に定める個別の制限にかかわらず、投資対象ファンドは、加盟国に登録上の事務所を有し、債券保有者の保護を目的として設定された特別な公的監督に法律によって服する単一の金融機関が発行する債券に、その資産の10%を超えて投資してはなりません。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されるものとします。

投資対象ファンドが、単一の発行体によって発行された上記に記載される債券にその資産の5%を超えて投資する場合、それらの投資の総額は、投資対象ファンドの資産価額の40%を超えてはならないものとします。本項「投資制限」の第1段落に定める個別の制限にかかわらず、投資対象ファンドは、委任規則(EU)2015/61第10条(1)のポイント(f)または第11条(1)のポイント(c)に定める要件が満たされる場合、上記の段落に記載される資産への投資の可能性も含めて、単一の金融機関が発行する債券に自らの資産の20%を超えない範囲で投資することができます。投資対象ファンドが、単一の発行体によって発行された、EU加盟国、その地方当局、非EU加盟国、一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的な国際機関またはその他の加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品に自らの資産の5%を超えて投資する場合、これらの投資の総額は、上記の段落に記載される資産に対して行われる可能性のある投資を含め、当該段落に定められた制限を遵守した上で、投資対象ファンドの資産価額の60%を超えてはなりません。

欧州議会および理事会指令2013/34/EUに基づく連結決算の目的のため、または公認の国際会計規則に従い、同一のグループに含まれる会社は、本項「投資制限」の第1段落から第8段落に記載される制限を計算する目的上、単一の組織とみなされるものとします。

マイナスの正味収益額および純資産価額の安定

投資対象ファンドが、投資対象ファンド管理会社と協議の上、投資対象ファンド投資証券が、投資対象ファンド投資証券に帰属する正味利回り（すなわち、すべての経費および費用を控除した利回り）がマイナスである（以下「マイナス利回り」といいます。）ことにより、投資証券1口当たり純資産価格を安定的に維持することができない可能性があるとして判断した場合、投資対象ファンドの取締役は、（実務上可能な場合）事前通知をファンドに提供した上で、投資対象ファンド投資証券の累積型投資証券への転換（以下「マイナス利回り対策」といいます。）を実施することができます。かかる転換が実施される場合、投資対象ファンド投資証券は、以下のとおり変更されます。

- （i）投資対象ファンド投資証券の配分方針が変更され、投資対象ファンド投資証券は累積型投資証券となります。
- （ ）マイナスの収益は投資対象ファンド投資証券に帰属する純資産価額に計上されるため、投資対象ファンド投資証券の投資証券1口当たり純資産価格は安定せず、それらの資本が毀損される可能性があります。

マイナスの利回り環境が停止し、投資対象ファンドの取締役が、投資対象ファンド投資証券が投資証券1口当たり純資産価格の安定を維持できると判断した場合、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社と協議の上、転換を取り消すことができます（以下「転換取消し」といいます。）。

投資対象ファンド投資証券がマイナス利回りとなり、投資対象ファンドがマイナス利回り対策を実施する場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、下記「（4）配分方針」の項において詳述するとおり、分配型クラス受益証券に対して累積方針を適用することを決定することができます。その後、投資対象ファンド投資証券の投資証券1口当たり純資産価格が安定し、投資対象ファンドが転換取消しを行った場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、下記「（4）配分方針」の項において詳述するとおり、分配型クラス受益証券に対して配分方針を適用することを決定することができます。

ポートフォリオの除外およびESGインテグレーション

投資対象ファンドは、その投資方針の一環として、ESG特性を推進します。

第一に、除外事項として、投資対象ファンドは、以下に詳述するとおり、投資対象ファンド投資運用会社が選定するNT ESGカスタム・スクリーンに従った特定の証券を除外します。

第二に、企業有価証券のみに関して、投資対象ファンドはNT ESGベクトル・スコア™（以下に詳述されます。）が高いか、あるいは向上している企業有価証券を選定することを目指し、また投資対象ファンドの投資目的に合致する場合には、通常の市況下で、投資対象ファンドの投資対象として適格な企業有価証券のユニバースにおける加重平均NT ESGベクトル・スコア™と比較して、ポートフォリオ内の企業構成銘柄の加重平均NT ESGベクトル・スコア™が10%上昇することを目指して、ポートフォリオ内のポジションを調整してポートフォリオのESG特性／スコアの合計値を高めます。NT ESGベクトル・スコア™は、企業の業績に影響を与え得る財務上関連するESG関連基準に照らして上場企業を評価する指標であり、次の二つの主要なサステナビリティに関する報告の枠組みを統合したものです。一つは、財務上の重要性（マテリアリティ）に焦点を当てた業種別のサステナビリティに関する開示基準である米国サステナビリティ会計基準審議会の基準（以下「SASBスタンダード」といいます。）であり、もう一つは気候関連財務情報開示タスクフォース（以下「TCFD」といいます。）の提言の主題構成部です。NT ESGベクトル・スコア™は、SASBスタンダードにおける財務上重要なESGリスクすべてに、単に気候変動にとどまらず、ガバナンス、戦略、リスク管理に関するTCFDの予測枠組みを適用し、総合的なリスク評価を行うものです。また、NT ESGベクトル・スコア™では、長期的価値に与え得る影響を考慮し、コーポレート・ガバナンスをさらに重視しています。

第三に、投資対象ファンド投資運用会社のポートフォリオ運用チームによる定期的なレビューで、NT ESGベクトルスコア™の低い保有銘柄およびその他関連するESGの問題をレビューし、議論します。

NT ESGベクトル・スコア™の詳細については、<https://landing.northerntrust.com/esg-vector-score/p/1>をご参照下さい。

投資対象ファンドはESG特性を推進しますが、サステナブル投資は行いません。

投資対象ファンドは、通常の市況においてESG指標が向上している発行体に70%以上投資される予定です。

NT ESGカスタム・スクリーン

投資対象ファンドは、以下のNT ESGカスタムスクリーニング基準に抵触する企業を除外します。

- (a) 「不遵守」に分類される争訟に関与しており、国連グローバル・コンパクトの10原則等の国際的な規範に違反している企業
- (b) タバコの生産から収益を得ている企業、またはタバコの流通、タバコ生産のための基幹製品の供給もしくはタバコの小売から収益の5%以上を得ている企業
- (c) クラスター爆弾、地雷、核兵器、劣化ウラン兵器、生物・化学兵器(またはその戦略部品)、盲目化レーザー、探知不可能な部品または焼夷弾等の非人道的兵器を製造する企業
- (d) 民生用銃器の製造または民生用銃器の小売を行い、このセクターから5%以上の収益を得ている企業
- (e) 通常兵器の製造またはその支援サービスの提供を行い、兵器の販売または軍事契約から5%以上の収益を得ている企業
- (f) 一般炭の採掘から収益の5%以上を得ている企業
- (g) 石炭火力発電から収益の30%以上を得ている企業、または石炭火力発電から収益の5%以上を得ている企業で、自社事業における炭素リスク管理が脆弱な企業
- (h) オイルサンドおよびシェールガス等の非在来型石油・ガスから収益の5%以上、または北極圏の石油から収益の1%以上を得ている企業で、自社の製品およびサービスにおける炭素リスク管理が脆弱な企業
- (i) 営利刑務所から収益の5%以上を得ている企業

この手法は毎年見直されます。これらのサステナビリティ指標は包括的なものではなく、変更される可能性があります。

投資対象ファンドの管理

投資対象ファンド・アンブレラは、投資対象ファンド・アンブレラおよび投資対象ファンドの管理会社として投資対象ファンド管理会社を任命しています。投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンドの資産の投資運用、投資対象ファンド・アンブレラおよび投資対象ファンドの一般管理事務ならびに投資対象ファンドの投資証券の販売に責任を負います。投資対象ファンド管理会社は、1996年2月9日にアイルランドで設立された有限責任会社であり、最終的には、米国イリノイ州シカゴに本社を置くマルチバンクの持株会社であるザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの完全子会社です。

投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンドの投資運用会社および販売会社として投資対象ファンド投資運用会社を任命しています。

投資対象ファンド投資運用会社は、イングランドおよびウェールズの法律に基づき設立され、その登記上の事務所を英国、E14 5NTロンドン、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート50に有する非公開有限責任会社です。投資対象ファンド投資運用会社の主な業務は、国際的および欧州の投資運用サービスの提供です。投資対象ファンド投資運用会社は、ブローカー・ファンド・アドバイザーとして行為しません。投資対象ファンド投資運用会社は、英国で規制対象となる業務を行う認可を受けており、投資業務の遂行において英国金融行為規制機構の認可および規制を受けています。投資対象ファンド投資運用会社は現在、機関投資家向けマネー・マーケット・ファンド協会(以下「IMMFA」といいます。)の会員であり、投資対象ファンド投資運用会社がIMMFAの会員であり続ける限り、IMMFA行動規範の義務を遵守するよう最大限の努力を払う必要があります。

ファンドの投資資産および純資産価額は、市況の変化により影響を受ける可能性があります。

ファンドがその投資目的を達成し、多額の損失を回避できるとの保証はありません。ファンドはその資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資することになります。その結果、受益者は間接的に投資対象ファンドへの投資に伴うリスクにさらされることになります。

（２）【投資対象】

ファンドは、ファンドの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を図ります。投資対象ファンドの概要は以下のとおりです（2025年7月31日現在）。

投資対象ファンドの名称	ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンド アイルランド法に基づきオープンエンド型可変資本アンブレラ投資会社として設立され、アイルランド中央銀行によりUCITS規則に基づくUCITSとして認可されている有限責任会社（登録番号245357）である、ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシーのファンドです。
投資運用方針	投資対象ファンドは、短期マネー・マーケット・ファンドです。投資対象ファンドの目的は、米ドル建ての高格付けの確定利付商品または変動金利型証券に投資することにより、資本を保全し、流動性を維持し、およびインカム・ゲインを生み出すことです。投資対象ファンドの基準通貨は、米ドルです。 投資対象ファンドの投資対象は、世界規模で投資され、主に卸売市場、銀行間市場および店頭市場で取引され、固定金利または変動金利（すなわち、所定のベンチマークに基づいて定期的に変動または調整する金利）のリターンを提供することを目指します。 さらなる詳細は上記「（１）投資方針」に記載されています。
投資対象資産	投資対象ファンドは、預金証書、コマーシャル・ペーパー、変動利付債、ミディアム・ターム・ノート、米国政府証券、およびOECD政府、その機関もしくは関連組織によりまたは超国家的な事業体により発行または保証される証券を含む、適格証券に投資することができます。 さらに、投資対象ファンドは、その投資目的に合致する適格な証券化商品およびその他の短期適格証券に投資することができます。また、投資対象ファンドは、現金預金および定期預金を含む預金に投資することができます。 さらなる詳細は上記「（１）投資方針」に記載されています。
管理会社（または投資運用会社）	ノーザン・トラスト・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッドが投資対象ファンド管理会社として行為し、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドが投資対象ファンド投資運用会社として行為します。

（３）【運用体制】

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドは、投資運用契約に基づき、ファンドの投資運用者として行為します。

投資運用契約の条項に基づき、管理会社は、ファンドの投資対象ファンドへの投資を含め、随時ファンドの信託財産に含まれる投資対象、現金およびその他の財産または資産に関して投資運用サービスをファンドに提供する投資一任業者として、投資運用会社を任命します。

ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションは、投資運用会社の最終親会社です。NTAMは、ノーザン・トラスト・コーポレーションの資産運用事業のブランド名です。NTAMは、機関投資家にサービスを提供し、革新的な投資運用力を提供するために設立されました。2025年3月末日現在、NTAM（ノーザン・トラスト・コーポレーションの投資運用会社およびその他の子会社を含みます。）は、キャッ

シュ・マネジメント、インデックス・ベース、ファクター・ベース、ファンダメンタル・アクティブ、マルチ・マネージャーに至るまで、さまざまな資産クラスおよびスタイルで約1.3兆米ドルの資産を運用しています。

(4) 【分配方針】

(イ) 海外における分配

分配型クラス受益証券

ファンドは、分配型クラス受益証券に関して、日次で分配を宣言し、月次でこれを支払う予定です。分配型クラス受益証券の分配率は、各評価日に小数点第10位まで公表されます。

各分配基準日に関する分配型クラス受益証券の現在の分配方針（以下「分配方針」といいます。）は、当該分配基準日における当該クラスの受益証券に関連するすべての手数料、報酬、費用その他の債務を控除した後に発行価格を上回るすべての金額（以下「分配金」といいます。）を分配するものです。

投資対象ファンド投資証券がマイナス利回りとなり、投資対象ファンドがマイナス利回り対策を実施する場合、および／または、その他、受託会社が投資運用会社と協議の上、一定NAVを保つことが不可能であると判断した場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、分配が支払われなくなることを決定することができます（以下「累積方針」といいます。）。この場合、分配型クラス受益証券に帰属する純利益および実現キャピタル・ゲインはすべて再投資され、分配型クラス受益証券に帰属する純資産価額に反映されます。その後、投資対象ファンド投資証券の1口当たり純資産価格が安定し、投資対象ファンドが転換取消しを実施した場合、および／または、その他、受託会社が投資運用会社と協議の上、一定NAVを維持することが可能になったと判断した場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、分配型クラス受益証券に再び分配方針を適用することを決定することができます。

累積方針を適用した場合、分配型クラス受益証券の受益証券は、関連する申込日または買戻日の直前の評価日における評価時点での受益証券1口当たり純資産価格で発行され、または買い戻されます（すなわち、ヒストリカル・プライシングを使用します。）。

宣言された分配金は、関連する分配基準日において受益者名簿に登録されている受益証券の名義人に対して支払われ、かかる分配はすべて（通常の下捨五入法を用いて）0.01米ドル未満を四捨五入します。

分配金は、関連する分配基準日後に到来する分配金支払日に月次で現金により支払われます。ただし、管理会社は、（受託会社および投資運用会社と協議の上）これより多いまたは少ない頻度で分配金（全額または一部）を支払うことを随時決定することができます。

上記にかかわらず、受益者が口座開設フォームにおいて分配金を追加の受益証券の形で受け取ることを選択した場合、分配金は当該受益者に対して物理的に支払われるのではなく、関連する分配基準日後に到来する分配金再投資日に、かかる名目上の分配が行われる受益証券と同じクラスの受益証券の追加申込みに充当されます。かかる追加の受益証券の申込みの際の受益証券1口当たりの購入価格は、当該分配金再投資日における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格となります。

かかる分配が支払われる保証はなく、かかる分配が支払われる限りにおいて、将来の分配が支払われる保証はなく、また支払われたとしてもかかる金額が支払われる保証もありません。

(ロ) 日本における分配

日本の投資家との関係では、ファンドの分配金は、月次で、各分配金再投資日に、当該分配金再投資日における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加の受益証券として発行されます。

(5) 【投資制限】

投資ガイドラインおよび投資制限

投資運用会社は、ファンドの勘定で以下に掲げることを行いません。

- (a) 株式もしくは株式関連の有価証券を取得し、または出資に対する投資をすること。
- (b) ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15%を超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること(ただし、かかる制限は、当該投資資産の評価方法が英文目論見書または英文目論見書補遺において明確に開示されている場合、および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。)。
- (c) 管理会社と取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- (d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む(ただし、これらに限られません。) 受益者の利益を害し、またはファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- (e) 空売りの結果、ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- (f) 下記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- (g) 信用リスク(ファンドの計算において保有される有価証券または他の資産について取引の相手方の債務不履行の結果により、もしくはこれに関係して、またはその他の理由により発生しうるリスクをいいます。) を適切かつ適正に管理および統制する方法としてあらかじめ投資運用会社によって定められた合理的な方法に反し、またはこれに違反する取引を行うこと。
- (h) 日本証券業協会の規則の意味におけるデリバティブ取引等を行うこと。
- (i) ファンドの純資産総額の50%超が、金融商品取引法第2条第1項における「有価証券」(同法第2条第2項各号に掲げる権利のうち同条同項に基づき有価証券とみなされるものを除きます。) の定義に該当しない資産から構成される結果となるような投資対象を購入しまた追加すること。

上記の制限(a)の目的において、投資対象ファンドが株式または株式関連の有価証券を取得せず、また、出資に対する投資をしないことから、投資対象ファンド投資証券は株式または株式関連の有価証券とみなされないものとします。

上記の制限(g)の目的において、ファンドは、投資対象ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、実質的に受益証券の販売による手取金のすべてが投資対象ファンドに投資され、ならびに投資対象ファンドは、UCITSに係る欧州連合の適用ある指令および規則に準拠した信用リスク管理手続を適用しています。UCITSに対して適用ある欧州連合の指令および規則において規定されるリスク管理手法に従い、投資対象ファンドの信用リスクが管理されており、かつ、管理される予定であり、かかるリスク管理手法は、投資運用会社によって、適切かつ適正な方法とみなされます。

これらの各制限は、投資対象ファンドのレベルではなく、ファンドのレベルで適用されます。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払いまたはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、投資運用会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はありません。ただし、投資運用会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに前述の制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じなければなりません。

投資運用会社は、() 受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると投資運用会社が単独で判断する場合、() ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を投資運用会社が単独の裁量により予期する場合もしくは投資運用会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに/または() 投資方針およびガイドラインからの逸脱が(a) ファンドを終了する準備を行うためもしくは(b) ファンドの資産の規模の結果として投資運用会社の単独の裁量により合理的に必要なである場合、前記の制限から一時的に逸脱することができます。当該逸脱を認識した場合、投資運用会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

管理会社は、投資運用会社の事前の同意およびファンド決議による受益者の事前の書面による承認を条件として、投資運用会社と協議の上、投資目的、方針、制限およびガイドラインを随時変更することができます。上記にかかわらず、英文目論見書補遺（投資目的、方針、制限及びガイドラインを含みます。）は、適用ある法令を遵守する目的において、受益者の同意を得ることなく、投資運用会社と協議の上、管理会社によりいつでも変更することができます。

借入れ方針

受託会社または管理会社は、投資運用会社と協議の上、ファンドの勘定で、借入残高の合計が純資産価額の10%を超えない範囲で金銭を借り入れることができます。ただし、ファンドが他のファンド、投資ファンドまたは他のタイプの集団投資スキームと合併するなどの特別な状況においては、一時的にこの上限を超えることがあります。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、受益証券の価格が下落することもあれば上昇することもあることを理解しておく必要があります。ファンドへの投資は、重大なリスクを伴います。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってのみ自らの受益証券を処分することができます。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。その結果、各投資者は、ファンドへの投資に係るリスク負担を許容できるかどうか慎重に検討する必要があります。

以下のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

ファンドへの投資に関連する一般的リスク

投資目的

いずれの期間においても、ファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者は、ファンドへの投資が利益を生み出す保証はないことを理解しておく必要があります。投資者は、ファンドへの投資の大部分を失う可能性があります。

現金に関するリスク

ファンドの勘定において直接保有される現金は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクの影響を受けます。これらのリスクの一つまたは複数が増大した場合、ファンドの勘定において直接保有される現金の価値に悪影響が及ぶ可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定において直接保有されている現金を、ファンドの勘定において引き出すことができない場合、投資運用会社がファンドの投資目的および投資方針を達成する能力が悪影響を受ける可能性があります。かつ/または、ファンドに損失が発生する可能性があります。ファンドが投資する投資対象ファンドの実質的な投資対象は、現金および短期金融商品です。さらなる詳細については、下記「投資対象ファンドへの投資に関連する特定のリスク」の項の「現金/短期金融商品への多額の投資に伴うリスク」と題するリスク要因をご参照ください。

集中リスク

投資運用会社は、ファンドの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資する予定です。したがって、ファンドのポートフォリオは、投資対象ファンドへのエクスポージャーおよび投資対象ファンドの投資対象に集中することとなります。その結果、ファンドのリターンは、ファンドの投資資産が異なる金融商品、資産クラスまたはカウンターパーティーに広く分散されている場合よりも、投資対象ファンドならびにその特定の投資対象および/またはカウンターパーティーに影響を与える不利な経済状況または事業状況に起因する変動の影響を受けやすくなる可能性があります。ファンドがその取引を投資対象ファンドに集中させているため、このような「カウンターパーティー・リスク」は顕著になります。

受益証券は流動性の低い投資対象である可能性があります

受益証券の流通市場は存在せず、開設される見込みもありません。投資者は、自らの裁量で投資を現金化することができない可能性があります。ファンドが投資する投資対象ファンドは、流動性管理方針を実施する場合があります。受益者が自らの受益証券を買い戻す能力に影響を与える可能性があります。さらなる詳細については、下記「買戻しの制限および効果」と題するリスク要因をご参照ください。受益者は、下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要(3) 受益者に対する特典、譲渡制限 受益証券の譲渡」と題する項に記載のとおり、一定の規定された譲渡制限に従って、自らが保有する受益証券を適格投資家に譲渡することができます。ただし、受益者の受益証券を購入する意思のある者が存在する保証はありません。さらに、譲受人は、表明を裏付ける証拠とともに、() 受益証券の譲渡が適格投

資家に対する譲渡であること、および()受託会社はその裁量により要求するその他の事項に関して、書面で受託会社に対し表明しなければなりません。

受託会社は、その裁量により、受益証券の譲渡を拒否する権利を有し(当該譲渡により、ファンドが納税義務を負い、またはファンドに関するその他の金銭上、法律上、行政上もしくは規制上の不利益を被ることとなる可能性があるとして受託会社が考える場合を含みます。)、受託会社に承認されなかった譲渡は無効となるものとします。

損失リスク

ファンドへの投資には様々なリスクが伴うため、投資予定者は、自らの投資額のすべてを失った場合の影響に容易に耐えることができない限り、申込みを行うべきではありません。

為替レートリスク

分配型クラス受益証券は、米ドル建てです。これは、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含みます。)(以下「投資者通貨」といいます。)建てで行われる場合に、通貨換算に関する一定のリスクをもたらします。これには、為替レートが大きく変動する(米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含みます。)リスク、および米ドルまたは投資者通貨(場合に応じて)を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨が米ドルに対して値上がりした場合、(a)純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨換算額、ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者通貨換算額が減少することとなります。

費用の水準

投資対象ファンドを通じて間接的に短期金融投資資産を取得する際にファンドにより支払われる手数料は、手数料の階層を付加することとなり、ファンドによる直接投資の場合と比べて費用がより高くなる可能性があります。

投資資産の評価

ファンドが取引を行いまたは現金を保有するカウンターパーティーから、ファンドの勘定において行われた取引および保有されている現金または有価証券を調整するのに十分な期間内に、管理事務代行会社が取引明細書またはその他の必要な情報を受け取らない状況が発生する可能性があります。このため、純資産価額は不完全な情報または計算時に確認できない情報に基づいて計算され、調整が不完全になる可能性があります。その結果として損失が発生した場合、受託会社、管理事務代行会社、管理会社および投資運用会社(場合に応じて)のいずれも責任を負わないものとします。

カウンターパーティー・リスク

ファンドの資産の実質的にすべては投資対象ファンドに投資される予定であるため、ファンドの主な直接のカウンターパーティーは投資対象ファンドとなります。その結果、受益者は、投資対象ファンドがその投資に関して直面するカウンターパーティー・リスクに間接的にさらされることとなります。さらなる詳細については、「投資対象ファンドへの投資に関連する一般的リスク」の項の「カウンターパーティー・リスク」と題するリスク要因をご参照ください。

金利リスク

ファンドが間接的に投資することとなる投資資産は、その存続期間を通じて、すなわち、当該投資資産の発行または取得から買戻しまたは処分までの間、当該期間中の金利変動に応じた価格変動にさらされる可能性があります。このリスクを金利リスクといいます。一般的に、金利が下落すると有価証券の価格は上昇し、金利が上昇すると有価証券の価格は下落します。金利変動の際、投資資産のデュレーションは、債務証券の債務価格の変動の度合いの指標として使用されることがあります。債務証券のデュレーションの値が大きければ大きいほど、金利の動きに対する当該債務証券の価格変動も大きくなります。したがって、受益者に支払われる分配金の額およびファンドが一定NAVを維持する能力が、結果として影響を受ける可能性があります。

信用格付けはすべてのリスクを反映していない場合があります

ファンド（および投資対象ファンド）の投資資産は、一または複数の独立した格付機関による信用格付けを付与される場合があります。信用格付機関は、確定利付証券の信用力の格付けを提供する民間サービスです。信用格付機関により付与される格付けは、信用力の絶対的な基準ではなく、有価証券の市場価格のボラティリティまたは有価証券への投資の流動性に関する評価を反映していません。信用格付機関は、信用格付けを適時に変更できない場合があります、発行体の現在の財務状況は、格付けが示すものよりも改善または悪化している場合があります。有価証券の格付けが購入時よりも引き下げられた場合でも、投資運用会社は、必ずしも当該有価証券の売却を推奨しません（また、投資対象ファンドは、必ずしも当該有価証券を売却しません）。投資運用会社（および投資対象ファンド）は、信用格付けのみに依拠せず、発行体の信用力を分析する独自の手法を有する場合があります。信用格付けは、有価証券またはその他の投資対象の購入、売却または保有を推奨するものではなく、当該付与を行った格付機関がいつでも改定または撤回を行うことができるものです。特定の日においてファンド（または投資対象ファンド）の投資資産に付与された格付けは、その発行体の事業の将来のパフォーマンスまたは将来の信用力を示すものではない可能性があります。

管理会社および投資運用会社への依存

ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、管理会社および投資運用会社が責任を負うものであるため、管理会社および投資運用会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有します。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用契約の継続、ならびに管理会社および投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存します。管理会社、投資運用会社および/またはそれらの主要人員から業務の提供を受けられなくなる場合、管理会社および投資運用会社が開発した独自の投資手法を利用できなくなる可能性があるため、ファンドの資産価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。

分配

分配金は分配型クラス受益証券に関する分配方針に従って支払われることが予想されますが、受託会社は（投資運用会社と協議の上）、分配型クラス受益証券に関して必要であると判断した場合、または、投資対象ファンドに関してマイナス利回り対策が適用された場合、いつでも、期間を問わず、分配型クラス受益証券に対して累積方針を適用する能力を有します。したがって、分配が行われる保証はなく、また、そのような分配が行われる限りにおいて、将来の分配が行われる保証はなく、行われる場合であっても、同様の金額が支払われる保証はありません。

決済の失敗

受益証券は、申込日において申込みを行うことができ、申込日を基準として発行されます。ただし、ある受益証券クラスの受益証券の申込人は、関連する申込日の翌営業日にその申込代金を決済する必要があります。投資者が支払期日までに申込代金を決済できなかった場合（以下「債務不履行投資者」といいます。）、受託会社は、管理会社と協議の上、債務不履行投資者の決済に失敗した受益証券を強制的に無償で買い戻すことができます。

先行投資

受益者は、投資運用会社が、申込受付の通知後、申込代金を受領する前に、ファンドの勘定において当該申込代金の決済を見越した投資（以下「先行投資」といいます。）を行う場合があることに留意してください。このような先行投資はファンドの利益のために行われることが意図されていますが、決済が失敗した場合、ファンドは、取引の解消費用（その時点までに市場が不利に変動している可能性もあります。）や、先行投資のための資金を取得したファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息支払などの損失（これらを含みますが、これらに限定されません。）を受ける可能性があります。その結果、先行投資によりファンドに損失が発生した場合、受益者に支払われる分配金の額に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、ファンドが一定NAVを維持する能力に影響が及ぶ可能性があり、ひいては分配型クラス受益証券に対して累積方針が適用されることとなる

可能性があります。かかる損失が発生した場合、受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも責任を負わないものとします。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によりケイマン諸島における休業日を考慮しません。したがって、受託会社は、すべての営業日に裁量権を行使することができない可能性があります。

買戻しの制限および効果

管理会社は、その絶対的な裁量により賢明とみなす場合(投資対象ファンドが投資対象ファンド投資証券の買戻しを制限または阻止する場合があります。)には、(受託会社と協議の上で)買戻請求の数量を管理会社が定める受益証券口数もしくは金額に制限し、または当該買戻請求の受付を停止(すなわち、停止を宣言)することができます。管理会社が買戻請求の数量を制限し、または受益証券の買戻しを停止した場合、受益者は、自らの受益証券の買戻しを受けることはできません。

投資対象ファンドが投資対象ファンド投資証券の買戻しを制限または阻止し、かつ受益証券の大量の買戻しが請求された場合、投資運用会社は、当該払戻しが請求された時点で投資対象ファンドへの投資資産を換金することができず、または投資運用会社は、管理会社が当該投資資産の真の価値を反映していないと考える価格でしか当該投資資産を換金できない可能性があります。その結果受益者へのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。また、ファンドの終了時に、すべての投資資産を換金して受益者に現金のみを分配する予定ですが、この目的が達成される保証はありません。

無保証

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関、政府関連機関または銀行保証基金による付保も保証もされていません。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、かつ、いかなる銀行による保証も裏書きもないため、受益証券への投資額は、上下に変動する可能性があります。元本の保全は保証されていません。ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴います。受益者が当初の投資の全額を回収できるという確実性はありません。受益者は、投資の全額を上限とする損失を被ることを覚悟する必要があります。

早期終了リスク

ファンドは、下記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他 ファンドの解散」の項に記載するとおり、特定の状況下で終了する可能性があります。

クロス・クラス債務

将来、異なるクラスの受益証券が発行される可能性があります。信託証書は、ファンドの債務が様々な受益証券クラスに帰属する方法について規定しています（債務は、債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属します。）。ただし、ファンドは単一の信託として構成されており、いずれの受益証券クラスの保有者も、当該保有者が保有する受益証券クラスに該当しないその他の受益証券クラスに関して発生した債務を、当該その他の受益証券クラスに帰属する資産が当該債務を返済するのに十分でない場合に、負担せざるを得ない可能性があります。したがって、いずれかの受益証券クラスに帰属する債務が当該特定の受益証券クラスに限定されず、一または複数のその他の受益証券クラスに帰属する資産から支払わなければならない可能性があるというリスクが存在します。

運用歴の不存在

ファンドは新規に設定されており、投資者がパフォーマンス予想の評価の基準とすることのできる運用歴を有しません。投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではありません。

上記にかかわらず、ファンドが投資する投資対象ファンドは、20年以上にわたって運営されています。

一般的な経済情勢および市況

ファンドの投資の成否は、一般的な経済情勢および市況（金利、信用供与の可能性、インフレ率、経済の不確実性、法律の変更および国内外の政治情勢等）により影響を受ける可能性があります。特に、ファンドの投資方針は、ファンドの資産が投資される国において生じる金融危機、デフォルト（債務不履行）、政策の大幅な変更、新たな規制の導入、自然災害、政変および／または政治体制の大幅な変更ならびに戦争など、非常事態を含む一定の状況または市況において維持されない可能性があります。これらの要因は、ファンドの投資資産となっている有価証券の水準およびボラティリティや、ファンドの投資資産の価格および流動性に影響を与える可能性があります。予測不能なボラティリティまたは非流動性によって、ファンドの収益性が損なわれ、または損失が発生する可能性があります。投資資産の価値および投資資産から得られる収益は、上昇することもあれば下落することもあり、また受益者は、ファンドへの当初の投資額を回収することができない可能性があります。

規制の変更

将来において、ファンドまたは投資対象ファンドの運営に関して、ファンドまたは投資対象ファンドがその戦略を実施する能力に悪影響を及ぼすような規制が課される可能性があります。ケイマン諸島法、アイルランド法またはその他の法律に関して将来行われる規制当局の解釈によって、ファンドおよび／または投資対象ファンドがどのような点において事業遂行方法の変更を求められるかについては不確実です。近年、ファンド業界全般において政府および自主規制機関による取締りが強化されています。このような展開からどのような規制の変更（もしあれば）が生じるかを予測することは不可能ですが、取引において信用枠を利用する投資対象ファンドの能力、または取引において信用枠を拡大するブローカーおよびその他のカウンターパーティーの能力を制限するような規制（および発生し得るその他の規制の変更）は、投資対象ファンドの、ひいてはファンドの潜在的な利益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資資産の売却、または当該投資資産に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取りによる受取資金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含みます。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意する必要があります。

米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課します。ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があります。その場合は、ファンドの分配型クラス受益証券について一定NAVを維持する能力が悪影響を受け、ひいては分配型クラス受益証券に累積方針が適用されることになる可能性があります。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はありません。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合があります。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費用の増加を招くこともあります。

管理会社取得時に源泉徴収税の対象となっていない有価証券に投資する場合でも、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはこれらの解釈の変更によっては、将来において課税対象とならないとの保証はありません。管理会社は、当該源泉徴収税を回収することができないため、当該変更は、ファンドが投資している投資対象の純資産価額に悪影響を及ぼすこととなります。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に活用しつつ、世界的なオフショア脱税の問題に対処するため、共通報告基準(以下「CRS」といいます。)を策定しました。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めています。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSを実施しています。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要があります。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社への追加の情報提供を求められることがあります。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、および/または受益証券の強制的買戻しの対象となり、および/または投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがあります。詳細について、投資者は「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」の項をご参照ください。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドの運営に関連するインターネットおよび技術の使用が増加するにつれて、ファンドは、サイバーセキュリティ侵害によるオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの増大にさらされています。サイバーセキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の不正流用、データの破損または運営の妨害を目的とした、「ハッキング」またはその他の手段によるコンピューターウイルスへの感染およびファンドのシステムへの不正アクセスが含まれますが、これらに限られません。サイバーセキュリティ侵害は、DoS攻撃、または許可された個人がファンドのシステムに保存された秘密情報を開示する(故意か否かを問いません。)場合等、不正アクセスを必要としない方法で発生する場合もあります。サイバーセキュリティ侵害により、ファンドの事業運営に支障が生じ、これに影響を及ぼす場合があります。その結果、潜在的に、財務上の損失が生じ、ファンドの純資産価額を決定できなくなり、適用ある法律の違反、規制上の罰則および/または罰金を課され、コンプライアンスその他の費用が発生する可能性があります。その結果ファンドおよびその投資者は、悪影響を受ける可能性があります。また、ファンドは第三者サービス提供者と緊密に協力しているため、当該第三者サービス提供者における間接的なサイバーセキュリティ侵害により、ファンドおよびその投資者が直接的なサイバーセキュリティ侵害に関連するのと同等のリスクにさらされる可能性があります。ファンドは、サイバーセキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するよう設計されたリスク管理システムを構築していますが、当該措置が成功する保証はありません。

ファンドへの投資に関連する特定のリスク

一定NAVおよび累積方針の適用に関するリスク

投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資証券に関して安定した投資証券1口当たり純資産価格の維持に努めるものとします。ただし、投資対象ファンドがこの目的を達成することができる保証はなく、特定の状況下では、投資対象ファンド投資証券の価格およびこれによる収益は、投資証券1口当たり純資産価格の変動を反映した結果増減する可能性があります。

ファンドは、分配型クラス受益証券に関して安定した受益証券1口当たり純資産価格の維持に努めますが、ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関、政府関連機関または銀行保証基金による付保も保証もされていません。一定NAVおよび現在の分配方針の維持は保証されておらず、投資者は投資損失を被る可能性があります。上記「2 投資方針(4) 分配方針」の項に記載するとおり、一定NAVを維持することが不可能になった場合、受託会社は(投資運用会社と協議の上)、分配型クラス受益証券に関して累積方針の適用(および不適用)を決定することがあります。累積方針が適用されている間、分配型クラス受益証券に帰属するすべての純収益および実現キャピタルゲインは再投資され、分配型クラス受益証券に帰属する純資産価額に反映されます。言い換えれば、累積方針が有効である限り、分配型クラス受益証券に関して分配が支払われることはありません。累積方針が適用されるか否かおよび累積方針の有効期間は、投資運用会社(および投資対象ファンドに関しては投資対象ファンド投資運用会社)の専門的判断に大きく依存します。したがって、累積方針が適用(および解除)される時点と同様に、その期間は、ファンドへの投資期間中に受益者に支払われる分配金の額に影響を与えます。

その他、現在の分配方針が変更された場合、投資者の投資リターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドへの投資に関連する一般的リスク

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証

投資対象ファンドの投資目的が成功する旨の保証または表明は行われず、投資対象ファンドがその投資目的を達成することの保証も提供されません。投資対象ファンドは、いかなる特定のポートフォリオへの投資も選択し、実施し、および現金化することができる旨の保証を提供しません。投資対象ファンドが投資者のためのリターンを生み出せること、または当該投資対象に対して投資するリスクに当該リターンが見合うことの保証はありません。ファンドへの投資は、投資額の相当部分を失うことを許容できる者によってのみ検討されるべきです。投資対象ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資対象ファンドの将来の成績を示唆するものではなく、投資対象ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

支配の欠如

投資対象ファンドへの投資は、ファンドの勘定で行われます。投資運用会社および投資対象ファンド投資運用会社は同一の事業体であり、ファンドおよび投資対象ファンドの資産を運用しますが、受託会社および管理会社のいずれも、投資対象ファンドの投資または投資対象ファンドが行う投資を日常的に管理することはありません。

第三者の運用への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスはモニタリングされるものの、ファンドおよび投資対象ファンドが達成するリターンは、投資対象ファンド投資運用会社(ファンドの投資運用会社として任命される事業体と同じです。)の取組みおよび成績にその大部分を依存し、(ファンドおよび投資対象ファンドの両方に関する)当該事業体およびその従業員の成績不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。受託会社および管理会社はいずれも、投資対象ファンドの日常的な運用において積極的な役割を果たさず、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドに関して行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する能力を有しません。投資対象ファンドおよび投資対象ファンド投資運用会社の過去のパフォーマンスが将来の成績の信頼できる指標であるとは限らず、また投資対象ファンド投資運用会

社、その主要人員、または投資対象ファンドの投資戦略はファンドの同意なしに随時変更される可能性があり、投資対象ファンド投資運用会社が今後も順調に運営される保証はありません。

投資対象ファンドのサービス提供者への依存

ファンドおよび投資対象ファンドは、それぞれの投資運用者、保管者およびファンド管理事務代行者としてノーザン・トラスト・グループ内の同じ事業体を起用しています。したがって、ファンドおよび投資対象ファンドの日々の運営は、ノーザン・トラスト・グループ内の人材、専門知識および資源に大きく依存しています。

特に、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの投資対象のパフォーマンスは、投資対象ファンド投資運用会社のパフォーマンスに大きく左右されます。投資対象ファンド投資運用会社または別のサービス提供者が必要な水準で適切に職務を遂行せず、自らの契約上の義務に違反し、詐欺もしくは過失を犯し、またはその他ファンドに不利益が及ぶような行為を行った場合、ファンドのパフォーマンスおよび/または運営に重大な悪影響が及ぶおそれがあります。

カウンターパーティー・リスク

投資対象ファンドは、取引のカウンターパーティーに関する信用リスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドのカウンターパーティーが債務不履行に陥り、投資対象ファンドの投資に関する権利行使が遅延しまたは妨げられる限りにおいて、投資対象ファンドのポジションの価値が下落し、収益を失い、権利の主張に関連するコストが発生する可能性があります。ただし、カウンターパーティーの信用リスクを低減するために投資対象ファンドがどのような手段を講じるかにかかわらず、カウンターパーティーが債務不履行に陥らない保証はなく、その結果、投資対象ファンド(ひいてはファンド)が取引上の損失を被らない保証はありません。

投資対象ファンドの戦略は成功しない可能性があります

投資対象ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、投資対象ファンドがその投資元本を回収できる保証はありません。投資対象ファンドが成功する保証はありません。

市場イベントに関するリスク

一般的な経済状況の変化により、ファンドの活動および受益者へのリターン（もしあれば）が影響を受ける可能性があります。金利、経済活動の全般的水準、有価証券の価格、コモディティの価格、インフレ率および他の投資者の金融市場への参加は、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび投資対象ファンドが投資を行う条件に影響を与える可能性があります。例えば、それほど遠くない過去において、世界の金融市場において、株式および債券の評価額が大幅に下落し、信用枠が急激に縮小したことがあります。米国およびその他の国々において、雇用、家計資産および貸出しが大幅に減少しました。世界の信用市場は混乱し、流動性が不足しました。その結果、世界中の一定の政府機関および中央銀行（米国財務省ならびに米国連邦準備銀行および日本銀行を含みます。）が、前例のない介入プログラムを実施しました。特に、利用可能な資金調達のコストおよび利用可能性は、不確実です。また欧州の金融市場の安定性も、著しく低下しました。米国、欧州、アジアおよび世界の市場および経済の混乱が継続すると、投資対象ファンドの流動性および財務状況に悪影響を及ぼし、ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。このような経済状況は、将来において継続し、または悪化する可能性があります。

保管リスク

投資運用会社が投資対象ファンドに資産を配分する場合、ファンドは、当該資産を保管せず、投資対象ファンド投資運用会社による投資に対する支配権を有しない場合があります。ファンドおよび投資対象ファンドの投資運用会社および投資対象ファンド投資運用会社はそれぞれ同じ事業体が務めています。投資対象ファンドに投資されたファンドの資産は、投資対象ファンドの資産保管会社によって保管されます。「投資対象ファンドへの投資に関連する特定のリスク」の項の「保管リスク」と題するリスク要因をご参照ください。

投資対象ファンドへの投資に関連する特定のリスク

投資対象ファンドへの投資にはリスクが伴います。ファンドは、投資対象ファンドに投資することにより損失を被る可能性があります。投資対象ファンドへの投資は、銀行預金ではなく、政府、政府機関もしくは関連機関、または銀行保証基金による保険および保証の対象ではありません。

本項では、投資対象ファンドに適用されるリスクの一部を説明します。本項は、リスクを完全に説明することを意図したのではなく、他のリスクも適宜関連する可能性があります。特に、投資対象ファンドのパフォーマンスは、市況および／または経済的および政治的状況、ならびに法律上、規制上および税制上の要件の変化により影響を受ける可能性があります。投資プログラムが成功するとの保証または表明はなされず、投資対象ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。また、過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスの指針ではなく、投資対象の価値は、下落することもあれば、上昇することもあります。投資対象ファンドへの投資に係るリスクの一部は、投資対象ファンド・アンブレラの構造に関連するリスク、投資対象ファンドのサービス提供者に関連するリスク、および投資対象ファンドの投資目的達成能力に関連するリスクから生じます。各投資予定者は、投資対象ファンドへの間接投資が当該投資予定者にとって適切な投資であるかを判断するにあたり、これらのリスクを慎重に検討すべきです。かかるリスクには、以下に記載するものが含まれますが、これらに限られません。

マイナスの正味収益額および純資産価額の安定

分配型クラス受益証券は、受益証券1口当たり純資産価格を一定に維持することを目指しており、これは、投資対象ファンド投資証券が投資証券1口当たり純資産価格を一定に維持することに依拠します。

投資対象ファンド投資証券がマイナス利回りとなった場合、一定の投資証券1口当たり純資産価格については分配型クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は維持されません。詳細については、上

記「2 投資方針(1)投資方針 - マイナスの正味収益額および純資産価額の安定」の項をご参照ください。

投資対象ファンド投資証券がマイナス利回りとなり、投資対象ファンドがマイナス利回り対策を実施した場合、および/またはその他受託会社が、投資運用会社と協議の上、一定NAVを維持できない可能性があるとして判断した場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、上記「2 投資方針(4)分配方針」の項に詳述されるとおり、分配型クラス受益証券に対して累積方針を適用することを決定することができます。その後、投資対象ファンド投資証券の投資証券1口当たり純資産価格が安定し、投資対象ファンドが転換取消しを実施する場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、上記「2 投資方針(4)分配方針」の項に詳述されるとおり、分配型クラス受益証券に対して分配方針を適用することを決定することができます。

マイナス利回り環境

投資対象ファンドがマイナス利回り対策を実施する場合、ファンドが分配型クラス受益証券の勘定において投資する投資対象ファンド投資証券は、投資対象ファンドの累積型投資証券クラスに転換されます。

市況により、投資対象ファンドの累積型投資証券クラスは、資本保全の目的を達成することができず、マイナス利回りの影響を受ける可能性があります(すなわち、営業日において、経費および費用が当該投資証券クラスの収益および利得を上回る可能性があります)。この場合、資本の侵食に付随して、投資対象ファンドの該当する累積型投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格は減少します(すなわち、投資証券1口当たり純資産価格は安定しません)。

ヒストリカル・プライシング

投資対象ファンド投資証券が累積型投資証券に転換された場合、投資対象ファンドは、関連する取引日より前の営業日に決定された投資証券1口当たり純資産価格で投資証券を発行し、これを買戻します。

投資対象ファンドへ投資する者は、すべての投資にはリスクが伴うことを理解すべきです。以下は、投資対象ファンドへの投資におけるリスクの一部ですが、このリストがすべてのリスクを網羅するものではありません。投資者は、投資対象ファンドへの投資が、(以下に記載されたものに加えて、またはそれらとは別に)例外的な性質の他のリスクに随時さらされる可能性があることを理解すべきです。

投資リスク

投資対象ファンドが、その投資目的を達成するという保証はありません。投資対象ファンドへの投資には、投資額の相当部分を失う可能性を含む投資リスクが伴います。投資対象ファンドのキャピタル・リターンおよび利益は、投資対象ファンドが保有する投資対象の投資元本の増加および当該投資対象に関して得られた収益から負担した費用を控除した金額に基づきます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる元本の増加または収益の変動に応じて変動すると予想されます。投資対象ファンド投資証券は、投資運用会社もしくはノーザン・トラスト・グループの関連会社もしくは関係会社、もしくはその他の銀行の銀行預金または債務ではなく、投資運用会社もしくはノーザン・トラスト・カンパニーの関連会社もしくは関係会社、またはその他の銀行によって保証、裏書その他の方法で補完されたものでもなく、また、米国政府、連邦預金保険公社、連邦準備制度理事会またはその他の政府、政府機関もしくは銀行預金の保有者の保護が可能なその他の保証制度による連邦保険および保証の対象ではありません。

分離責任リスク

2014年アイルランド会社法(随時の改正を含みます。)(以下「アイルランド会社法」といいます。)は、投資対象ファンド・アンブレラのファンド間の分離責任について規定していますが、これらの規定は外国の裁判所において、特に現地の債権者の請求への対応に関して検証されていません。したがって、投資対象ファンド・アンブレラのいずれかのファンドの資産が、投資対象ファンド・アンブレラの他のファンドの負債の対象となる可能性について疑義がないわけではありません。投資対象ファン

ド・アンブレラのファンドに帰属する資産が、当該ファンドに帰属しない負債の執行のために使用される場合、アイルランド会社法第1406条の規定が適用され、分配型クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

損失リスク

安定的な投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格の維持を目指しますが、投資対象ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは関連機関、または銀行保証基金による保険および保証の対象ではありません。さらに、投資対象ファンドは安定的な投資証券1口当たり純資産価格の維持を目指しますが、かかる安定的な投資証券1口当たり純資産価格の維持は保証されるものではありません。投資対象ファンドへの投資においても、元本の相当部分が失われる可能性を含む一定の投資リスクが伴います。

変動利付証券リスク

投資対象ファンドは、金利が固定されておらず、定期的に変動する変動利付証券に投資することがあります。これらの証券は、定期的に(例えば、毎日、毎週または四半期ごとに)利回りをリセットし、短期金融市場の金利の変化と緊密な相関関係を有します。

安定的な投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格リスク

投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資証券に関して、安定的な投資証券1口当たり純資産価格の維持を図るものとします。ただし、投資対象ファンドがこの目的を達成できるという保証はありません。投資対象ファンド投資証券の価格および投資対象ファンド投資証券から得られる利益は、投資証券1口当たり純資産価格の変動を受けて下落することもあれば、上昇することもあります。

償却原価法リスク

投資対象ファンドの投資対象は、償却原価で評価されることになります。短期金利が低下している時期には、投資対象ファンド投資証券の継続的な発行により投資対象ファンドに流入する正味の新規資金は、投資対象ファンドのポートフォリオの残高よりも低い利回りを生み出すポートフォリオ商品に投資される可能性が高く、それによって投資対象ファンドの当該時点における利回りは低下します。金利上昇期には、その逆が起こり得ます。

流動性および決済リスク

投資対象ファンドは、取引相手の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う可能性があります。例えば、レポ取引における売主は、取引の対象となる証券の価値を買戻価格を上回る額に維持することが要求されますが、売主の債務不履行により、投資対象ファンドは、原債務の処分に關連して、不利な市況または遅延により損失を負う可能性にさらされます。「発行時」もしくは「事後受渡し」ベースで購入または売却された証券は、購入される証券の価値が決済日前に下落した場合、または売却される証券の価値が決済日前に上昇した場合に損失を被るリスクがあります。また、証券の貸付においては、追加担保の受領もしくは貸付証券の回収が遅れるリスク、または証券の借手が支払不能に陥った場合に担保の権利を失う可能性があります。

さらに、投資対象ファンドが保有する証券を、市場が通常の状態である時期もしくは価格で売却することができない、または困難な場合があります。市場の非流動性またはその他の理由により、価格を下げる、代わりに他の証券を売却する、または投資機会の追求を中止することが必要になる場合があります、それぞれの場合において、投資対象ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を与える可能性があります。以前は流動的であった証券が、多くの理由(本リスク要因の他の箇所に記載された要因の結果を含みます。)により非流動的になる可能性があります。

現金/短期金融商品への多額の投資に伴うリスク

預金または短期金融商品に対して多額の投資を行う投資対象ファンドの場合、投資対象ファンド投資証券への申込みは、銀行またはその他の預金取扱機関に金銭を預けることと同じではないことにご留意ください。投資対象ファンドの価値は変動する可能性があり、投資対象ファンドの投資対象の発行体の信用度によって影響を受ける可能性があります。投資対象ファンド投資証券の価値は保険および保証の

対象ではなく、投資対象ファンドは、投資対象ファンドの流動性を保証するため、または投資証券1口当たり純資産価格を安定させるために外部の支援に依拠しません。短期商品に投資する投資対象ファンドの方針にかかわらず、当該ファンドの価値は、金利の大幅かつ不利な動きの影響を受ける可能性があり、元本の変動および/または喪失の可能性を含め、一定の投資リスクを伴います。

LVNAV MMFリスク

投資対象ファンドは、ファンドが分配型クラス受益証券の勘定において投資する投資対象ファンド投資証券に関して、安定的な投資証券1口当たり純資産価格の維持を図るものとします。ただし、投資対象ファンドがこの目的を達成することができるという保証はありません。投資証券の価格および投資証券から得られる利益は、純資産価額の変動を受けて下落することもあれば、上昇することもあります。

マネー・マーケット・ファンド規則に基づき、投資対象ファンドは安定的な投資証券1口当たり純資産価格で投資証券を発行し、買い戻すことが認められています。ただし、償却による評価法によって算出された投資証券1口当たり純資産価格が、時価評価法またはモデル評価法(該当する方)によって算出された純資産価額(以下「市場価格」といいます。)から0.20%を超えて乖離した場合、その後の投資証券の発行および買い戻しは市場価格で行われるよう義務付けられています。買い戻しの場合、安定的な投資証券1口当たり純資産価格で買い戻しが行われた場合よりも、買い戻請求を満たすために多くの投資証券が買い戻される(買い戻請求が価額で表示されている場合)、または支払われる買い戻代金が少なくなる(買い戻請求が一定の投資証券口数に関連している場合)場合があります。

投資対象ファンドが、投資対象ファンドに関して取引日の純資産価額の確定より前に買い戻請求が決済される事前決済の割賦償還システムを運営している場合で、かつ、買い戻代金の決済後に投資対象ファンドが安定的な純資産価額で投資証券を買い戻すことができなくなった場合、投資対象ファンドの買い戻しを行う投資主は、市場価格での買い戻価格の確定時に買い戻代金の支払超過を相殺するために買い戻代金を投資対象ファンドに払い戻すよう要求される場合があります。

マネー・マーケット・ファンド規則に基づき、投資対象ファンドは、残存期間が75日以内の資産で、当該資産の市場価格が0.10%を超えて乖離していない場合に限り、償却原価法に基づいて資産を評価することが認められています。かかる資産の価値が0.10%を超えて乖離する場合、市場価格を用いて評価されるため、投資対象ファンドが安定的な投資証券1口当たり純資産価格を提供する能力に影響を与える可能性があります。

自動転換リスク

投資対象ファンドは、日次および/または週次の満期資産が、マネー・マーケット・ファンド規則において規定された基準を下回った場合、投資対象ファンド投資運用会社の流動性管理手順に沿った一定の措置を取ることが義務付けられています。かかる措置には、買い戻しを最大15営業日にわたって停止することの検討が含まれますが、これに限られません。90日間で停止期間の合計が15営業日を超えた場合、投資対象ファンドは自動的にLVNAV MMFではなくなってVNAV MMFとなり、この場合、ファンドに対して直ちに書面による通知が行われます。この結果、投資対象ファンドは償却原価法で資産を評価し、安定的な投資証券1口当たり純資産価格で投資証券を発行および買い戻すことができなくなり、ファンドは、安定的な投資証券1口当たり純資産価格で買い戻しが行われた場合よりも受け取る買い戻代金が少なくなる可能性があります。

市場リスク

投資対象ファンドが投資する可能性のある一部の公認取引所は、時として流動性が低い、または変動が激しい場合があります。これは投資対象ファンドが買い戻請求またはその他の資金調達要件を満たすためにポジションを清算する価格に影響を与える可能性があります。

証券の時価は、時には急激かつ予測不可能に上昇または下落することがあります。かかる変動により、証券の価値が当初支払った価格よりも低くなる、または過去の日付の価値よりも低くなる場合があります。市場リスクは、単一の発行体、業界、セクター、国、または市場全体に影響を及ぼす可能性があります。

評価リスク

投資対象ファンドは、その資産の限られた割合を非上場証券に投資することができます。かかる投資対象は、その評価規定に従って決定される、実現可能性の高い価値で評価されます。かかる投資対象の公正価値の見積もりは、本質的に確定が困難であり、大きな不確実性を伴います。

発行体リスク

投資対象ファンドが保有する証券の価値は、発行体の財務レバレッジまたは業績、経営陣の交代、発行体の商品もしくはサービスに対する需要の減少を含む、当該証券の発行体に直接関連する多くの理由によって低下する可能性があります。

ソブリン債リスク

ソブリン債への投資は一定のリスクを伴います。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、外貨準備金の限度額、支払期日における十分な外貨換金能力、経済全体に対する債務返済負担の相対的規模、または債務者としての政府の国際通貨基金に対する政策および債務者としての政府が受ける可能性のある政治的制約を含む様々な要因により、期日が到来しても当該証券の条件に従って元本および／または利子を返済する意思がないまたは返済できない可能性があります。ソブリン債の発行体が元本および／または利息の支払いを怠った場合、投資対象ファンドが発行体および／または保証人に対して有する法的請求権は限定される可能性があります。場合によっては、債務不履行当事者自身の裁判管轄で救済措置を取らなければならない、投資対象ファンドが請求権を取得できる可能性は限定的である場合があります。過去において、投資対象ファンドが投資する可能性のある政府債の特定の発行体が、対外債務または現地市場の債務を履行する上で大きな困難を経験し、特定の債務の不履行および特定の負債の再構築をもたらしました。かかる再構築の取決めに、未履行債務の資金を調達するための追加的クレジットの獲得、新規または変更された信用契約の交渉を通じた利息および元本支払いの削減、ならびに支払繰延べが含まれていました。

証券金融取引リスク

証券金融取引の利用は、より大きなリターンをもたらす可能性があります、投資家による投資に対してより大きなリスクをもたらす可能性があります。

証券金融取引は、投資対象ファンドおよびその投資家に複数のリスク（証券金融取引のカウンターパーティーが、投資対象ファンドから提供された資産と同等の資産を返還する義務を怠った場合のカウンターパーティー・リスク、および投資対象ファンドがカウンターパーティーの債務不履行をカバーするために提供された担保を清算できない場合の流動性リスクを含みます。）をもたらします。

法的リスク

証券金融取引の利用により、投資対象ファンドは、関連する契約の法的文書が当事者の意図を正確に反映していないリスクにさらされることになります。

効率的なポートフォリオ運用のリスク

投資対象ファンド・アンブレラは投資対象ファンドのために、効率的なポートフォリオ運用を目的に、自らが投資する譲渡性のある証券、短期金融商品および／またはその他の金融商品に関する手法および商品を利用することがあります。上記「証券金融取引リスク」の項で開示される証券金融取引の使用に付随する多くのリスクは、このような効率的なポートフォリオ運用の手法を採用する場合にも同様に関連性を有します。さらに、「一般」の項に加え、「カウンターパーティー・リスク」の項に特にご留意ください。投資家は、投資対象ファンドが投資対象ファンド預託機関または投資対象先ファンド・アンブレラの他のサービス提供者の関係当事者である、リバース・レポ／レポ取引のカウンターパーティーおよび／または証券貸付代行会社に関与する可能性があることにも留意すべきです。このような関与は場合により、投資対象ファンドに関する投資対象ファンド預託機関またはその他のサービス提供者の役割との間で利益相反を招くおそれがあります。

カウンターパーティー・リスク

投資対象ファンドは、取引を行う相手方に関する信用リスクを負います。カウンターパーティーが自身の債務について債務不履行に陥り、ポートフォリオへの投資につき投資対象ファンドがその権限を行使するのが遅れるまたは行使することができない場合、保有するポジションの評価額の減少、利益の減少および権利の主張に伴う費用負担が投資対象ファンドに生じる可能性があります。投資対象ファンドはカウンターパーティーの信用リスクを減ずるための措置を取ることができますが、カウンターパーティーが債務不履行に陥らないという保証、または投資対象ファンドが結果的に取引において損失を被らないという保証はありません。

新興市場リスク

新興市場に対して限定的なエクスポージャーを有する場合があります、投資者は、投資対象ファンドのパフォーマンスに限定的な影響を与え得る新興市場への投資に伴うリスクを認識すべきです。特に、以下のリスクにご留意ください。

(a) 決済および信用リスク

投資対象ファンドが投資する証券取引所または市場の中には、その取引実務および決済実務が、より発展した市場の実務と同一ではない取引所または市場があり、決済リスクを増加させる、および/または投資対象ファンドが行った投資の実現に遅延を生じさせる可能性があります。さらに、投資対象ファンドは取引相手の信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクを負うことになります。引渡しと支払いを別で行う決済形式が一般的な市場実務であると投資対象ファンド投資運用会社が考え、投資対象ファンド預託機関がこれに同意する場合、投資対象ファンド預託機関は当該方法で取引を決済するよう投資対象ファンド投資運用会社から指示される場合があります。ただし、取引の決済が行われない場合、投資対象ファンドに損失が発生する可能性があり、かかる損失について、投資対象ファンド預託機関は投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資主に対して責任を負わないことを投資対象ファンドの投資主は承知しておくべきです。

(b) 規制リスクおよび会計基準

特定の証券市場では、先進国よりも開示および規制の基準が緩やかな場合があります、発行体に関して公開されている情報が、先進国の発行体により公表されまたは発行体に関して公表されている情報よりも少ない場合があります。結果として一部の公開情報が、不完全および/または不正確な場合があります。一部の国の法的基盤ならびに会計および報告基準では、多くの先進国で一般的に適用されるものと同程度の投資主保護の提供および投資者への情報提供が行われません。特に、監査人が、会社の経営陣からの説明により大きく依拠し、情報検証においては多くの先進国で適用される独立性が希薄である可能性があります。また、資産の評価、減価償却、為替差損益、繰延税金、偶発債務および連結についても、国際会計基準とは異なる方法で扱われる場合があります。

(c) 政治リスク

投資対象ファンドのパフォーマンスは、経済および市場の状況の変化、政治的展開などの不確実性、政策、資本の移転に対する制限、ならびに法律、規制および税務上の要件の変更などの影響を受ける場合があります。また、投資対象ファンドは、資産の収用、国有化、没収のリスクおよび外国人による所有のレベルに関する法律の変更の影響を受ける可能性があります。

(d) 保管リスク

多くの新興市場国では、現地における保管サービスは発展途上であり、かかる市場での取引には取引リスクおよび保管リスクが伴います。特定の状況においては、投資対象ファンドがその資産の一部を回収できない、または回収に遅れが生じる可能性があります。かかる状況には、制定法に関する不確実性もしくはその濫用的適用、為替管理の実施または不適切な権利登録が含まれる可能性があります。一部の新興市場国では、株式の所有権の証拠が、政府の効果的な監督の対象となっていない可能性のある独立した登録機関により「帳簿記入」形式で維持されているため、かかる市場における投資対象ファンドの保有株式の登録が、かかる独立した登録機関側の詐欺、

過失または単なる見落としによって喪失するリスクが増大します。かかる市場での投資および投資対象の保有において投資対象ファンドが負担するコストは、一般に、組織化された証券市場よりも高くなります。

(e) 為替リスク

投資対象ファンドの資産価値は、政治、法律、経済および財政上の不確実性の影響を受ける可能性があります。既存の法律および規則が、一貫して適用されないことがあります。

(f) 法律

投資が行われる可能性のある特定の国の法的基盤ならびに会計、保管、監査および報告基準は、主要な証券市場で一般的に適用されるのと同程度の投資者保護の提供または投資者への情報提供を行っていない可能性があります。多くの新興市場の法制度(例えばロシアの法制度)に関連するリスクには、以下が含まれます。

- () 司法制度の独立性および経済的、政治的または国家主義的影響から免れていることが未検証であること
- () 法律、大統領令、政府および行政機関の命令ならびに決議間の矛盾
- () 適用法の解釈に関する司法および行政指導の欠如
- () 政府機関側の高度な裁量
- () 地方、地域、連邦の法律および規制の対立
- () 新しい法規範の解釈における裁判官および裁判所が相対的に未熟であること
- () 外国における判決および外国仲裁判断の執行の予測が不可能であること

裁判における民間と政府機関の権利のバランスを取り、決定した事件の再訴訟の根拠を減らすことを目的としたさらなる司法改革が実施され、信頼できる独立した司法制度の構築に成功するという保証はありません。

(g) 市場特性/流動性

一般的に新興市場は、発展の初期段階にあり、規模が小さく、より確立した市場よりも流動性が低く、高いボラティリティを伴い、多くの新興市場が高度に規制されていません。新興市場の証券を売却しようとする場合、かかる証券にはほとんど、あるいは全く市場が存在しない可能性があります。新興市場の証券市場における価格ボラティリティおよび流動性の低さの組み合わせは、場合によっては、投資対象ファンドが希望する価格で、かつ、希望する時期に証券を取得するまたは処分する能力に影響を与え、結果として投資対象ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。

集団訴訟

投資対象ファンドが、集団訴訟の対象である、または対象となる資産に投資する場合、投資対象ファンド・アンブレラの取締役は、かかる訴訟への参加を決める場合も決めない場合もあります。投資対象ファンド・アンブレラの取締役は、潜在的集団訴訟に関する決定の一助とするため、投資対象ファンドの費用負担で独立した法的アドバイスを得ることができます。

現金担保の再投資のリスク

投資対象ファンドは、UCITS規則に従って、受領した現金担保をアイルランド中央銀行により課される条件および制限に従い再投資することがあるため、現金担保を再投資する投資対象ファンドはかかる投資に伴うリスク(該当する証券の発行体の過失または不履行等)にさらされます。

英国の政治環境の変化

英国の国民投票によるEU離脱決定後の英国の政治環境の変化は、政治、法律、税務および経済上の不確実性をもたらす可能性があります。これは、英国の経済状況全般に影響を与える可能性があります。英国の離脱は、投資対象ファンド投資運用会社の市場へのアクセス力、投資の実施能力、(投資対象ファンド投資運用会社自身または投資対象ファンドのために)従業員を勧誘し確保する能力もしくは契約を締結する能力、または英国外のカウンターパーティーおよびサービス提供者との連携を継続する能

力に悪影響を及ぼす可能性があり、これらはすべて投資対象ファンドのコスト増につながる可能性があります。

オペレーショナル・リスク(サイバー・セキュリティおよび身元詐称を含みます。)

投資対象ファンドへの投資には、あらゆるファンドと同様に、処理上のエラー、人的ミス、内部もしくは外部での不適切または問題のある処理、システムおよび技術上の不具合、人員の変更、未認証者による不正侵入、ならびに投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド預託機関または適式に任命される投資対象ファンド・アンブレラの管理事務代行会社もしくはその後継の会社としての地位を有するノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「投資対象ファンド管理事務代行会社」といいます。)等のサービス提供者が引き起こすエラー等の要因から生じるオペレーショナル・リスクが含まれます。投資対象ファンドは、管理および監視を通じてかかる事象の最小化に努めますが、投資対象ファンドに損失が生じかねない不具合が残ることがあります。

投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド管理事務代行会社および投資対象ファンド預託機関(ならびに各社のグループ)はそれぞれ、適切な情報技術システムを維持しています。しかし、他のあらゆるシステムと同様にこれらのシステムは、データ・セキュリティ侵害、窃盗、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド管理事務代行会社および/または投資対象ファンド預託機関の業務の混乱もしくはそれらがポジションを手仕舞う能力の障害、ならびに要注意の機密情報の開示または破損を引き起こすサイバー・セキュリティ攻撃または類似の脅威の対象となり得ます。かかるセキュリティ侵害は、かかる侵害を検知かつ阻止し、かかる情報のセキュリティ、統合性、機密性を確保するよう設計された方針および手続き、ならびに投資対象ファンドおよびその委託先のレベルでかかる侵害または混乱を軽減するよう設計される事業の継続性および障害回復対策があったとしても、資産の喪失につながる可能性があり、投資対象ファンドの財政上および/または法律上の重大なリスクとなる可能性があります。

サステナブル・ファイナンス開示リスク

SFDR - 法的リスク

運用する投資対象ファンドの投資対象に関して、サステナビリティへの配慮をどのように投資プロセスに組み込んでいるか(EUサステナブル・ファイナンス行動計画)について透明性を提供することを、投資対象ファンドの投資対象を運用する企業に対して要求する一連の法的措置(SFDRを含みます。)が、EUで段階的に導入されており、一部の要素(補助的な規制上の技術基準など)は実施において遅延が生じています。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドに適用されるすべての法的義務の遵守を目指す、これらの法的措置が導入された場合、そのすべての要件の充足が困難である場合がある点にご留意ください。投資対象ファンドは、これらの新たな要件の初期の実施段階の一環として、新要件の遵守のために費用を負担し、また要件が変更されさらなる要素が導入された場合には、追加費用を負担しなければならない可能性があります。かかる可能性が生じるのは、実施段階が進むにつれて、政治的に不利な展開または政策上不利な変更があった場合です。これらの要素は、投資対象ファンドの存続およびそのリターンに影響を与える可能性があります。

ESGデータへの依拠

SFDRの対象範囲は極めて広く、非常に幅広い金融商品および金融市場参加者を対象としています。SFDRは、金融市場参加者がどのようにサステナビリティ・リスクを投資判断に組み込んでいるか、また、サステナビリティへの悪影響についての検討を投資プロセスに組み込んでいるかについて、より透明性を高めることを目指しています。最終投資者に対するサステナビリティ関連情報に関する(特に投資判断による主要な悪影響に関する場合)最大の課題の一つが、データの制約であり、市場参加者が提供するサステナビリティおよびESG関連データは、比較可能性において制約を受けます。

上記のリスク要因の一覧は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。ファンドは、その資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資します。その結果、受益者は、間接的に投資対象ファンドへの投資に伴うリスクにさらされることとなります。

(2) リスクに対する管理体制

投資リスク

リスク管理は、投資運用会社のポートフォリオマネジメントチームによって投資プロセス全体を通じて継続的に実施され、投資運用会社の投資リスク管理チームによって独立して監督されます。

ポートフォリオマネジメントチームはファンドのポジションを監視し、ファンドの投資がリスクとリターンの両方の観点から適切であることを確認し、またファンドの継続的なパフォーマンスと配分のレビューを行っています。またファンドの投資目的およびガイドラインとともに、ファンドに関するポートフォリオマネジメントチームの投資意思決定プロセスを規定する一定の方針およびガイドラインも設けられています。

投資リスク管理チームは、ポートフォリオ・レベルでの市場リスクおよび流動性リスクの特定、測定、分析、監視に対する独立した監督を行うことに重点を置いています。

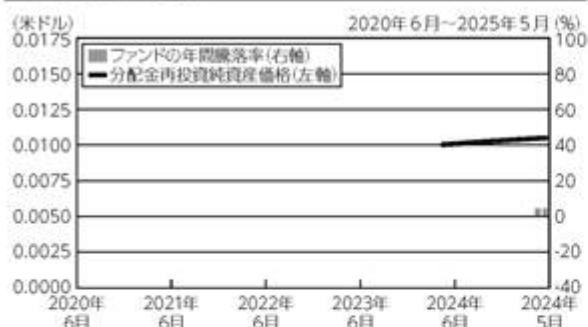
オペレーショナル・リスク

投資運用会社は、主にノーザン・トラスト・アセット・マネジメントに代わってオペレーショナル・リスク、受託リスク、戦略リスク、および幅広い信用リスクやカウンターパーティー・リスク、市場リスク、投資リスクの特定と管理に従事しているオペレーショナル・リスク管理チームを有しています。特定されたリスクと論点は、上級管理職とノーザン・トラストのガバナンス機関に定期的に報告されます。

(3) リスクに関する参考情報

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



・ファンドの分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を分配金再投資日にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

・ファンドは、2024年4月3日から運用を開始したため、分配金再投資純資産価格は2024年4月末以降のデータを表示しています。

・ファンドの年間騰落率は、2020年6月～2025年5月の5年間の各月末時点とその1年前におけるファンドの分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。運用開始から1年未満の時点では算出されません。

・ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

・ファンドの年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

(ご注意)

○全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株→TOPIX(配当込み)

先進国株→FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株→S&P新興国総合指数

日本国債→ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債→FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

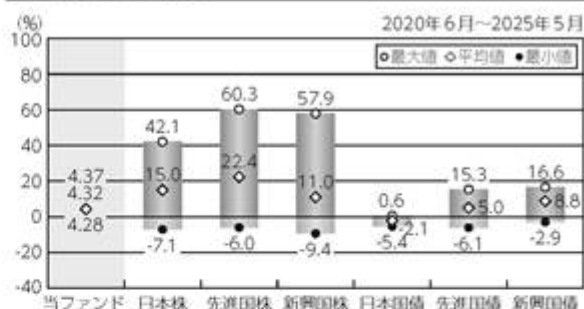
新興国債→FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・満田松本法律事務所外国法共同事業が作成

・2020年6月～2025年5月の5年間(ファンドは2024年4月から2025年5月)の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2020年6月～2025年5月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。

・このグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課せられません。

日本における申込手数料

申込手数料は課せられません。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられません。

日本における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられません。

(3)【管理報酬等】

ファンドに関連して支払われる報酬

受託会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、前払いされる、投資運用会社と合意する受託業務に係る年額約50,000米ドルを上限とする報酬および追加的な付随業務に係る年額約15,000米ドルを上限とする報酬を受領する権利を有します。

さらに、受託会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われます。

受託会社の報酬は、受託会社の職務および機能、ならびにファンドに提供されたその他の付随的および類似の職務および機能の対価として支払われます。

管理会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、投資運用会社と合意する年額50,000米ドルを上限とする報酬を受領する権利を有します。

さらに、管理会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われます。

管理会社の報酬は、受益証券の発行および買戻しを含む、ファンドに関する管理会社としての業務、およびファンドに対するその他の職務および機能の対価として支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年率0.185%を上限とする報酬を受領する権利を有します。

さらに、投資運用会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われます。

投資運用会社の報酬は、ファンドの資産に関する投資運用業務ならびにファンドに対するその他の職務および機能の対価として支払われます。

管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年額30,000米ドルを上限とする報酬およびFATCA/CRSサービスに対する合理的な手数料を受領する権利を有します。

さらに、管理事務代行会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われません。

管理事務代行会社の報酬は、ファンドの資産に関する管理事務業務、および受益証券の発行および買戻しに関する名義書換サービスの対価として支払われます。

資産保管会社報酬

資産保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年額10,000米ドルの報酬を受領する権利を有します。

資産保管会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われます。

グローバル販売会社報酬およびリージョナル販売会社報酬

関連するグローバル販売契約およびリージョナル副販売契約に基づき提供される業務に関して、グローバル販売会社またはリージョナル販売会社に報酬は支払われません。

日本における販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年率0.30%の報酬を受領する権利を有します。

日本における販売会社の報酬は、日本における受益証券の販売、申込および買戻しの取扱い、投信法第14条第1項に定める運用報告書(以下「運用報告書」といいます。)の交付、既存投資主に対する一定の情報の提供、アフターケア業務、その他類似または同一の業務を含むその職務および機能の対価として支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年率0.20%を上限とする報酬を受領する権利を有します。

代行協会員の報酬は、日本における販売会社およびその他の販売取扱会社に対する目論見書、運用報告書およびその他の書類の交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表、その他類似の業務および付随する業務を含む、その職務および機能の対価として支払われます。

マネーロンダリング対策コンプライアンス・オフィサーおよび報告責任者報酬

マネーロンダリング対策コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング報告責任者および副マネーロンダリング報告責任者は、各ファンドの信託財産から報酬を受領する権利を有します。

投資対象ファンドの資産から支払われる報酬

また、ファンドの投資家は、投資対象ファンドの資産から支払われる手数料および費用(以下に定める手数料を含みますが、これらに限定されません。)の比例負担分を間接的に負担することになります。

投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンドの預託者および管理事務代行者が請求する手数料の総額は、投資対象ファンドの純資産価額の1.00%を上限とします。

投資対象ファンド管理報酬

投資対象ファンドの管理者は、自身の義務に履行において負担した合理的な立替経費および費用の補填を受ける権利を有します。

投資対象ファンド投資運用報酬

投資対象ファンドの投資運用者は、投資対象ファンド投資証券に関する投資対象ファンドの純資産価額の年率0.80%を上限とする年次報酬を、投資対象ファンドの純資産価額から受領する権利を有するものとします。

投資対象ファンド預託機関報酬

投資対象ファンドの預託者は、投資対象ファンドの純資産価額の年率0.10%を上限とする報酬を、投資対象ファンドの純資産価額から受領する権利を有するものとします。

投資対象ファンド管理事務代行会社報酬

投資対象ファンドの管理事務代行者は、投資対象ファンドの純資産価額の年率0.10%を上限とする報酬を、投資対象ファンドの純資産価額から受領する権利を有するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

各ファンドは、以下を含み、かつ、これらに限定されない直接的な営業費用を追加的に負担します。

- (a) 当初ファンドについては、信託証書に関して随時支払うべきすべての印紙税およびその他の税金
- (b) 追補信託証書によって設立されるファンドについては、当該追補信託証書に関して随時支払うべきすべての印紙税およびその他の税金
- (c) ファンドのすべての租税公課および手数料を含むすべての費用、またはトラストの費用のうちファンドの按分負担額
- (d) ファンドに関して受託会社または管理会社に支払われる報酬
- (e) 投資対象の登録に関して支払われるすべての費用(もしあれば)
- (f) 受益者集会開催のすべての費用
- (g) ファンドの設立もしくは登録または存続(疑義を避けるために付言すると、(トラストまたは当該ファンドのいずれに関連するものかにかかわらず)、ケイマン諸島信託法に基づく登録、信託証書、英文目論見書および該当する英文目論見書補遺の作成、ケイマン諸島信託法に基づく税金負担ならびにケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づく登録(必要な場合)を含みます。)に関連して受託会社または管理会社が適式に負担するすべての費用(またはその按分負担額)
- (h) 法務、監査、会計および税務に要するすべての合理的な費用、ならびにトラストまたはファンドのために提供されるサービスに関するその他のすべての専門家およびその他の手数料(またはその按分負担額)(継続中のメンテナンスに関して発生する費用および手数料を含みますが、これらに限定されません。)
- (i) 受託会社と受益者の関係および管理会社またはその委託先と受益者の関係(受益証券の名義書換の登録ならびに受益者に対する広告用ちらしおよび通知を含みますが、これらに限定されません。)ならびに第三者から生じるすべての費用
- (j) ファンドの年次報告書(および未監査の半期報告書(もしあれば))およびその添付文書ならびに受託会社または管理会社(またはその委託先)と受益者の間で交わされるその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他の方法による発送に伴って適式に発生するすべての合理的な費用
- (k) 英文目論見書、その英文目論見書補遺、および/またはファンドの受益証券の募集を目的とした関連する追加文書もしくはファンドについての情報提供を目的とした潜在的投資家向けの説明資料もしくは類似の文書の作成および印刷に要する費用
- (l) 純資産価額の計算およびその詳細の提供に要する費用
- (m) 受益者集会の招集および開催に要する費用
- (n) ファンドに関連する追補信託証書、契約書またはその他の文書の作成に要するすべての費用、または信託財産で保有する投資対象の権利証書の保護預かりに関するすべての費用
- (o) ファンドによって、またはファンドを代理して行われる預金または融資に伴うすべての合理的な費用
- (p) ファンドの受託者としての受託会社が利用するすべての借入れの利子、ならびに当該借入れの契約に要し、および当該借入れから生じる手数料および費用

- (q) 政府もしくはその他の当局(トラスト登録機関およびCIMAを含みますが、これらに限定されません。)またはいずれかの法域の政府もしくは当局の機関に対し、ファンドの受託者としての受託会社が支払い、またはファンドの信託財産から支払われるすべての税金および仲介その他の手数料(ただし、当該支払いが受託会社または当該ファンドの信託財産に対して強制力を有するか否かを問いません。)
- (r) 宣伝費用または広告費用(もしあれば)
- (s) 郵便、電話およびファクシミリ通信に要する費用、ならびにその他のすべての営業費用
- (t) ファンドの運営、管理または宣伝に関連して任命された業務提供会社(管理事務代会社、資産保管会社、投資運用会社、各販売会社またはその他の委託先もしくは再委託先を含みますが、これらに限定されません。)に対し、受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負う報酬または費用
- (u) 投資対象の取得、保有または処分に要する負債および費用
- (v) ファンドの通常の事業の運営に要する負債および費用
- (w) ファンドの清算またはファンドもしくはトラストの終了もしくは登録取消しに要する負債および費用
- () 受託会社または管理会社がトラストおよび/またはファンドに基づく自己の義務を履行する過程で適式に負担した支払いまたは立替費用(信託証書または当該追補信託証書もしくは当該英文目論見書補遺にこれと異なる規定がない限り、委託先または代理人の任命に要する費用を含みます。)
- (y) ファンドまたはその信託財産の管理、運営または保管に関して適式に発生するその他のすべての報酬または費用(受託会社または管理会社の委託先または再委託先に発生する費用を含みます。)

トラストの設立に関連する費用は、約376,643米ドルでした(以下「設立費用」といいます。)。設立費用は、受託会社が別の方法を採用することを決定しない限り、当初ファンドの当初払込日に開始し、その5年後の応当日またはそれ以前の日に終了する期間中に償却されます。設立費用は、その全額を当初ファンドが負担します。ただし、償却期間内に追加のファンドが設定された場合には、当該時点で未償却の設立費用は、すべてのファンドの間で、新規のファンドの開始時点のそれぞれの純資産価額に応じて配分されます。

ファンドはまた、受託会社または管理会社(もしくはその委託先)が、ファンドの勘定に関して随時計上する適正かつ合理的な手数料および費用を負担し、かかる手数料および費用は、同様にファンドの資産から支払われるものとします。

ファンドの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用(以下「ファンド設立費用」といいます。)は、約376,643米ドルであり、受託会社が管理会社と協議の上他の方法の適用を決定しない限り、最初の5会計期間を超えない期間にわたり償却されます。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果(税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含みます。)に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきです。投資者に対する当該効果(適用可能性を含みます。)および税金控除の金額は、各投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。課税に関する以下の記載は、ケイマン諸島において、また、ファンドの一定の課税上の考慮に関して、各場合において本書の日付の時点において、有効な法律および慣行に関して受託会社および管理会社が受けた一般的な助言に基づくものであり、投資者の特定の状況について特に言及する意図はなく、言及するものではありません。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなります。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。))。

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなります。

- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

課税

ケイマン諸島の税制に関する以下の記載は、ケイマン諸島で施行されている法律および実務に関して受託会社および管理会社が本書の日付現在受領した助言に基づきます。投資者は、課税の水準および根拠が変更される可能性があること、また免税金額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、トラストまたは受益者に対しても所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。トラストまたはファンドに対するまたはトラストによる支払に対して適用されるケイマン諸島と他の国の間の二重課税防止条約はありません。

トラストは、ケイマン諸島の財務長官から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または資本性資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために今後ケイマン諸島で制定されるいかなる法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書を受領するための申込

手続中であり、受領を見込んでいます。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定（以下「US IGA」といいます。）に調印しています。また、ケイマン諸島は、100カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAと併せて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しています。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるためのケイマン諸島の規則（以下「AEOI規則」と総称します。）が制定されています。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負います。ただし、AEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則に定義されます。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。ファンドが非報告金融機関免除の適用範囲にあるか、または利用する意図があるかについては、関連する英文目論見書補遺をご参照下さい。

報告金融機関であるファンド

報告金融機関であるファンドは、特に、() (US IGAのみとの関係において) グローバル仲介人識別番号(以下「GIN」といいます。)を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、ならびに() ケイマン諸島税務情報局にCRS遵守書面を届け出ることを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

報告金融機関であり、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するファンドは、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「米国FATCA」といいます。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって、米国FATCAの要件の「みなし遵守者」となり、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を閉鎖する必要はありません。ケイマン諸島報告金融機関は、米国FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に証明書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。US IGAの条項に基づき、トラスト/ファンドへの支払に対して米国FATCA源泉徴収税は課されませんが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義されます。)とみなされた場合には、この限りではありません。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国FATCAその他の口座保有者に対する支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

非報告金融機関であるファンド

各AEOI規制の利用可能な免除のいずれかに依拠し、各制度の「非報告金融機関」に該当するファンドは、CRSとの関係を除いてAEOI規制に基づく義務はありません。CRSとの関係においては、ファンドに関して、() CRSにおける地位および分類(依拠する関連免除を含みます。)、() 主たる連絡先として指名された個人およびその主たる連絡先を変更する権限を有する第二の個人の詳細をケイマン諸島税務情報局に通知する義務があります。

原則

ファンドへの投資ならびに/またはファンドへの投資の継続により、投資者は、受託会社および/またはその他のサービス提供者に対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示および口座保有者および/または支配者の情報ならびに口座保有者および/または支配者の情報の開示につながる可能性があること、ならびにかかる情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社および管理会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含み、これに限られないあらゆる措置を講じること、および/またはあらゆる救済を求めることを義務付けられることがあります。ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に証明書類が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

ファンドは、非報告金融機関の免除に依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負います。ただし、AEOI制度に関して「非報告金融機関」(関連するAEOI規則に定義されます。)となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。

AE01規制は、「報告金融機関」であるファンドに対し、（ ）IRSに登録してGIINを取得すること（US IGAの文脈のみ）、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、それによりケイマン諸島税務情報局に「報告金融機関」としての地位を通知すること、（ ）CRSに基づく義務にどのように対処するかを定めた書面による方針および手続を採用し実施すること、（ ）その口座が「報告対象口座」とみなされるかどうかを特定するためのデュー・ディリジェンスを行うこと、（ ）当該報告対象口座の情報をケイマン諸島税務情報局に報告することなどを求めています。ケイマン諸島税務情報局は、報告された情報を、報告対象口座に関連する海外の会計当局（例えば米国の報告対象口座の場合はIRS）に毎年自動送信します。

ファンドへの投資ならびに／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、受託会社および／またはその他のサービス提供者に対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドによるAE01規則の遵守が投資者情報の開示および口座保有者および／または支配者の情報ならびに口座保有者および／または支配者の情報の開示につながる可能性があること、ならびにかかる情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび／または投資者の口座の閉鎖を含み、これに限られないあらゆる措置を講じること、および／またはあらゆる救済を求めることを義務付けられることがありおよび／またはかかる権利を留保します。ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に証明書類が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

したがって、投資者は各自のアドバイザーと協議することが求められます。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2025年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
外国投資法人	アイルランド	113,913,758	98.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,182,839	1.03
合計（純資産総額）		115,096,597 (約16,559百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年５月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	数量 （口数）	取得価額 （米ドル）		時価 （米ドル）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ノーザン・トラスト・グロー バル・ファンズ・ピーエル シー 米ドル・ファンド 分配型投資証券クラスJ	アイルランド	外国投 資法人	113,913,758	1.00	113,913,758	1.00	113,913,758	98.97

【投資不動産物件】

該当事項なし（2025年５月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2025年５月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年５月末日までの１年間におけるファンドの各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	百万円	米ドル	円
第１会計年度末 （2025年１月末日）	106,543,324	15,328	0.01	1.44
2024年６月末日	38,037,570	5,472	0.01	1.44
７月末日	40,709,568	5,857	0.01	1.44
８月末日	45,354,418	6,525	0.01	1.44
９月末日	57,312,193	8,246	0.01	1.44
10月末日	72,420,206	10,419	0.01	1.44
11月末日	81,981,749	11,795	0.01	1.44
12月末日	97,674,914	14,052	0.01	1.44
2025年１月末日	106,543,324	15,328	0.01	1.44
２月末日	125,392,637	18,040	0.01	1.44
３月末日	118,520,426	17,052	0.01	1.44
４月末日	106,355,103	15,301	0.01	1.44
５月末日	115,096,597	16,559	0.01	1.44

【分配の推移】

下記会計年度における分配の額は以下のとおりです。

期間	1 万口当たり分配金	
	米ドル	円
第 1 会計年度	3.68	529

（注）上記は各会計年度中に宣言された分配金の累計額を便宜的に記載しており、分配金支払日は各月の最終ファンド営業日の前ファンド営業日です。

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率は以下のとおりです。

期間	収益率（注）
第 1 会計年度	3.68%

（注）収益率は、便宜的に各会計年度中に宣言された分配金の累計額を基に、以下の計算式で算出されています。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (\text{a} - \text{b}) / \text{b}$$

a = 会計年度末の 1 口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第 1 会計年度の場合、設定日（2024 年 4 月 3 日）の 1 口当たり純資産価格）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第 1 会計年度	46,785,141,831 (46,785,141,831)	36,130,808,176 (36,130,808,176)	10,654,333,655 (10,654,333,655)

（注 1）（ ）の数は本邦における販売、買戻しおよび発行済口数です。

（注 2）第 1 会計年度の販売口数には当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

< 参考情報 >

主要な資産の状況

◆投資有価証券の主要銘柄（2025年5月末日現在）

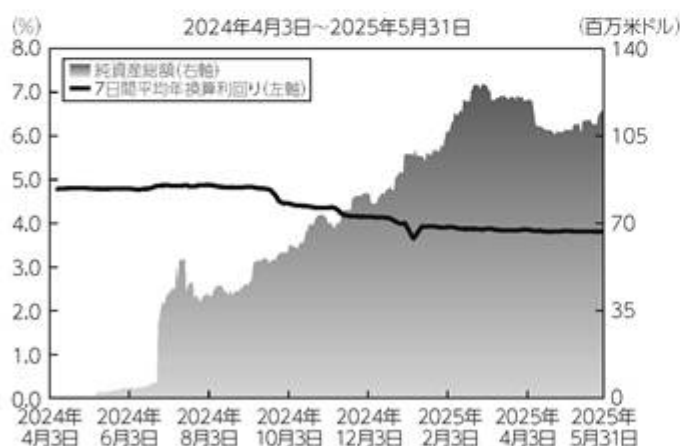
銘柄名	国・地域	種類	投資比率(%)
ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー 米ドル・ファンド 分配型投資証券クラスJ	アイルランド	外国投資法人	98.97

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

◆実質的な上位10銘柄（2025年5月末日現在）

	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	BNG BANK NV	コマーシャル・ペーパー	0.00	2025年6月6日	2.05
2	EUROCLEAR BANK SA	預金証書	0.00	2025年8月28日	1.07
3	CREDIT AGRICOLE CORPORATE AND INVESTMENT	預金証書	4.32	2025年6月2日	1.02
4	DZ BANK NY BRANCH	コマーシャル・ペーパー	0.00	2025年6月2日	1.00
5	NAB FRCD 14/07/2025	預金証書	4.68	2025年7月14日	0.82
6	RBC FRCP 09/07/25	コマーシャル・ペーパー	4.75	2025年7月9日	0.82
7	BANK OF AMERICA NA (NEW YORK BRANCH)	預金証書	4.45	2025年7月14日	0.82
8	CORP ANDINA DE FOMENTO	コマーシャル・ペーパー	0.00	2025年6月9日	0.82
9	CONCORD MINUTEMEN CAPITAL COMPANY	コマーシャル・ペーパー	0.00	2025年6月13日	0.82
10	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK	コマーシャル・ペーパー	0.00	2025年6月30日	0.82

(注) 上記は、投資対象ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄です。投資比率とは、投資対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

純資産総額および
7日間平均年換算利回り(税引前)の推移

(注) 7日間平均年換算利回り(税引前)は、算出を開始した2024年4月9日以降のデータを表示しています。

分配の推移

(単位:米ドル、1万口当たり税引前)

会計年度	分配金
第1会計年度 (2024年4月3日～2025年1月31日)	3.68
直近1年間累計 (2024年6月1日～2025年5月31日)	4.20
設定来累計 (2024年4月3日～2025年5月31日)	4.94

(注) 上記は各期間中に宣言された分配金の累計額を便宜的に記載しており、分配金支払日は各月の最終ファンド営業日の前ファンド営業日です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売

受益証券の申込み

受益証券は、適格投資家が申し込むことができます。

適格投資家は、以下に記載する場合を除き、各申込日において、当該申込日に当たる評価日における評価時点の受益証券1口当たり純資産価格と同等の価格で、各受益証券クラスの受益証券を申し込むことができます。

分配型クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、一定であり、かつ、発行価格に相当するものとなることが意図されています。

累積方針(さらなる詳細については、上記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (4) 分配方針」の項をご参照下さい。)を適用した場合、分配型クラス受益証券の受益証券は、関連する申込日の直前の評価日における評価時点での受益証券1口当たり純資産価格で発行されます(すなわち、ヒストリカル・プライシングを使用します。)。

手続き

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済みの申込契約を(必要な場合は、申込人の身元および申込代金の資金源を証明するための裏付情報および文書を添付した上で)、該当する申込日の午前10時(アイルランド時間)または管理会社が決定することができるその他の時間および/もしくは日付(以下「申込期限」といいます。)までに管理事務代行会社に受領されるようファクシミリまたは(署名済みPDFファイルの形式で)電子メールもしくは管理事務代行会社と事前に合意したその他の電子的手段で送付しなければなりません。申込代金は、該当する申込日の翌ファンド営業日または管理会社が決定することができるそれ以降のその他のとき(ただし、関連する申込日から10ファンド営業日以内)までに、関連する受益証券クラスの表示通貨で、ファンドの勘定において受領されなければなりません。申込期限後に受領された申込みは、翌申込日に持ち越されて処理されます。

すべての申込代金は、申込人名義で保有されている口座から拠出されたものでなければなりません。第三者による支払いは認められません。

受益証券は、申込対象受益証券の口数または価額のいずれかを指定して申し込まなければなりません。投資者1人当たりの受益証券の最低保有額は、100,000米ドル(もしくは管理会社が決定した該当する受益証券クラスの表示通貨での相当額)、または管理会社が一般的にもしくは特定の事例において決定するその他の額とします。

管理会社が特定の場合において別段決定しない限り、受益証券は、該当する受益証券クラスの表示通貨で支払われなければなりません。

受託会社、管理事務代行会社または管理会社のいずれも、その絶対的裁量により、理由の如何を問わず、または理由の有無にかかわらず、申込みを拒否することができ、当該理由を開示する義務を負いません。

記入済みの申込みは、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができません。管理事務代行会社は、申込契約ならびに必要な場合は申込人の身元および申込代金の資金源を証明するために要求されたすべての文書を受領した後、申込みが受理された申込人に対して所有権確認書を発行します。管理事務代行会社が、確認書が発行される前に、申込人からの追加情報が必要であると判断した場合、管理事務代行会社は、申込人に書面を送付し、必要な情報を要求します。

疑義を避けるために付言すると、必要に応じて申込人の身元および申込代金の資金源を証明するために要求されたすべての情報および文書が受領されるまで、受益証券の申込みは処理されず、また、受益

証券は発行されません。管理事務代行会社は、当該情報および文書を受領しなかった場合、申込人に対して申込書を返却し、申込人が支払ったすべての申込代金を申込人の危険および費用負担で支払銀行に対して利息を付さないで返金することができます。

受益証券は、関連する申込日まで発行されませんが、関連する申込日より前に受領した申込代金は、関連する申込日の決済日まで、ファンドの銀行口座に預金され、無利息で保管されます。

受益証券の申込みが受理された場合、関連する申込日の後まで受益証券の申込者を受益者名簿に記載することができないにもかかわらず、当該受益証券は、関連する申込日を効力発生日として発行されたものとして取り扱われます。したがって、受益証券の申込者が支払う申込代金は、関連する申込日からファンドの投資リスクにさらされることになります。

管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは委託先が、ファクシミリもしくは電子メールで送付された申込契約を受領できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、当該ファクシミリもしくは電子メールが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて取った行動の結果発生した損失について、責任を負わないことに、投資者は留意する必要があります。

即時決済可能資金による全額の支払いが、上記の該当する支払期限までに受領されなかった場合、管理会社は、（申込人が支払期限の到来している支払いを行わなかったことに対する請求を損なうことなく）受託会社に対して、支払いが受領されていない関連する受益証券を無償で買い戻すよう指示することができ、管理会社は、申込人が関連する決済期限までに支払いを行わなかったことに関連して管理会社、受託会社および／または他の受益者が被ったと管理会社が判断した損失（かかる申込みに関連して行われた先行投資に起因して生じた損失を含みますが、これに限られません。）を補填するために管理会社が随時決定する金額の手数料を、申込人に請求する権利（およびファンドまたはファンドのサービス提供者の利益のために保持する権利）を有するものとします。当該買戻し以降、当該受益証券の申込者またはその他の受益者のいずれも、当該受益証券について管理会社または受託会社に対して請求権を持たないものとし、よって、当該支払不履行により影響を受ける純資産価額の従前の計算はすべて、あらゆる目的において有効とみなされるものとし、純資産価額または受益証券１口当たり純資産価格の従前の計算は、当該受益証券の買戻しにより再計算されず、または無効とされないものとし、

関連する受益者は、申込みが受理された際の価格の詳細を管理事務代行会社から入手することができます。

停止

投資対象ファンドは、一定の状況において、投資対象ファンド投資証券の申込みを停止することができます（以下、本項において「投資対象ファンドの停止」といいます。）。

管理会社は（受託会社および投資運用会社と協議の上）、投資対象ファンドの停止により投資対象ファンド投資証券の申込みが妨げられる場合を含め、管理会社はその絶対的裁量により賢明とみなす場合、受益証券の申込みの停止を宣言することができます。

さらに、管理会社は（受託会社および投資運用会社と協議の上）、下記「３ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価額の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の申込みの停止を宣言することができる。受託会社または管理事務代行会社は、影響を受ける受益者に当該停止の理由を通知するものとします。当該停止期間中は受益証券の申込みは行われません。

非適格申込人

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込契約の中で、特に、自らが適格投資家であること、および適用ある法律に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する必要があります。

結果としてファンドが負わずにすむはずの納税責任を負い、または被らずにすむはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社および／または受託会社が判断する状況下においては、いずれの者にも受益証券を販売、発行または譲渡することができません。

受益証券の申込人は、申込契約の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資する資産への投資およびかかる資産を保有および/または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。受益証券の譲受人は、譲渡が登録される前に同様の点について表明し、かつ保証することを要求されます。

受益証券の形式

すべての受益証券は記名式受益証券です。受益者の権利については、受益証券の券面ではなく、受益者名簿の記載がその証拠となります。

小数点第4位未満を切り捨てた受益証券の端数を発行することができ、関連する端数処理による利益は、ファンドの利益のために留保されます。

(2) 日本における販売

日本においては、以下の申込期間に取扱いが行われます。

2025年8月1日(金曜日)から2026年7月31日(金曜日)まで

購入の申込可能日： 各申込日

購入の申込締切時間： 各ファンド営業日の午後3時までに受領された申込みは、当該営業日に取り扱われます。

ただし、日本における販売会社はこれと異なる時間を定めることができます。

購入単位： 1口以上1口単位

ただし、日本における販売会社はこれとは異なる申込単位を定めることができます。

購入価額： 関連する申込日に当たる評価日における評価時点の受益証券1口当たり純資産価格(通常は1口当たり1米セントです。)

累積方針を適用した場合、分配型クラス受益証券の受益証券は、関連する申込日の直前の評価日における評価時点での受益証券1口当たり純資産価格で発行されます(すなわち、ヒストリカル・プライシングを使用します。)

購入代金： 関連する申込日の翌ファンド営業日までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとします。

(注) 日本における販売会社により取扱いが制限されることがあります。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定の申込みが必要です。

申込手数料の額は、受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込金額および申込手数料の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときには、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

以下に記載されているところに従い、受益証券は、受益者の選択に応じて、買戻日に買い戻すことができます。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻通知を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報および文書とともに、関連する買戻日の午前10時（アイルランド時間）または管理会社が特定の場合に決定するその他の時間（以下「買戻期限」といいます。）までに管理事務代行会社により受領されるよう、送付しなければなりません。期限に遅れた買戻通知は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻通知は、ファクシミリまたは（署名済みPDFファイルの形式で）電子メールもしくは管理事務代行会社と事前に合意したその他の電子的手段で送付しなければなりません。

管理会社が、下記「受益証券の買戻しに関する制限」の項および下記「3 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価額の計算の停止」の項に記載される場合を含め、一般的にまたは特定の場合に別段の定めを行った場合を除き、一度提出された買戻通知は撤回不能です。

受益証券の買戻しは、小数点第4位未満を切り捨てた受益証券の口数を指定して行うことができます。受益者は、購入に関する支払いが受領されている決済済みの受益証券についてのみ、買戻通知を提出することができます。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要と考える情報および文書を請求する権利を留保します。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは履行できない場合、または管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社による適用ある法令の遵守を確保するために買戻通知の拒絶が必要となる場合には、買戻通知の処理を拒絶し、または買戻代金の支払いを延期することができます。

管理会社、投資運用会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは委託先が、ファクシミリもしくは電子メールで送付された買戻通知を受領できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、当該ファクシミリもしくは電子メールが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負わないことに、受益者は留意する必要があります。

買戻通知が受領された場合、当該買戻しを行った受益者がファンドの受益者名簿から削除されたか否か、または買戻価格が決定もしくは送金されたか否かにかかわらず、受益証券は、関連する買戻日を効力発生日として買い戻されたものとして取り扱われます。したがって、関連する買戻日以降、受益者は、受益者としての資格において、買戻対象の受益証券に関して、信託証書に基づいて生じる権利（ファンドの集会の通知を受領し、集会に出席し、または集会で投票する権利を含みますが、（いずれの場合も買戻対象の受益証券に関して）買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたものの未払いの分配金を受領する権利を除きます。）を有せず、当該権利を行使することができません。当該買戻しを行った受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となります。支払不能による清算において、当該買戻しを行った受益者は、通常の債権者に劣後し、受益者に優先します。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日に到来する評価日の評価時点における受益証券1口当たり純資産価格となります。受益者に支払われる買戻代金の総額は、関連する受益証券クラスの最小通貨単位未満を切り捨てた額とします。当該端数処理による利益は、ファンドの勘定において留保されます。

分配型クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、一定であり、かつ、発行価格に相当するものとなることが意図されています。

累積方針(さらなる詳細については、上記「第1 ファンドの状況 2 投資方針(4) 分配方針」の項をご参照下さい。)を適用した場合、分配型クラス受益証券の受益証券は、関連する買戻日の直前の評価日における評価時点での受益証券1口当たり純資産価格で買戻されます(すなわち、ヒストリカル・プライシングを使用します。)

関連する買戻しを行う受益者は、受益証券に適用される買戻価格の詳細を管理事務代行会社から入手することができます。

決済

上記および下記「3 資産管理等の概要(1) 資産の評価 純資産価額の計算の停止」の項に記載されているところに従い、買戻代金は、関連する投資資産を換価できることを常に条件として、関連する買戻日の翌ファンド営業日または(受託会社および投資運用会社と協議の上)管理会社が別途決定するときに支払われます。ただし、いかなる場合でも、買戻代金は、関連する買戻日から10ファンド営業日以内に支払われます。

受理された買戻通知の対象となる受益証券に関して支払われる分配金は、(受託会社および投資運用会社と協議の上)管理会社の裁量により、買戻代金と同時におよび/またはかかる受益証券に関する関連する分配基準日後に到来する次の分配金支払日に、(その全部または一部を)支払うことができます。

受益証券の買戻しに関する制限

投資対象ファンドは、一定の状況において、投資対象ファンド投資証券の買戻しを停止するかまたは繰り延べることができます(以下、本項において「投資対象ファンドの停止」といいます。)

管理会社は(受託会社と協議の上)、投資対象ファンドの停止により投資対象ファンド投資証券の買戻しが制限されるまたは妨げられる場合を含め、管理会社はその絶対的裁量により賢明とみなす場合、買戻請求額を、自らが決定する受益証券口数もしくは金額に制限し、または当該買戻請求の受理を停止(すなわち、停止を宣言)することができます。

さらに、管理会社は(受託会社と協議の上)、下記「3 資産管理等の概要(1) 資産の評価 純資産価額の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言し、またはそれに係る支払いを延期することができます。受託会社または管理事務代行会社は、影響を受ける受益者に当該停止の理由を通知するものとします。当該停止期間中は受益証券の買戻しは行われません。

強制買戻し

受益証券が、直接または実質的に、(i)いずれかの国、政府、司法当局もしくは財務当局の法令もしくは法的拘束力を有する要件に違反する者により所有されていること、()適格投資家ではない者により、もしくは適格投資家ではない者の利益のために所有されていること、または()結果としてファンドの信託財産もしくは受託会社もしくは管理会社が負わずにすむはずの納税責任を負い、もしくは被らずにすむはずの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を被ることになると受託会社もしくは管理会社が判断する状況下にある者により所有されていることを、受託会社もしくは管理会社が認識した場合、または受託会社もしくは管理会社がある合理的な理由がある場合、管理会社(またはその委託先)は、当該受益証券の保有者に対し、(下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要(3) 受益者に対する特典、譲渡制限 受益証券の譲渡」に記載される規定に従って)翌買戻日(または受託会社が決定するその他の買戻日)に、関連する受益証券を、それを所有する資格を有する適格投資家に譲渡し、かつ、当該譲渡の証拠を管理会社に提供するように指図することができ、または当該受益証券を強制的に買い戻すことができます。

また、ファンドがその投資目的を達成することが不可能または非経済的になったと管理会社が判断した場合、管理会社は、受託会社および投資運用会社と協議の上、すべての発行済受益証券を買い戻すことができます。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、日本における販売会社に対して行われます。

換金(買戻し)の申込可能日： 各ファンド営業日および/または管理会社が随時決定することができるその他の日

換金(買戻し)の申込締切時間： 各ファンド営業日の午後3時までに受領された申込みは、当該営業日に取り扱われます。
ただし、日本における販売会社はこれと異なる時間を定めることができます。

換金(買戻し)単位： 1口単位
ただし、受益者の保有する受益権が1口未満となる場合は、受益者は当該保有する受益権のすべてについて買戻しを申し込むことができます。

換金(買戻し)価額： 当該買戻日に到来する評価日の評価時点における受益証券1口当たり純資産価格(通常は1口当たり1米セントです。)

累積方針を適用した場合、分配型クラス受益証券の受益証券の買戻価格は、関連する買戻日の直前の評価日における評価時点での受益証券1口当たり純資産価格です(すなわち、ヒストリカル・プライシングを使用します。)

換金(買戻し)代金： 原則として関連する買戻日の翌ファンド営業日に支払われます。買戻代金の支払いは、通常、口座約款に従い、基準通貨で行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の決定

純資産価額の計算

関連する英文目論見書補遺に別途規定される場合を除き、受託会社(または管理事務代行会社もしくはその委託先)は、各ファンドの純資産価額については当該ファンドの機能通貨で、また各ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格については当該ファンドの各評価日の評価時点における当該受益証券クラスの基準通貨で、かつ、信託証書および英文目論見書に記載されている原則に従い計算します。

ファンドおよび/またはファンドの受益証券クラスの純資産価額は、当該ファンドの全資産の価額(または、該当する場合、当該ファンドの全資産の価額のうち当該ファンドの当該受益証券クラスに帰属する資産の価額)を確定し、そこから当該ファンドの全負債の価額(または、該当する場合、当該ファンドの全負債の価額のうち当該ファンドの当該受益証券クラスに帰属する負債の価額)を控除することにより計算されます。

単一の受益証券クラスが発行されているファンドの場合、その受益証券1口当たり純資産価格は、当該ファンドの純資産価額を評価の日付時点の当該ファンドの発行済受益証券口数で除することで計算し、当該ファンドの英文目論見書補遺に規定される方法で概数にした金額とします。

複数の受益証券クラスが発行されているファンドの場合、その純資産価額は、発行済みの当該ファンドの各受益証券クラスの間で配分されます。かかる配分は、ファンドの資産および負債のうち当該ファンドの特定の受益証券クラスに帰属すべき資産および負債を、他の受益証券クラスの受益者ではなく、当該受益証券クラスの受益者のみに確実に帰属させるために、受託会社が管理会社(またはその代行協会員)と協議の上決定する合理的な配分方法に基づくものとします。

ファンドの純資産価額のうち当該ファンドの外国通貨建ての受益証券クラスに帰属する金額は、当該受益証券クラスの各評価日において受託会社が決定する為替レートによって当該外国通貨に換算されます。したがって、(a) 当該ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該ファンドの当該受益証券クラスに帰属する純資産価額(必要な通貨換算後)を、評価の日付時点の当該ファンドの当該受益証券クラスの発行済受益証券口数で除することで計算し、(b) 当該ファンドの英文目論見書補遺に開示される方法で概数にした金額とします。

ファンドの信託財産の資産の価額は、当該ファンドの関連する英文目論見書補遺に別途明示的に記載されている場合、受託会社が管理会社(またはその委託先)の助言を受けて別途決定する場合、および当該ファンドの関連する英文目論見書補遺に別途開示されている場合を除き、当該ファンドの各評価日の評価時点で、受託会社によって、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覽払約束手形、売掛債権、前払費用、宣言済み未受領の現金配当および発生済み未受領の利息の価額は、管理会社(またはその委託先)が当該預金、為替手形、一覽払約束手形または売掛債権にその全額の価値がないと判断した場合を除き、その全額とし、その全額の価値がないと判断した場合には、管理会社(またはその委託先)が合理的とみなす価額とします。
- (b) 下記(c)項が適用されるマネージド・ファンドに対する持分の場合を除き、かつ、下記(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場を付けられ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、主要な取引所または市場における当該投資対象の最終取引価格(当該計算が行われる日の当該場所の営業終了時点)を参照して行われます。金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合、投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理会社(またはその委託先)がその評価原則に基づいて決定する

当該投資対象の公正市場価格を参照して行われます。ただし、管理会社(またはその委託先)がその裁量により、主要な取引所または市場ではない取引所または市場における支配的な価格がすべての状況において当該投資対象の価額のより公正な基準を示すと判断した場合には、管理会社(またはその委託先)は、いつでも当該価格を採用することができます。

- (c) 下記(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドに対する各持分の価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格とします。管理会社(またはその委託先)がそのように決定した場合またはマネージド・ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドに対する各持分の価額は、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価額(入手可能な場合)、または(これらが入手できない場合には)当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表買戻価格もしくは買呼値とします。
- (d) 上記(b)項または(c)項に規定されるところに純資産価額、買戻価格または最終取引価格が入手できない場合、当該資産の価額は、管理会社(またはその委託先)がその評価原則に基づいて決定する方法により随時決定されます。
- (e) 上場され、相場を付けられ、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社または管理会社(もしくはその委託先)は、ファンドの投資対象の評価に関して評価を発信する機械的および/または電子的システムを使用し、かつそれらに依拠することができます。当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社(またはその委託先)は、その絶対的な裁量により、上記以外の評価方法が投資対象の公正な価格をより正確に反映すると判断した場合には、当該評価方法の使用を許可することがあります。
- (g) 外国通貨建ての、または該当する場合には当該受益証券クラスの表示通貨ではない通貨建ての投資対象(有価証券か現金かを問いません。)の価額は、関連するプレミアムまたはディスカウントと通貨換算費用を考慮した上で、管理会社(またはその委託先)と受託会社の間で合意されたレートによって当該ファンドまたは当該受益証券クラスの表示通貨に換算されます。

ファンドに関連する価額またはファンドの純資産価額について受託会社が行うすべての決定は、故意の債務不履行、現実詐欺または重過失がない限り、当該ファンドのすべての受益者にとって最終的かつ確定的なものとしします。

特定の状況において、投資運用会社がファンドの資産評価および/または純資産価額の計算に関与することがあります。これらの評価は投資運用会社に支払われる運用報酬に直接的に影響する可能性があるため、投資運用会社が関与する場合には、投資運用会社に利益相反が生じる可能性があります。

下記に記載する場合を除き、ファンドの資産の評価は、上記に定められた評価規定に従って計算されます。

評価日における受益証券1口当たり純資産価格の計算は、当該評価日に生じる受益証券の発行または買戻しを考慮せずに行われることがあります。ただし、一定NAVが適用されている状況においては、関連する申込日または買戻日(いずれか該当する方)において、受益証券1口当たり純資産価格が当該評価日に正式に算出される前に、発行価格で受益証券の発行および/または買戻しを認めることが可能であると想定されています。

各評価日における受益証券1口当たり純資産価格は、通常の場合、関連する評価日の翌ファンド営業日まで、または管理会社が受託会社と協議の上決定するそれ以降の日までに、受益者に提供されるものとしします。

純資産価額の計算の停止

管理会社は(受託会社および任命された場合は投資運用会社と協議の上)、以下の状況において、ファンドの受益証券(および/またはファンドの受益証券クラス)について、その純資産価額および/または受益証券1口当たり純資産価格の決定を停止し、および/またはその発行もしくは買戻しを停止することがあり、および/またはそれらに関する支払いを延期することがあります。

- (a) ファンドの(またはファンドの受益証券クラスに帰属する)投資対象の相当部分が上場され、相場を付けられ、取引され、もしくは取り扱われている市場、取引プラットフォーム、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。)、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) ファンドの(またはファンドの受益証券クラスに帰属する)投資対象の処分が合理的に実行可能でないと管理会社が判断することになる状況、または処分した場合に当該ファンドの受益者(または当該ファンドの受益証券クラスの保有者)に重大な不利益が生じることになる状況が存在する場合
- (c) ファンドの、もしくはファンドの一つ以上の受益証券クラスに帰属する投資対象の価額もしくは純資産価額を確定する際に通常採用されている手段のいずれかが停止している場合、または何らかの他の理由により、ファンドの、もしくはファンドの一つ以上の受益証券クラスに帰属する投資対象の価額、その他の資産の価額もしくは純資産価額のいずれかが合理的にもしくは公正に確定できないと管理会社が判断する場合
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金または当該償還もしくは換金に伴う資金の移転が、通常の価格または通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間
- (e) 受益証券の販売または買戻しの手取金が当該ファンドの勘定に送金できず、またはかかる勘定から送金できない期間
- (f) 受託会社、管理会社、投資運用会社、資産保管会社もしくは管理事務代行会社またはそれらの委託先のファンドに関連する事業運営が、疫病、戦争、テロ、暴動、革命、騒乱、ストライキまたは天災の結果またはそれらに起因して、相当に妨げられ、または閉鎖される期間
- (g) 管理会社が、その絶対的な裁量により、そのようにすることが賢明であると判断する期間
- (h) ファンドの英文目論見書補遺に開示するその他の状況、または

受託会社またはその代理人としての管理事務代行会社は、ファンドのすべての受益者に対し、停止が生じた場合には当該停止から7日以内にその旨を書面で通知し、停止が終了した場合にもその旨を通知します。

計算停止期間前または計算停止期間中に受益者により提出された申込みまたは買戻し請求は、当該計算停止の終了後最初の関連する申込日または買戻日(該当する方)に処理されます。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

下記「(5) その他 ファンドの解散」の項に定める規定に従い早期に終了する場合を除き、ファンドは以下の場合に終了します。

- (a) ファンドがその投資目的を達成することが不可能または非経済的になったと管理会社が判断し、管理会社が受託会社への書面による通知によりファンドを終了させるべきであると決定した場合、または
- (b) 投資運用会社が退職または辞任し、当該退職または辞任前にファンドの投資運用会社として行為する後任の投資運用会社を合理的な期間内に見つけることができなかった場合で、管理会社がファンドを終了させることを決定した場合

ソフト・wind・ダウン

管理会社は、受託会社および投資運用会社と協議の上、ファンドの投資戦略がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書、追補信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従い、秩序ある方法で資産を換金し、受益者の最善の利益になると管理会社が判断する方法によって受益者に収益を分配することを目的として、ファンドを運用するよう決議することができます。この手順はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年1月31日に終了します。

(5) 【その他】

ファンドの解散

ファンドは、当該ファンドの英文目論見書補遺に別途規定される場合を除き、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了します。

- (a) ファンドを継続することが違法、実行不能、非経済的、不適切または受益者の利益に反するようになったことを受託会社または管理会社が受益者に証明した場合（ファンドがその投資目的を達成することが不可能または非経済的になったと管理会社が判断した場合を含みますが、これに限定されません。）
- (b) 受益証券がすべて買い戻された場合
- (c) 受託会社が各ファンドからの退任の意思または自己の清算手続きの開始を書面により通知した場合であって、管理会社が信託証書の条項に従って後任の新たな受託者を任命できず、受託会社が各ファンドの終了を宣言する証書を発行した場合
- (d) 管理会社が信託証書の条項に基づき退任する旨を通知した場合であって、当該通知から90日以内に後任の管理者が任命されない場合
- (e) 後任が任命されていない状況で、信託証書の条項に基づき管理会社が受託会社によって解任された場合
- (f) ファンドの受益者がファンド決議によってファンドの終了を決議した場合
- (g) 信託証書の日付に開始し、当該日付から149年後に終了する期間が終了した場合
- (h) 該当する追補信託証書の条項によって予定されるか、または当該ファンドもしくは受益証券クラスの英文目論見書補遺に開示される日付または状況が到来した場合

ファンドが終了する場合、受託会社は、（合理的に実行可能な程度に速やかに）その旨と当該ファンドの終了日について当該ファンドのすべての受益者に通知します。

信託証書の変更

任意のファンドについて、受託会社および管理会社は、（下記の追加的な規定に従い）証書により、かつ、連帯して、信託証書の規定に修正、変更または追記を行うことがあります。当該修正等は、受託会社および管理会社が当該ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する方法および程度において、ファンドまたは関連する追補信託証書にも適用されます。ただし、受託会社または管理会社が、（a）その合理的判断において、当該証書によって行われる修正、変更または追記が（i）当該時に存在する当該ファンドの受益者の利益を著しく害するものではなく、かつ、（ ）当該ファン

ドの受益者に対する受託会社または管理会社の責任を免除するものではないこと、または（b）その判断において、当該修正、変更または追記が財務的要件、法的要件または公式的要件（法的拘束力の有無を問いません。）を順守するために必要であることを上記の権限を行使する証書において証明しない限り、信託証書に修正、変更または追記（当該修正等はファンドまたは関連する追補信託証書にも適用されます。）を行う権限は、ファンド決議によって当該ファンドの受益者の事前の承認を得た場合に限り行使することができます。

受託会社および／または管理会社は、信託証書の規定に修正、変更または追記（当該修正等はファンドまたは関連する追補信託証書にも適用されます。）を行う権限を行使する場合（ただし、ファンド決議によって承認された権限行使を除きます。）、その旨を可及的速やかに当該ファンドの受益者に通知します。上記にかかわらず、いかなる修正、変更または追記も、受益者にその保有する受益証券に関して追加的な支払義務を課すことはなく、追加的な責任を受容する義務を課すこともありません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他の当事者に対し、30歴日前に書面による通知をすることにより終了されます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。ただし、特定の状況においては、一方当事者が他の当事者に対し書面で通知することにより、管理事務代行契約を直ちに終了させることができます。

資産保管契約

資産保管契約は、一方当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

グローバル販売契約

グローバル販売契約は、一方当事者が他の当事者に対し、30日前に書面による通知をすることにより終了されます。

リージョナル副販売契約

リージョナル副販売契約は、一方当事者が他の当事者に対し、30日前に書面による通知をすることにより終了されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

契約関係

トラストは、信託証書およびケイマン諸島信託法に基づき、免除アンブレラ型ユニット・トラストとしてケイマン諸島において設立されました。

関連する申込契約を提出することにより、受益者は関連するファンドの受益証券についての申込みを行い、それが受諾されると拘束力のある契約の効果を持つようになります。全額払込済の受益証券が発行され、当該受益証券に関して受益者名簿に関連する記載がなされると、受益者は関連するファンドの信託証書および補足信託証書（以下「信託文書」といいます。）に規定される権利を有するようになります。

ただし、かかる権利は、エクイティ法上の性質上、一般的なエクイティ法上の原則およびケイマン諸島信託法の規定に従います。信託文書は、信託文書の条項に従ってのみ変更することができます。関連するファンドのすべての受益者は、関連するファンドの信託文書におけるこれに反する規定にかかわらず、当該ファンドを共に終了させることができます。信託文書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、それに従って解釈されます。その条項に従い、申込契約はケイマン諸島の法律に準拠し、それに従って解釈されます。

トラストおよび各ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づく個別の法的人格を有しません。受託会社の義務は受託会社自身の義務ですが、受託会社が受託者として適切にこれらの義務を発生させた場合、受託会社は関連するファンドに関連する信託財産からこれらの義務に関して補償および払い戻しを受ける権利を有します。受益者が合意した個別の取り決めに従い、受益者は、受益証券の購入および発行時に支払われることが合意された金額のみを受託会社に支払う（またはその他の方法で関連するファンドの信託財産に支払う）義務を負います。ファンドへの投資に関する受益者の権利は、信託文書、ケイマン諸島信託法およびケイマン諸島の信託法規の一般原則、英文目論見書、関連する英文目論見書補遺、

申込契約、および受益者のファンドへの投資に関してトラスト（および該当する場合は関連するファンド）の受託会社としての受託会社と当該受益者の間で締結されたその他の契約（以下「その他の契約」といいます。）に記載された条項によって支配されます。場合によっては、これらのその他の契約は、ケイマン諸島以外の法域の法律に準拠することがあります。ただし、信託文書の条項またはケイマン諸島の法律に反するその他の契約の条項は、通常、強制力を持ちません。

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた詐欺行為、悪意、重過失、故意の不履行または職務懈怠の結果生じる損失について、賠償を請求する権利を有します。

議決権

受託会社または管理会社は、信託証書の条項によってそのように義務付けられている場合、受託会社もしくは管理会社のいずれか一方が書面により要請した場合、または登録上トラスト、ファンドもしくはファンドの受益証券クラス（該当するもの）の当該時点の発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有する受益者が書面により要請した場合、トラスト、当該ファンドまたはファンドの当該クラス（該当するもの）の受益者集会を、当該集会の招集通知に明記される日時と場所において招集します。受益者集会には、信託証書の別紙1の規定が適用されます。受益者集会が必要または適切であると受託会社が判断した場合、受益者集会の招集は、関連する英文目論見書補遺に別途の規定がない限り、少なくとも10日前までにトラスト、当該ファンド、ファンドの当該クラスの受益者に通知されます。招集通知には、受益者集会の日時と場所、および受益者集会で予定される決議の条件が明記されます。受益者集会の基準日についても招集通知に明記されます。ある受益者集会に関して、過失によって受益者に通知が発送されなかった、または受益者が通知を受領しなかったとしても、当該受益者集会の議事が無効になることはありません。受託会社または管理会社の授權代表者は、受益者集会に出席し、発言することができます。受益者が1人の場合を除き（その場合、受益者集会の定足数は1人となります。）、受益者集会の定足数は、トラスト、当該ファンドまたは当該クラス（該当する方）の当該時点の全発行済受益証券の純資産価額総額の10分の1以上を合計で保有する受益者2人以上とします。

受益者集会の投票に付された決議事項は、書面による投票によって採決するものとし、ファンド決議または受益者決議（該当する方）の必要多数によって承認された場合、その投票結果を当該受益者集会の決議とします。受益者決議、ファンド決議、投票数または定足数に関する計算には、該当する基準日時点の純資産価額を使用します（ただし、基準日が評価日と異なる場合には、当該基準日の直

前の評価日を使用して計算します。)。投票は、本人または代理人のいずれかによって行うことができます。

当該時点で集会の招集通知を受領し、集会に出席し、集会で投票する権利を有している受益者の必要多数によって署名され(または、企業の場合には、その適式に授權された代表者によって署名され)、(一通以上の副本によって)書面により行われた決議(受益者決議またはファンド決議を含みます。)は、適式に招集され、開催された受益者の総会で採決された決議と同等に正当かつ有効なものとなります。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

弁護士 中野 恵太

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

ケイマン諸島においては、外国の法域で取得された判決の執行は法定されていませんが(外国判決相互執行法(改正済)に基づく登録により執行される可能性があるオーストラリアの特定の上級裁判所が下した判決を除きます。)、当該法域で取得した判決は、当該判決が一定の基準を満たす場合に、ケイマン諸島の高等裁判所で外国判決債務に基づいて開始される訴訟により、基礎となる紛争の本案を再検討することなくコモンローによりケイマン諸島の裁判所で承認および執行されます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーエルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝143.87円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト

財政状態計算書

2025年 1 月31日現在

	注記	ノーザン・トラスト・米ドル・ リクイディティ・ファンド	
		2025年 1 月31日現在	
		米ドル	千円
資産			
損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
- ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ ピーエルシー - 米ドル・ファンドへの投資	6, 7, 9	104,021,126	14,965,519
現金および現金等価物	9, 13	300	43
未収配当金		52,256	7,518
発行未収金		4,030,337	579,845
未収払戻費用	9	214,687	30,887
その他の資産		307,294	44,210
資産合計		108,626,000	15,628,023
負債			
償却原価で測定される金融負債			
- 未払買戻金		(1,854,225)	(266,767)
- 未払投資運用会社報酬	9, 10	(42,552)	(6,122)
- 未払管理会社報酬	9, 10	(5,809)	(836)
- 未払管理事務代行会社報酬	9, 10	(6,407)	(922)
- 未払資産保管会社報酬	9, 10	(8,384)	(1,206)
- 未払代行協会員報酬	10	(44,467)	(6,397)
- 未払販売会社報酬	10	(24,373)	(3,507)
- 未払分配金	12	(44,231)	(6,364)
- その他の未払費用		(52,228)	(7,514)
負債合計		(2,082,676)	(299,635)
資本		106,543,324	15,328,388
資本		106,543,324	15,328,388
発行済受益証券口数	11	10,654,333,655	
受益証券 1 口当たり資本		0.01米ドル	1円

10ページから21ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト

包括利益計算書

2025年１月31日に終了した期間

	注記	ノーザン・トラスト・米ドル・ リクイディティ・ファンド	
		2025年１月31日に終了した期間	
		米ドル	千円
投資収益			
損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの収益：			
配当収益		2,009,063	289,044
投資純収益		2,009,063	289,044
運用費用			
投資運用会社報酬	9,10	(75,402)	(10,848)
管理会社報酬	9,10	(32,714)	(4,707)
管理事務代行会社報酬	9,10	(20,958)	(3,015)
資産保管会社報酬	9,10	(8,384)	(1,206)
代行協会員報酬	10	(63,270)	(9,103)
販売会社報酬	10	(122,371)	(17,606)
監査報酬		(17,000)	(2,446)
その他の費用		(141,959)	(20,424)
財務費用前の運用費用合計		(482,058)	(69,354)
払戻費用	9	214,687	30,887
財務費用前の純収益		1,741,692	250,577
財務費用			
支払利息		(84)	(12)
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の変動		1,741,608	250,565

10ページから21ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
2025年 1 月31日に終了した期間

		ノーザン・トラスト・米ドル・ リクイディティ・ファンド	
		2025年 1 月31日に終了した期間	
	注記	米ドル	千円
期首の買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産		-	-
買戻可能参加型受益証券発行手取金		467,851,418	67,309,784
買戻可能参加型受益証券買戻支払金		(361,308,082)	(51,981,394)
分配金	12	(1,741,620)	(250,567)
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の変動		1,741,608	250,565
期末の買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産		106,543,324	15,328,388

10ページから21ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト

キャッシュ・フロー計算書

2025年1月31日に終了した期間

		ノーザン・トラスト・米ドル・ リクイディティ・ファンド	
		2025年 1 月31日に終了した期間	
	注記	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー			
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の変動		1,741,608	250,565
運用資産および負債の変動：			
その他の資産の増加		(574,237)	(82,615)
未払費用およびその他の未払金の増加		228,451	32,867
投資有価証券の売却		80,637,176	11,601,271
投資有価証券の購入		(184,658,302)	(26,566,790)
運用活動に使用された現金純額		(102,625,304)	(14,764,702)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
買戻可能受益証券の発行手取金		463,821,081	66,729,939
買戻可能受益証券の買戻支払金		(359,453,857)	(51,714,626)
支払分配金	12	(1,741,620)	(250,567)
財務活動により生じた現金純額		102,625,604	14,764,746
現金および現金等価物の純増加		300	43
期首における現金および現金等価物		-	-
期末における現金および現金等価物	13	300	43
補足情報：			
支払銀行利息		(84)	(12)

10ページから21ページ（訳注：原文のページ）の注記は、本財務書類の一部である。

ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト 財務書類に対する注記

１．組織および投資目的

ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト（以下「トラスト」という。）は、信託証書に基づき設立されたユニット・トラストである。トラストは、ケイマン諸島の法律に準拠する信託証書に基づき、アンブレラ型ユニット・トラストとして、2024年3月4日に設立された。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に従って、2024年3月12日に登録された。関連するファンドに帰属する資産および負債を適用する別個のポートフォリオまたはファンドを設定・設定することができ、各ファンドにのみ関連する受益証券が発行される。トラストは2024年3月時点でノーザン・トラスト・ミドル・リクイディティ・ファンド（以下「ファンド」という。）のみを設定しており、その投資目的は、ファンドの資産の実質的にすべてを、ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであるノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - ミドル・ファンド（以下「投資対象ファンド」という。）に投資することである。

受益証券の発行手取金の一部は、投資対象ファンドに投資されず、その代わりに、随時ファンドの継続的な現金需要を満たすために現金で留保することができる。

ファンドの投資活動は、シーエス（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という。）によって管理される。

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）は、ファンドに対し、投資対象ファンドへの投資に関して投資一任業務を提供する。

ファンドの資産の大部分が投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスの大部分が投資対象ファンドのポートフォリオのパフォーマンスに依拠することになる。

2025年1月31日現在、ファンドには従業員がいない。また、他のファンドは、これまでトラストに設定されていない。

２．会計基準

2025年1月31日に終了した期間の本財務書類は、IFRSの会計基準に準拠して作成されている。

トラストの重要性のある会計方針の詳細は、注記5に詳述される。

継続企業

管理会社は、トラストが近い将来に渡って事業を継続するのに十分な資源を有していると合理的に予想している。そのため、トラストは財務書類の作成において継続企業の前提に基づく会計基準を引き続き採用している。

３．機能通貨および表示通貨

機能通貨とは、ファンドが運営する主要な経済環境の通貨である。

投資対象ファンドの機能通貨および表示通貨はアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)であり、したがって、ファンドの機能通貨および表示通貨も米ドルである。

４．見積りおよび判断の使用

見積りの使用

IFRSの会計基準に準拠した財務書類の作成には、経営陣が、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、過去の経験と、当該状況下で合理的であると考えられるその他のさまざまな要因に基づいている。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、将来的に認識される。

判断の使用

会計方針の適用における重要な判断領域に関する情報は、注記３「機能通貨および表示通貨」および注記５「(d)金融商品：公正価値測定原則」に含まれる。

５．重要性のある会計方針

(a)測定的基础

本財務書類は、損益を通じて公正価値で分類された金融商品のうち、公正価値で測定されたものを除き、取得原価に基づいて作成されている。

(b)会計方針の変更

ファンドに重大な影響を与えることが予想される、未発効の会計基準、解釈、または既存の会計基準の修正はない。

(c)外国通貨換算

外国通貨建ての取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外国通貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、財政状態計算書の日付現在の実効為替レートで米ドルに換算される。

外国通貨建ての非貨幣性資産および非貨幣性負債は、公正価値が決定された日の実効為替レートで米ドルに換算される。

損益を通じて公正価値で評価される投資に関連する外国通貨換算差額は、負債投資の純利益/(損失)の構成要素に含まれる。現金および現金等価物を含む貨幣性項目に関連する換算から生じるその他のすべての外国通貨換算差額は、包括利益計算書で為替差益/(差損)純額として認識される。

(d) 金融商品

相殺

ファンドが金額を相殺する法的権利を有し、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に行う予定である場合に限り、金融資産および金融負債は相殺され、純額が財政状態計算書に表示される。2025年1月31日に終了した期間中、強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似の契約の対象となるもので、開示が必要な金融資産または金融負債はなかった。金融資産および金融負債は、財政状態計算書において総額で表示される。

収益および費用は、損益を通じて公正価値で評価される金融商品から生じる損益および為替差損益について純額で表示される。

分類

当初認識時に、ファンドは償却原価またはFVTPLで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をどちらも満たし、かつ、FVTPLとして指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること。および、
- ・その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること。

ファンドのその他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

事業モデル評価

ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- ・文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ・ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、ファンドの経営陣に報告されているか。
- ・事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクおよび当該リスクが管理されている方法。
- ・投資運用会社にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)。および、
- ・過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想。

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- ・回収目的保有モデル：このモデルには、現金および現金等価物、未収配当金およびその他の未収金が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- ・その他の事業モデル：このモデルには、ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンドへの投資が含まれる。当該金融資産は、公正価値基準に基づいて、運用され、そのパフォーマンスが評価されており、頻繁に売却が行われている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」とは、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の年度における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理コスト）への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- ・キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象。
- ・レバレッジ要素。
- ・期限前償還要素と期限延長要素。
- ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー（例えば、ノンリコース要素）に限定する条件。および、
- ・貨幣の時間的価値の考慮（例えば、金利の定期的な再設定）を修正する要素。

財政状態計算書における科目の、IFRS第9号において定義される金融商品の区分との調整について。

経営陣は、前ページ（訳注：原文のページ）の項目を考慮し、ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンドへの投資がFVTPLとして指定されると結論付けた。

認識

ファンドは、商品の契約条項の当事者となった日である約定日に金融資産および負債を認識している。約定日から、公正価値で計上された金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に計上される。金融負債は、当事者の一方が履行しているか、または契約がIFRS第9号の適用を免除されないデリバティブ契約でない限り、認識されない。

認識の中止

金融資産は、ファンドがその資産を構成するキャッシュ・フローに対する契約上の権利をコントロールできなくなった場合、認識が中止される。これは、権利が実現、失効、または放棄され、保持されない場合に発生する。売却された投資有価証券は認識が中止され、買い手からの支払いに対応する債権は、ファンドが資産の売却を約束した日（取引日）に認識される。ファンドは、加重平均原価基準を使用して、認識の中止による損益を決定する。金融負債は、契約で指定された義務の履行、取消しまたは失効があった場合、認識が中止される。

測定および公正価値測定の原則

金融商品は、当初は公正価値（取引価格）で測定され、損益を通じて公正価値で測定されない金融資産または金融負債の場合には、当該金融資産もしくは金融負債の取得または発行に直接起因する取引費用を加えて測定される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の取引費用はすみやかに費用処理され、その他の金融商品の取引費用は償却される。

当初認識後、損益を通じて公正価値で分類される商品はすべて、公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書で認識される。

公正価値とは、主要市場、または主要市場がない場合は測定日にファンドが参加できる最も有利な市場において、測定日の市場参加者間の通常の取引において、資産を売却して受領する、または負債を移転するために支払う価格である。活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、報告日における取引終了時点の市場価格に基づく。

償却原価で測定される金融資産として分類される金融資産は、実効金利法を用いて償却原価で計上され、減損損失(もしあれば)が控除される。

損益を通じて公正価値で測定される金融負債以外の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

減損

ファンドは、償却原価およびその他の包括利益を通じて公正価値で計上されている負債性金融資産、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証契約から生じるエクスポージャーに関連する予想信用損失(以下「ECL」という。)を将来予測に基づいて評価する。ファンドは、各報告日において、これらの損失に対する損失引当金を計上する。ECLの測定は、以下の要素を反映する。

- ・ 起こり得る複数の結果の範囲を評価することにより決定される、偏りのない確率加重の金額。
- ・ 貨幣の時間価値。ならびに、
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測に関する、報告日において過大なコストや労力を掛けずに入手可能な合理的で裏付のある情報。

(e) 現金および現金等価物

現金は、銀行預金から構成される。現金等価物は、一定額の現金へ容易に換金可能な流動性の高い短期投資であり、価値の変動について僅少なりリスクしか負わず、ファンドが短期のコミットメントを管理するために使用される。

(f) 費用

取引費用以外のすべての費用は、包括利益計算書において発生主義で認識される。

(g) 配当収益

配当収益は、配当落ち日基準で包括利益計算書に認識される。

(h) 未払分配金

信託証書の条項に基づき、管理会社は、年次分配または中間分配を単独の裁量により随時宣言することができる。

(i) 課税

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、トラストまたは受益者に対しても所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、トラストもしくはファンドに対する支払いまたはトラストもしくはファンドによる支払いに対して適用される、いかなる国との二重課税条約にも加盟していない。

トラストは、ケイマン諸島の財務長官から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または資本性資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために今後ケイマン諸島で制定されるいかなる法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書を受領するための申込手続中であり、受領を見込んでいる。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられない。

受領した収益、配当および利息は、その発生国で課される源泉徴収税の対象となる場合があり、かかる税金はファンドまたは受益者により回収できない可能性がある。

(j) 発行済受益証券

ファンドには、1クラスの償還可能参加型受益証券が発行されている。これはファンドが発行する金融商品の中で最も劣後するクラスであり、ファンドの清算時には保有者が残余純資産の権利を有する。償還可能参加型受益証券は、投資者に対し、償還日およびファンドの清算時に、ファンドの純資産における投資者の受益証券に比例した価値で現金による償還を要求する権利を提供する。IAS第32号に従い、ファンドはこのような商品を資本として分類している。

(k) 受益証券1口当たりの資本

財政状態計算書の表面上に開示される受益証券1口当たりの資本は、英文目論見書に従い、財政状態計算書に含まれる資本を期末現在の償還可能な発行済受益証券の口数で除することにより計算される。

(1) ストラクチャード・エンティティ

投資対象ファンドへの投資

投資対象ファンドが保有する受益証券が、ファンドおよび投資対象ファンド両方のリターンに重大な影響を与える活動を指図する権限を現在の保有者に与えていないため、投資対象ファンドはファンドの子会社とはみなされない。IFRS第10号における単一の支配モデルは、ある事業体が投資先への関与により生じる変動リターンにさらされている、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ投資先に対するパワーにより当該変動リターンに影響を与える能力を有している場合、その事業体が投資先を支配していると規定している。管理会社は、ファンドがIFRS第10号の投資企業の例外に従い、投資企業とみなされるものと判断する。管理会社は、したがって、投資対象ファンドがIFRS第10号に従った子会社の定義を満たしておらず、IFRS第12号に従ったストラクチャード・エンティティの定義を満たしていると確信している。

ストラクチャード・エンティティとは、いずれの議決権も管理事務業務にのみ関連し、関連する活動が契約上の取決めによって指示されている場合など、誰が事業体を支配するか決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないよう設計された事業体である。ストラクチャード・エンティティは、多くの場合、以下の特徴または属性の一部またはすべてを有する。(a) 制限付活動、(b) ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクおよび報酬を投資者に渡すことで投資者に投資機会を提供することなど、狭く明確に定義された目的、(c) ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務支援なしにその活動資金を調達するには不十分な資本、ならびに(d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資者に対する複数の契約に連動した商品の形での資金調達。

管理会社は、ファンドの投資対象ファンドへの投資は非連結ストラクチャード・エンティティへの投資に該当すると判断した。投資対象ファンドは、基準通貨建ての格付けの確定利付商品または変動金利型証券への投資を通じて、その投資目的の達成を目指す。

投資対象ファンドの投資運用会社は、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドである。投資対象ファンドは、保有者の選択により売却可能であり、投資対象ファンドの純資産に対する比例持分を取得する権利を保有者に付与する買戻可能参加型投資証券を発行することで、運用資金を調達している。ファンドは、買戻可能参加型投資証券および投資対象ファンドの持分を保有している。ファンドが保有する投資対象ファンドの投資証券は、財務状況計算書の「ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンドへの投資」に含まれる。ファンドが投資対象ファンドから受け取る配当金は、包括利益計算書の「配当収益」に含まれる。

6．金融商品および関連するリスク

ファンドはその資産の実質的にすべてを、1つの事業体である投資対象ファンドに投資する。投資対象ファンドは、保有する金融商品から生じる市場価格リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスクおよび通貨リスクにさらされている。

（a）市場価格リスク

市場価格リスクとは、市場価格の変化によって金融商品の公正価値が変動するリスクであり、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスク（株式リスクおよび商品リスクなど）が含まれる。

（b）通貨リスク

通貨リスクとは、外国為替レートの変化によって金融商品の公正価値が変動するリスクである。期末現在、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建ての証券およびデリバティブを保有しているため、ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じてのみ通貨リスクにさらされている。

（c）金利リスク

投資対象ファンドは、金利エクスポージャーが12か月以内の短期金融商品に投資する。その結果、ファンドが間接的に投資することとなる投資資産は、その存続期間を通じて、すなわち、その投資の発行または取得から買戻しまたは処分までの間、当該期間中の金利変動に応じた価格変動にさらされる可能性がある。金利変動の際、投資のデュレーションは、債務証券の債務価格の変動の度合いの指標として使用されることがある。債務証券のデュレーションの値が大きければ大きいほど、金利の動きに対する当該債務証券の価格変動も大きくなる。したがって、受益者に支払われる分配金の額およびファンドが一定NAVを維持する能力が、結果として影響を受ける可能性がある。投資対象ファンドの唯一の利付資産は、現金および現金等価物である。

（d）信用リスク

信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が債務を履行しないことで他方当事者に金銭的損失をもたらすリスクである。ファンドが投資するのは投資対象ファンドのみであるため、信用リスクの大部分は投資対象ファンドで発生するものである。投資対象ファンドが投資する証券取引所または市場の中には、その取引実務および決済実務がより発展した市場の実務と同一ではない取引所または市場があり、決済リスクを増加させる可能性および／または投資対象ファンドが行った投資の実現に遅延を生じさせる可能性がある。さらに、投資対象ファンドは取引相手の信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクを負うことになる。引渡しと支払いを別で行う決済形式が一般的な市場実務であると投資対象ファンド投資運用会社が考え、投資対象ファンド預託機関がこれに同意する場合、投資対象ファンド預託機関は当該方法で取引を決済するよう投資対象ファンド投資運用会社から指示される場合がある。ただし、取引の決済が行われない場合、投資対象ファンドに損失が発生する可能性があり、かかる損失について投資対象ファンド預託機関は投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資証券保有者に対して責任を負わないことを、投資対象ファンドの投資証券保有者は承知しておくべきである。

信用リスクに晒されているファンドの金融資産は、財政状態計算書日現在、以下のとおりである。

2025年1月31日に
終了した期間
米ドル

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー
- 米ドル・ファンドへの投資
現金および現金等価物

104,021,126
300

未収配当金	52,256
発行未収金	4,030,337
未収払戻費用	214,687
その他の資産	307,294
合計	108,626,000

（e）流動性リスク

トラストの規約では、日次で受益証券を設定および解約できることを規定しており、そのため受益者の償還に随時応じるという流動性リスクにさらされている。

投資対象ファンドは、取引相手の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う可能性がある。例えば、レボ取引における売主は、取引の対象となる証券の価値を、買戻価格を上回る額に維持することが要求されるが、売主の債務不履行により、投資対象ファンドは、原債務の処分に関連して、不利な市況または遅延により損失を負う可能性にさらされる。「発行時」もしくは「事後受渡し」基準で購入または売却された証券は、購入される証券の価値が決済日前に下落した場合、または売却される証券の価値が決済日前に上昇した場合に損失を被るリスクがある。また、証券の貸付においては、追加担保の受領もしくは貸付証券の回収が遅れるリスク、または証券の借手が支払不能に陥った場合に担保の権利を失う可能性がある。さらに、投資対象ファンドが保有する証券を、市場が通常の状態である時期もしくは価格で売却することができない、または困難な場合がある。市場の非流動性またはその他の理由により、価格を下げる、代わりに他の証券を売却する、または投資機会の追求を中止することが必要になる場合があり、それぞれの場合において、投資対象ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を与える可能性がある。以前は流動的であった証券が、多くの理由（これらのリスク要因の他の箇所に記載された要因の結果を含む。）により非流動的になる可能性がある。

財政状態計算書日における金融負債の残存契約満期は、以下の表に示される。

ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド

2025年1月31日

	1 か月未満 米ドル	1 - 3 か月 米ドル	合計 米ドル
金融負債			
未払買戻金	(1,854,225)	-	(1,854,225)
未払費用	-	(42,126)	(42,126)
その他の未払費用	-	(186,325)	(186,325)
	(1,854,225)	(228,451)	(2,082,676)

(f) オペレーショナル・リスク

投資対象ファンドへの投資には、あらゆるファンドと同様に、処理上のエラー、人的ミス、内部もしくは外部での不適切または問題のある処理、システムおよび技術上の不具合、人員の変更、未認証者による不正侵入、ならびに投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド預託機関または適式に任命される投資対象ファンド・アンブレラの管理事務代行会社もしくはその後継の会社としての地位を有するノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービス(アイルランド)リミテッド(以下「投資対象ファンド管理事務代行会社」という。)等のサービス提供者が引き起こすエラー等の要因から生じるオペレーショナル・リスクが含まれる。投資対象ファンドは、管理および監視を通じてかかる事象の最小化に努めるが、投資対象ファンドに損失が生じかねない不具合が残ることがある。

投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド管理事務代行会社および投資対象ファンド預託機関(ならびに各社のグループ)は、それぞれ適切な情報技術システムを維持している。しかし、他のあらゆるシステムと同様に、これらのシステムはデータ・セキュリティ侵害、窃盗、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド管理事務代行会社および/または投資対象ファンド預託機関の業務の混乱もしくはそれらがポジションを手仕舞う能力の障害、ならびに要注意の機密情報の開示または破損を引き起こすサイバー・セキュリティ攻撃または類似の脅威の対象となり得る。かかるセキュリティ侵害は、かかる侵害を検知かつ阻止し、かかる情報のセキュリティ、統合性、機密性を確保するよう設計された方針および手続き、ならびに投資対象ファンドおよびその委託先のレベルでかかる侵害または混乱を軽減するよう設計される事業の継続性および障害回復対策があったとしても、資産の喪失につながる可能性があり、投資対象ファンドの財政上および/または法律上の重大なリスクとなる可能性がある。

7. 公正価値測定

IFRS第13号は、投資を公正価値で測定する際に使用される市場価格の観察可能性のレベルに優先順位を付けてランク付けする階層的な開示フレームワークを確立する。市場価格の観察可能性は、投資の種類や投資に固有の特徴を含む多くの要因に影響を受ける。活発な相場価格が容易に入手可能な投資、または活発な相場価格から公正価値が測定可能な投資は、一般的に市場価格の観察可能性が高水準であり、公正価値測定が使用される判断の程度は低くなる。

公正価値で測定および計上される投資は、以下のカテゴリーのうちの1つに分類され開示される。

- ・レベル1 - 同一商品の活発な市場における相場価格(無調整)のインプット。
- ・レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットであり、直接的(すなわち価格)または間接的(すなわち価格から派生したもの)いずれかの観察可能なインプット。
- ・レベル3 - 観察不能なインプット。このカテゴリーには、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、観察不能なインプットが商品の評価に重大な影響を与えるすべての商品が含まれる。

以下の表は、公正価値で測定されるファンドの金融資産および金融負債を公正価値ヒエラルキーで分析したものである。

2025年 1 月31日

	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
ノーザン・トラスト・グローバル・ ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンド	-	104,021,126	-	104,021,126
金融資産合計	-	104,021,126	-	104,021,126

2025年 1 月31日現在、レベル 3 に分類される投資はなかった。

当期中、レベル 1 からレベル 2 への転換またはレベル 2 からレベル 3 への転換はなかった。

未収利息、その他の未収金およびその他の未払金を含むファンドの特定の金融商品については、これらの金融商品の即時性または短期性のため、その帳簿価格が公正価値に近似している。2025年 1 月31日現在、帳簿価格が公正価値に近似している現金および現金等価物は、レベル 1 に分類された。帳簿価格が公正価値に近似している未収金、その他の資産、未払金およびその他の負債は、レベル 2 に分類された。

8．受益証券の資本

受益証券 1 口当たりの資本は、ファンドの財務書類の資本合計を、償還可能な発行済受益証券の口数で除することにより計算される。

2025年 1 月31日現在、受益証券 1 口当たりの資本は0.01米ドルであった。

9．関連当事者取引および関係者取引

一方の当事者が他方当事者を支配する能力を有する場合、または、財務相もしくは業務上の意思決定において他方当事者に重大な影響を与える能力がある場合は、関連当事者とみなされる。

当期中、ファンドの通常の業務過程および通常の取引条件において、関連当事者との以下の取引が行われた。

- ・ 管理会社であるシーエス（ケイマン）リミテッドは、32,714米ドルの報酬を稼得し、そのうち5,809 米ドルが期末現在未払いであった。
- ・ 投資運用会社であるノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドは、75,402米ドルの報酬を稼得し、そのうち42,552米ドルが期末現在未払いであった。投資運用会社報酬は、ファンドの資産から支払われる。払戻費用は214,687米ドルであり、そのうち214,687米ドルが期末現在未払いであった。
- ・ 管理事務代行会社であるノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッドは、20,958米ドルの報酬を稼得し、そのうち6,407米ドルが期末現在未払いであった。
- ・ 副資産保管会社であるノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービシズ（アイルランド）リミテッドは、8,384米ドルの報酬を稼得し、そのうち8,384米ドルが期末現在未払いであった。
- ・ 2025年 1 月31日現在のファンドによる投資対象ファンドの保有は、合計104,021,126米ドルであった。
- ・ すべての現金残高は、ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー（以下「TNTC」という。）に保有されている。ファンドは、当期中に84米ドルの利息費用を請求した。

10．報酬

ファンドが保有する唯一の投資は、ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - ミドル・ファンドである。

管理会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、年額50,000米ドルを上限とする年次報酬を受領する権利を有する。

当該報酬は、取引日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年率0.185%を上限とする報酬を受領する権利を有する。

さらに、投資運用会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われる。

投資運用会社の報酬は、ファンドの資産に関する投資運用業務ならびにファンドに対するその他の職務および機能の対価として支払われる。

管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年額30,000米ドルを上限とする年次報酬およびFATCA / CRSサービスに対する合理的な手数料を受領する権利を有する。さらに、管理事務代行会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われる。管理事務代行会社の報酬は、ファンドの資産に関する管理事務業務、および受益証券の発行および買戻しに関する名義書換サービスの対価として支払われる。

資産保管会社

資産保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年額10,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。資産保管会社のすべての適正かつ合理的な立替費用は、ファンドの資産から支払われる。

販売会社報酬

関連するグローバル販売契約およびリージョナル副販売契約に基づき提供される業務に関して、グローバル販売会社であるノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドまたはリージョナル販売会社であるザ・ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン・リミテッドに、報酬は支払われない。

日本における販売会社である楽天証券株式会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。日本における販売会社の報酬は、日本における受益証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存投資主に対する一定の情報の提供、アフターケア業務、その他類似または同一の業務を含むその職務および機能の対価として支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算され、後払いされる、年率0.20%を上限とする報酬を受領する権利を有する。

代行協会員の報酬は、日本における販売会社およびその他の販売取扱会社に対する目論見書、運用報告書およびその他の書類の交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表、その他類似の業務および付随する業務を含む、その職務および機能の対価として支払われる。

11. 発行済受益証券

償還可能受益証券に付随する権利は、以下のとおりである。

	2024年 4 月 3 日 発行済受益証券	期中に発行された 受益証券	期中に払戻された 受益証券	2025年 1 月31日 発行済受益証券
ノーザン・トラスト・ 米ドル・リクイディティ・ファンド				
分配型クラス受益証券 - 楽天 A	-	46,785,141,831	(36,130,808,176)	10,654,333,655

以下の表は、2025年 1 月31日に終了した期間中の受益者の申込みおよび買戻しの金額の詳細を示している。

	発行された 受益証券の価値 米ドル	払戻された 受益証券の価値 米ドル	純資本 受益証券活動 米ドル
ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド			
分配型クラス受益証券 - 楽天 A	467,851,418	(361,308,082)	106,543,336

12．分配

以下の表は、2025年1月31日に終了した期間中に宣言された分配金の詳細を示している。

	2025年1月31日に 終了した期間 米ドル
ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド	
分配型クラス受益証券 - 楽天 A	1,741,620
	1,741,620

以下の表は、2025年1月31日現在における未払分配金の詳細を示している。

	2025年1月31日現在 米ドル
ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド	
分配型クラス受益証券 - 楽天 A	44,231
	44,231

13．現金および現金等価物

ファンドのすべての現金および現金等価物は、TNTCが保有している。

	2025年1月31日現在 米ドル
現金および現金等価物	300

14．非連結ストラクチャード・エンティティへの投資

以下の表は、非連結ストラクチャード・エンティティにおいてファンドが保有する持分を示す。損失に対する最大エクスポージャーは、保有する金融資産の簿価である。

投資先ファンド の数	純資産総額* 米ドル	FVTPLで測定する 非担保金融資産に 含まれる帳簿価額 米ドル
ノーザン・トラスト・ユニット・トラスト		
ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド	1 22,227,326,248	104,021,126

* IFRS第12号第26項は、非連結ストラクチャード・エンティティへの持分に関する定性的および定量的な情報を開示することを企業に要求している。これには、ストラクチャード・エンティティの性質、目的、規模およびストラクチャード・エンティティの活動、ならびにストラクチャード・エンティティの資金調達方法が含まれるが、これらに限定されない。IFRS第12号は、ストラクチャード・エンティティの規模の測定方法を特定していない。したがって、経営陣は、非連結ストラクチャード・エンティティが保有する資産に関する十分かつ有意義な情報を提供する適切な規模の測定基準を決定する際に、自らの判断を適用する。投資ファンドであるストラクチャード・エンティティの規模は、上記のように、投資ファンドの純資産総額によって測定できる。

15．当期中の重要な事象

2024年4月3日付で、ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンドおよび分配型クラス受益証券 - 楽天Aが運用を開始した。

当期中、2025年1月31日に終了した期間の財務書類に影響を与えるその他の重要な事象はなかった。

16．後発事象

以下の表は、期末後の2025年4月9日に宣言された分配金の詳細を示している。

	2025年1月31日現在 米ドル
ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド	
分配型クラス受益証券 - 楽天A	11,405
	<u>11,405</u>

期末後、2025年1月31日に終了した期間の財務書類に影響を与えるその他の重要な事象はなかった。

17．財務書類の承認

本財務書類は、受託会社の署名権者により、2025年6月3日付で承認された。

（３）【投資有価証券明細表等】

投資ポートフォリオ（未監査）

- ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド

名目保有高	投資対象	公正価値 米ドル	純資産 比率%
	ノーザン・トラスト・米ドル・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンドへの投資：97.63%（訳注）		
104,021,126	米ドル・ファンド - 分配型投資証券クラスJ	104,021,126	97.63
	ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンドへの投資合計	104,021,126	97.63
	損益を通じて公正価値で測定される金融資産	104,021,126	97.63
	現金および現金等価物	300	-
	その他の純資産	2,521,898	2.37
	買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	106,543,324	100.00

訳注：英文では「97.25」と記載されているが、正しくは「97.63」である旨の確認が取れているため、本文書においては、正しい英文に対する訳文を記載している。

（参考情報：以下は投資対象ファンドのサブ・ファンドであるノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー - 米ドル・ファンドの財務書類の抜粋である。）

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2025年1月31日現在

	米ドル・ファンド	
	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
- 規制市場で取り扱われる譲渡性証券への投資	74,683,176	10,744,669
- 投資ファンド	-	-
- 短期金融市場商品への投資	17,490,499,571	2,516,358,173
- 定期預金	4,699,000,000	676,045,130
逆レポ契約	800,000,000	115,096,000
現金預金	1,453,086	209,055
未収収益	40,439,281	5,817,999
その他資産	56,263	8,095
資産合計	23,106,131,377	3,324,279,121
負債：流動負債の金額		
償却原価で測定される金融負債		
- 当座借越	-	-
- 未払投資顧問報酬	(7,133,043)	(1,026,231)
- 未払管理事務代行会社報酬	(174,326)	(25,080)
- 未払保管受託報酬	(116,218)	(16,720)
- 未払販売報酬	(88,568,229)	(12,742,311)
- その他未払費用	(121,599)	(17,494)
- 投資有価証券購入未払金	(782,691,714)	(112,605,857)
負債合計		
（買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産を除く）	(878,805,129)	(126,433,694)
買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産合計	22,227,326,248	3,197,845,427
参加型投資証券	22,227,512,285	3,197,872,192
一口当たりの純資産価格	1.00米ドル	144円

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2024年 1月31日現在

	米ドル・ファンド	
	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
- 規制市場で取り扱われる譲渡性証券への投資	329,214,111	47,364,034
- 投資ファンド	-	-
- 短期金融市場商品への投資	12,055,623,443	1,734,442,545
- 定期預金	3,595,000,000	517,212,650
逆レボ契約	380,000,000	54,670,600
現金預金	257,336	37,023
未収収益	50,843,342	7,314,832
その他資産	99,165	14,267
資産合計	16,411,037,397	2,361,055,950
負債：流動負債の金額		
償却原価で測定される金融負債		
- 当座借越	-	-
- 未払買戻金	(64,398)	(9,265)
- 未払投資顧問報酬	(2,589,115)	(372,496)
- 未払管理事務代行会社報酬	(154,722)	(22,260)
- 未払保管受託報酬	(89,249)	(12,840)
- 未払販売報酬	(71,943,544)	(10,350,518)
- その他未払費用	(119,904)	(17,251)
- 投資有価証券購入未払金	(99,326,691)	(14,290,131)
負債合計		
（買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産を除く）	(174,287,623)	(25,074,760)
買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産合計	16,236,749,774	2,335,981,190
参加型投資証券	16,235,323,124	2,335,775,938
一口当たりの純資産価格	1.00米ドル	144円

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2025年1月31日終了年度

	米ドル・ファンド	
	米ドル	千円
投資収益		
利息収益	1,142,124,651	164,317,474
投資にかかる未実現（損失）／利益	(1,659,115)	(238,697)
投資にかかる実現利益／（損失）	38,790	5,581
投資収益／（費用）合計	1,140,504,326	164,084,357
費用		
投資顧問報酬	(20,040,219)	(2,883,186)
管理事務代行会社報酬	(1,877,469)	(270,111)
保管受託報酬	(1,251,646)	(180,074)
監査報酬	(52,849)	(7,603)
取締役報酬	(32,794)	(4,718)
その他の費用	(412,106)	(59,290)
運営費用合計	(23,667,083)	(3,404,983)
払戻費用	3,870	557
財務費用前の純収益／（費用）	1,116,841,113	160,679,931
財務費用		
現金支払利息	(1,306)	(188)
分配金	(1,118,469,990)	(160,914,277)
買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産の変動	(1,630,183)	(234,534)

利益および損失は継続運営のみから生じたものである。包括利益計算書で扱われたもの以外の利益および損失はない。

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2024年 1 月31日終了年度

	米ドル・ファンド	
	米ドル	千円
投資収益		
利息収益	758,286,961	109,094,745
投資にかかる未実現（損失）／利益	2,900,437	417,286
投資にかかる実現利益／（損失）	(215,480)	(31,001)
投資収益／（費用）合計	760,971,918	109,481,030
費用		
投資顧問報酬	(14,103,578)	(2,029,082)
管理事務代行会社報酬	(1,352,047)	(194,519)
保管受託報酬	(897,337)	(129,100)
監査報酬	(31,428)	(4,522)
取締役報酬	(18,761)	(2,699)
その他の費用	(76,616)	(11,023)
運営費用合計	(16,479,767)	(2,370,944)
払戻費用	979	141
財務費用前の純収益／（費用）	744,493,130	107,110,227
財務費用		
現金支払利息	(90,723)	(13,052)
分配金	(741,489,381)	(106,678,077)
買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産の変動	2,913,026	419,097

利益および損失は継続運営のみから生じたものである。包括利益計算書で扱われたもの以外の利益および損失はない。

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2025年1月31日終了年度

	米ドル・ファンド	
	米ドル	千円
期首の買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産	16,236,749,774	2,335,981,190
外貨換算調整	-	-
買戻可能参加型投資証券発行手取額	162,068,470,356	23,316,790,830
買戻可能参加型投資証券買戻支払額	(156,076,263,699)	(22,454,692,058)
買戻可能参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の変動	(1,630,183)	(234,534)
期末の買戻可能参加型投資証券の保有者に帰属する純資産	22,227,326,248	3,197,845,427
参加型投資証券口数		
期首に発行済みの参加型投資証券	16,235,323,124	□
期中に発行された参加型投資証券	162,068,364,542	□
期中に買い戻された参加型投資証券	(156,076,175,381)	□
期末に発行済みの参加型投資証券	22,227,512,285	□

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2024年 1 月31日終了年度

	米ドル・ファンド	
	米ドル	千円
期首の買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産	12,219,619,305	1,758,036,629
外貨換算調整	-	-
買戻可能参加型投資証券発行手取額	89,565,854,784	12,885,839,528
買戻可能参加型投資証券買戻支払額	(85,551,637,341)	(12,308,314,064)
買戻可能参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の変動	2,913,026	419,097
期末の買戻可能参加型投資証券の保有者に帰属する純資産	16,236,749,774	2,335,981,190
参加型投資証券口数		
期首に発行済みの参加型投資証券	12,221,107,344	□
期中に発行された参加型投資証券	89,565,844,772	□
期中に買い戻された参加型投資証券	(85,551,628,992)	□
期末に発行済みの参加型投資証券	16,235,323,124	□

ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシー

2025年1月31日現在の投資有価証券明細表

投資ポートフォリオ(未監査) - 米ドル・ファンド

名目保有高	投資対象	公正価値 米ドル	純資産 比率%
規制された市場で取引される譲渡性証券および短期金融市場商品への投資： 79.02% (2024年：76.28%)			
預金証書：41.48% (2024年：37.54%)			
100,000,000	ABN AMRO Bank NV 0.00% 10/03/2025	99,540,628	0.45
200,000,000	Bank of America 4.45% 14/07/2025	200,024,120	0.90
100,000,000	Bank of Montreal FRN 21/07/2025	100,057,522	0.45
125,000,000	Bank of Montreal FRN 04/12/2025	125,083,261	0.56
125,000,000	Bank of Nova Scotia 0.00% 03/02/2026	125,000,000	0.56
100,000,000	Bank of Nova Scotia FRN 17/10/2025	100,075,540	0.45
150,000,000	Barclays Bank PLC FRN 29/07/2025	150,000,000	0.68
150,000,000	Barclays Bank PLC FRN 30/07/2025	149,992,366	0.67
50,000,000	BNP Paribas SA 4.65% 22/05/2025	50,012,020	0.23
150,000,000	BNP Paribas SA FRN 17/06/2025	149,985,608	0.67
100,000,000	BNP Paribas SA FRN 09/07/2025	99,974,480	0.45
13,600,000	Caisse des Depots et Consignations 1.38% 05/02/2025	13,595,740	0.06
100,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce 0.00% 06/05/2025	98,849,508	0.44
100,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce 0.00% 15/10/2025	96,929,749	0.44
125,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce 0.00% 09/02/2026	125,000,000	0.56
100,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce FRN 10/07/2025	100,083,058	0.45
125,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce FRN 22/12/2025	124,923,125	0.56
70,000,000	Citibank NA 0.00% 10/02/2025	69,922,933	0.31
100,000,000	Citibank NA 0.00% 04/04/2025	99,256,903	0.45
100,000,000	Citibank NA 0.00% 06/05/2025	98,846,930	0.44
100,000,000	Citibank NA 0.00% 06/05/2025	98,846,930	0.44
100,000,000	Citibank NA 0.00% 16/06/2025	98,355,964	0.44
100,000,000	Commonwealth Bank of Australia FRN 22/07/2025	99,961,007	0.45
50,000,000	Commonwealth Bank of Australia FRN 29/07/2025	50,105,000	0.23
283,000,000	Credit Agricole Corporate and Investment Bank 4.32% 03/02/2025	283,000,000	1.27
75,000,000	Credit Agricole SA 0.00% 03/03/2025	74,729,589	0.34
100,000,000	Credit Agricole SA 0.00% 13/03/2025	99,514,331	0.45
150,000,000	Credit Agricole SA 0.00% 02/04/2025	148,921,128	0.67
75,000,000	Credit Agricole SA 0.00% 14/04/2025	74,349,850	0.33
335,000,000	Euroclear Bank SA 0.00% 04/02/2025	334,884,676	1.51
70,000,000	Euroclear Bank SA 0.00% 29/04/2025	69,280,636	0.31
265,000,000	Euroclear Bank SA 0.00% 05/05/2025	262,437,227	1.18
200,000,000	Finland States Treasury Note 0.00% 19/03/2025	198,972,064	0.90
150,000,000	Goldman Sachs International Bank 0.00% 12/03/2025	149,265,236	0.67
125,000,000	Goldman Sachs International Bank 0.00% 18/07/2025	122,438,505	0.55
150,000,000	ING Bank NV 0.00% 03/03/2025	150,067,269	0.68
200,000,000	KBC Bank NV 0.00% 30/04/2025	197,837,743	0.89
50,000,000	Korea Development Bank 0.00% 28/02/2025	49,832,104	0.22
50,000,000	Korea Development Bank 0.00% 06/03/2025	49,796,858	0.22
50,000,000	Korea Development Bank 0.00% 27/06/2025	49,110,213	0.22
50,000,000	Korea Development Bank 0.00% 14/07/2025	49,008,134	0.22
50,000,000	Korea Development Bank FRN 26/02/2025	50,000,000	0.23
50,000,000	Korea Development Bank FRN 28/02/2025	50,004,313	0.23
25,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 07/02/2025	24,981,932	0.11
100,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 18/02/2025	99,789,057	0.45
50,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 24/02/2025	49,856,404	0.22
100,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 25/02/2025	99,702,090	0.45
40,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 28/02/2025	39,866,564	0.18
75,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 28/02/2025	74,749,807	0.34
25,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 03/03/2025	24,907,276	0.11
40,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp 0.00% 09/04/2025	39,671,994	0.18
75,000,000	Mizuho Bank Ltd 0.00% 07/02/2025	74,946,058	0.34

名目保有高	投資対象	公正価値 米ドル	純資産 比率%
-------	------	-------------	------------

規制された市場で取引される譲渡性証券および短期金融市場商品への投資：
79.02% (2024年：76.28%) (つづき)

預金証書：41.48% (2024年：37.54%) (つづき)

115,000,000	Mizuho Bank Ltd 0.00% 12/03/2025	114,439,726	0.52
25,000,000	Mizuho Bank Ltd 0.00% 13/03/2025	24,875,038	0.11
75,000,000	Mizuho Bank Ltd 0.00% 03/04/2025	74,463,409	0.34
50,000,000	Mizuho Bank Ltd 0.00% 04/04/2025	49,636,517	0.22
100,000,000	Mizuho Bank Ltd 0.00% 09/04/2025	99,213,500	0.45
150,000,000	National Australia Bank Ltd 0.00% 06/02/2025	149,911,743	0.67
100,000,000	National Australia Bank Ltd 0.00% 09/04/2025	99,198,003	0.45
130,000,000	National Australia Bank Ltd 0.00% 20/05/2025	128,289,181	0.58
100,000,000	National Australia Bank Ltd 0.00% 16/10/2025	96,941,177	0.44
200,000,000	National Australia Bank Ltd FRN 14/07/2025	200,064,956	0.90
57,500,000	National Westminster Bank PLC 0.00% 30/05/2025	56,679,057	0.26
100,000,000	National Westminster Bank PLC 0.00% 05/06/2025	98,500,883	0.44
75,000,000	National Westminster Bank PLC 0.00% 16/06/2025	73,777,628	0.33
151,000,000	Natixis SA FRN 18/06/2025	151,079,647	0.68
100,000,000	NatWest Markets PLC 0.00% 12/05/2025	98,786,923	0.44
60,000,000	NatWest Markets PLC 0.00% 15/05/2025	59,250,670	0.27
150,000,000	Nordea Bank AB 0.00% 24/02/2025	149,586,000	0.67
150,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd 4.41% 29/04/2025	149,996,192	0.68
100,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd 4.65% 21/02/2025	100,000,782	0.45
150,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd FRN 04/06/2025	149,995,430	0.67
100,000,000	Skandinaviska Enskilda Banken AB 4.71% 14/02/2025	100,000,689	0.45
50,000,000	Societe Generale SA 0.00% 07/04/2025	49,612,230	0.22
135,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp 0.00% 03/02/2025	134,968,409	0.61
50,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp 0.00% 14/02/2025	49,918,536	0.22
75,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp 0.00% 27/02/2025	74,758,937	0.34
35,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp 0.00% 10/03/2025	34,839,220	0.16
35,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp 0.00% 13/03/2025	34,826,013	0.16
100,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp 0.00% 27/05/2025	98,580,932	0.44
135,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp 0.00% 03/07/2025	132,534,310	0.60
100,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd 0.00% 04/02/2025	99,964,750	0.45
25,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd 0.00% 17/03/2025	24,864,360	0.11
200,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd 0.00% 10/04/2025	198,356,518	0.89
100,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd 0.00% 27/05/2025	98,580,932	0.44
100,000,000	Toronto-Dominion Bank 0.00% 18/02/2025	99,793,972	0.45
50,000,000	Toronto-Dominion Bank 0.00% 26/02/2025	49,849,710	0.22
100,000,000	Toronto-Dominion Bank 4.50% 10/10/2025	100,001,049	0.45
100,000,000	Toronto-Dominion Bank 5.57% 14/04/2025	100,190,842	0.45
100,000,000	UBS Group AG 0.00% 17/07/2025	97,977,431	0.44

預金証書合計	9,220,648,752	41.48
--------	---------------	-------

コマーシャル・ペーパー：37.20% (2024年：36.71%)

100,000,000	Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale 0.00% 03/02/2025	99,976,887	0.45
100,000,000	Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale 0.00% 24/02/2025	99,722,479	0.45
55,336,000	Albion Capital Corp 0.00% 20/02/2025	55,207,084	0.25
50,000,000	Antalis SA 0.00% 06/02/2025	49,969,679	0.22
75,000,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd 0.00% 28/02/2025	74,756,782	0.34
100,000,000	Bank of America FRN 17/10/2025	99,967,900	0.45
50,000,000	Barton Capital SA 0.00% 04/02/2025	49,982,493	0.23
150,000,000	Bedford Row Funding Corp FRN 18/06/2025	150,038,149	0.68
150,000,000	Bennington Stark Capital Co LLC FRN 08/04/2025	150,000,000	0.67
210,000,000	Bennington Stark Capital Co LLC FRN 16/04/2025	209,999,042	0.94
100,000,000	BRED-Banque Populaire 0.00% 06/05/2025	98,865,016	0.44
100,000,000	Caisse des Depots et Consignations 0.00% 13/03/2025	99,524,453	0.45
100,000,000	Clifford Capital Pte Ltd 0.00% 11/03/2025	99,532,893	0.45
70,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC 0.00% 03/02/2025	69,983,654	0.31
100,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC 0.00% 09/07/2025	98,047,535	0.44
150,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC 0.00% 09/07/2025	147,048,383	0.66

名目保有高	投資対象	公正価値 米ドル	純資産 比率%
規制された市場で取引される譲渡性証券および短期金融市場商品への投資： 79.02% (2024年：76.28%) (つづき)			
コマーシャル・ペーパー：37.20% (2024年：36.71%) (つづき)			
70,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC 0.00% 04/08/2025	68,439,540	0.31
100,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC FRN 02/05/2025	100,000,000	0.45
150,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC FRN 03/06/2025	150,000,000	0.67
165,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC FRN 16/07/2025	164,978,459	0.74
150,000,000	Collateralized Commercial Paper Co LLC FRN 14/10/2025	149,999,880	0.67
150,000,000	Concord Minutemen Capital Co LLC 0.00% 11/03/2025	149,285,342	0.67
100,000,000	Concord Minutemen Capital Co LLC 0.00% 24/03/2025	99,376,558	0.45
102,467,000	Concord Minutemen Capital Co LLC 0.00% 23/04/2025	101,436,039	0.46
100,000,000	Concord Minutemen Capital Co LLC FRN 28/05/2025	99,994,400	0.45
200,000,000	Corporacion Andina de Fomento 0.00% 07/04/2025	198,449,596	0.89
200,000,000	Corporacion Andina de Fomento 0.00% 16/04/2025	198,236,912	0.89
40,000,000	Corporacion Andina de Fomento 0.00% 30/04/2025	39,567,474	0.18
100,000,000	Deutsche Bank AG 0.00% 14/02/2025	99,841,498	0.45
100,000,000	Deutsche Bank AG 0.00% 19/02/2025	99,785,219	0.45
50,000,000	Deutsche Bank AG 0.00% 13/03/2025	49,761,044	0.22
100,000,000	Deutsche Bank AG 0.00% 24/03/2025	99,402,127	0.45
100,000,000	Deutsche Bank AG 0.00% 31/03/2025	99,308,990	0.45
125,000,000	Dexia SA 0.00% 21/03/2025	124,273,981	0.56
200,000,000	Dexia SA 0.00% 28/07/2025	195,700,497	0.88
50,000,000	Dexia SA 0.00% 01/08/2025	48,902,338	0.22
642,948,500	DZ Bank AG 0.00% 03/02/2025	642,818,766	2.89
65,000,000	EUROFIMA 0.00% 05/02/2025	64,969,226	0.29
55,000,000	EUROFIMA 0.00% 17/03/2025	54,708,050	0.25
35,000,000	EUROFIMA 0.00% 24/03/2025	34,788,709	0.16
100,000,000	European Investment Bank 0.00% 24/03/2025	99,404,427	0.45
150,000,000	Gotham Funding Corp 0.00% 14/04/2025	148,699,073	0.67
100,000,000	HSBC Holdings PLC FRN 24/02/2025	100,005,623	0.45
125,000,000	JP Morgan Securities LLC FRN 08/12/2025	125,115,203	0.56
100,000,000	KfW 0.00% 25/02/2025	99,712,967	0.45
100,000,000	La Banque Postale SA 0.00% 12/02/2025	99,865,638	0.45
100,000,000	La Banque Postale SA 0.00% 25/02/2025	99,711,139	0.45
100,000,000	Landeskreditbank Baden-Wuerttemberg Foerderbank 0.00% 14/05/2025	98,760,352	0.44
101,000,000	Landwirtschaftliche Rentenbank 0.00% 28/02/2025	100,682,556	0.45
125,000,000	Lexington Parker Capital Co LLC FRN 06/02/2025	124,999,055	0.56
60,000,000	Managed and Enhanced Tap (Magenta) 0.00% 01/05/2025	59,362,203	0.27
185,000,000	Matchpoint Finance PLC 0.00% 15/04/2025	183,350,240	0.83
100,000,000	Natixis SA 0.00% 14/04/2025	99,157,886	0.45
100,000,000	Natixis SA 0.00% 06/05/2025	98,871,680	0.44
75,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd 0.00% 20/02/2025	74,824,333	0.34
100,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd 0.00% 28/04/2025	98,945,246	0.45
200,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd FRN 14/03/2025	200,023,578	0.90
150,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd FRN 02/06/2025	150,000,000	0.67
35,000,000	Ridgefield Funding Co LLC 0.00% 12/05/2025	34,570,059	0.16
100,000,000	Ridgefield Funding Co LLC FRN 04/06/2025	99,974,125	0.45
200,000,000	Royal Bank of Canada FRN 09/07/2025	200,169,518	0.90
90,000,000	Satellite SA 0.00% 18/03/2025	89,530,770	0.40
150,000,000	Sheffield Receivables Co LLC 0.00% 19/02/2025	149,667,108	0.67
150,000,000	Swedbank AB FRN 17/03/2025	149,984,846	0.67
100,000,000	Sweden (Kingdom of) 0.00% 11/02/2025	99,877,209	0.45
150,000,000	United Overseas Bank Ltd FRN 03/06/2025	149,966,055	0.67
100,000,000	Versailles LLC FRN 03/06/2025	99,990,550	0.45
100,000,000	Verto Capital I-A LLC 0.00% 01/04/2025	99,283,234	0.45
150,000,000	Victory Receivables Corp 0.00% 14/04/2025	148,699,072	0.67
100,000,000	Washington Morgan Capital Co LLC FRN 02/07/2025	100,000,000	0.45
コマーシャル・ペーパー合計		8,269,850,819	37.20

名目保有高	投資対象	公正価値 米ドル	純資産 比率%
規制された市場で取引される譲渡性証券および短期金融市場商品への投資： 79.02%（2024年：76.28%）（つづき）			
社債：0.34%（2024年：- %）			
75,000,000	Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 3.00% 17/05/2025	74,683,176	0.34
社債合計		74,683,176	0.34
政府機関債：- %（2024年：2.03%）			
規制された市場で取引される譲渡性証券および短期金融市場商品への 投資合計		17,565,182,747	79.02
信用機関への預金：21.14%（2024年：22.14%）			
定期預金：21.14%（2024年：22.14%）			
250,000,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd 4.33% 03/02/2025	250,000,000	1.12
300,000,000	Bank of Nova Scotia 4.33% 03/02/2025	300,000,000	1.35
900,000,000	Credit Agricole SA 4.33% 03/02/2025	900,000,000	4.05
999,000,000	KBC Bank NV 4.33% 03/02/2025	999,000,000	4.49
400,000,000	Mizuho Bank Ltd 4.34% 03/02/2025	400,000,000	1.80
600,000,000	Mizuho Bank Ltd 4.34% 03/02/2025	600,000,000	2.70
500,000,000	Mizuho Bank Ltd 4.34% 03/02/2025	500,000,000	2.25
250,000,000	National Bank of Canada 4.33% 03/02/2025	250,000,000	1.13
500,000,000	Royal Bank of Canada 4.33% 03/02/2025	500,000,000	2.25
定期預金合計		4,699,000,000	21.14
信用機関への預金合計		4,699,000,000	21.14
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		22,264,182,747	100.16
逆レボ契約：3.60%（2024年：2.34%）			
300,000,000	Barclays Bank PLC 4.38% 03/02/2025	300,000,000	1.35
500,000,000	JP Morgan Securities LLC 4.34% 03/02/2025	500,000,000	2.25
逆レボ契約合計		800,000,000	3.60
現金預金		1,453,086	0.01
未収収益およびその他資産		40,495,544	0.18
未払費用およびその他債務		(878,805,129)	(3.95)
買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産		22,227,326,248	100.00
発行済投資証券口数		22,227,512,285	
参加型投資証券1口当たりの純資産価格		1.00米ドル	
合計資産の分析			
規制された市場で取引される譲渡性証券および短期金融市場商品			76.02
信用機関への預金			20.34
流動資産			3.64
			100.00

[次へ](#)

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

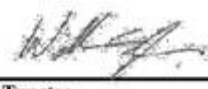
Statement of Financial Position
As at 31 January 2025

		Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund
		As at 31 January 2025 US\$
	Notes	
Assets		
Financial assets at fair value through profit or loss		
- Investment in the Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund	6,7,9	104,021,126
Cash and cash equivalents	9,13	300
Accrued dividend income		52,256
Subscriptions receivable		4,030,337
Expense rebate receivable	9	214,687
Other assets		307,294
Total assets		108,626,000
Liabilities		
Financial liabilities measured at amortised cost:		
- Redemptions payable		(1,854,225)
- Investment management fee payable	9,10	(42,552)
- Management fee payable	9,10	(5,809)
- Administration fee payable	9,10	(6,407)
- Custody fee payable	9,10	(8,384)
- Agent company fee payable	10	(44,467)
- Distributor fee payable	10	(24,373)
- Distributions payable	12	(44,231)
- Other expenses payable		(52,228)
Total liabilities		(2,082,676)
Equity		106,543,324
Equity		106,543,324
Units outstanding	11	10,654,333,655
Equity per unit		US\$0.01

The notes on pages 10 to 21 form an integral part of the financial statements.

On behalf of the Board of Trustees on 3 June 2025


Trustee
Benoit Sansoucy


Trustee
William Shaw

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Statement of Comprehensive Income
For the period ended 31 January 2025

		Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund Period ended 31 January 2025 US \$
	Notes	
Investment income		
<i>Income from Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss:</i>		
Dividend income		2,009,063
Net investment income		2,009,063
Operating expenses		
Investment management fees	9,10	(75,402)
Management fees	9,10	(32,714)
Administration fees	9,10	(20,958)
Custody fees	9,10	(8,384)
Agent company fees	10	(63,270)
Distributor fees	10	(122,371)
Auditor's fees		(17,000)
Other expenses		(141,959)
Total operating expenses before finance costs		(482,058)
Expense rebate	9	214,687
Net income before finance costs		1,741,692
Finance costs		
Interest expense		(84)
Change in net assets attributable to holders of redeemable participating units		1,741,608

The notes on pages 10 to 21 form an integral part of the financial statements.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Statement of Changes in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Unitholders
For the period ended 31 January 2025

		Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund
		Period ended 31 January 2025 US \$
	Notes	
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at the beginning of the period		-
Proceeds from issuance of redeemable participating units		467,851,418
Payments for redemptions of redeemable participating units		(361,308,082)
Distributions	12	(1,741,620)
Change in net assets attributable to holders of redeemable participating units		1,741,608
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at the end of the period		106,543,324

The notes on pages 10 to 21 form an integral part of the financial statements.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Statement of Cash Flows

For the period ended 31 January 2025

		Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund
		Period ended
		31 January 2025
	Notes	US\$
Cash flows from operating activities		
Changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units		1,741,608
Changes in operating assets and liabilities:		
Increase in other assets		(574,237)
Increase in accrued expenses and other payables		228,451
Sale of investments		80,637,176
Purchases of investments		(184,658,302)
Net cash used in operating activities		(102,625,304)
Cash flows from financing activities		
Proceeds from issue of redeemable units		463,821,081
Payments for the redemption of redeemable units		(359,453,857)
Distributions paid	12	(1,741,620)
Net cash generated from financing activities		102,625,604
Net increase in cash and cash equivalents		300
Cash and cash equivalents, beginning of the period		-
Cash and cash equivalents, end of the period	13	300
Supplementary information:		
Bank interest paid		(84)

The notes on pages 10 to 21 form an integral part of the financial statements.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements

1. Organisation and Investment Objective

Northern Trust Unit Trust (the “Trust”) is a unit trust established by the Trust Deed. The Trust has been established as an umbrella unit trust constituted by a Trust deed governed by the laws of the Cayman Islands on 4 March 2024. The Trust registered under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands 12 March 2024. A separate portfolio or series trust can be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant series trust will be applied. Units relating exclusively to each series trust will be issued. The Trust has established one series trust as of March 2024, Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund (the “Series Trust”), whose investment objective is to invest substantially all of the assets of the Series Trust into the Northern Trust U.S. Dollar Fund (the “Underlying Fund”), a sub-fund of Northern Trust Global Funds plc.

Some of the proceeds from the issue of Units will not be invested in the Underlying Fund and may instead be retained in cash in order to meet the Series Trust’s on-going cash needs from time to time.

The investment activities of the Series Trust are managed by CS (Cayman) Limited (the “Manager”).

Northern Trust Global Investments Limited (the “Investment Manager”) will provide discretionary investment management services to the Series Trust in respect of its investment in the Underlying Fund.

Since most of the assets of the Series Trust will be invested in the Underlying Fund, the performance of the Series Trust will, to a large extent, depend on the performance of the portfolio of the Underlying Fund.

As at 31 January 2025, the Series Trust had no employees. No other series trusts have been launched by the Trust to date.

2. Basis of Accounting

These financial statements for the period ended 31 January 2025 are prepared in accordance with IFRS Accounting Standards.

Details of the Trust’s material accounting policies are described in Note 5.

Going Concern

The Manager has a reasonable expectation that the Trust has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Therefore, the Trust continues to adopt the going concern basis of accounting in preparing the financial statements.

3. Functional and Presentation Currency

The functional currency is the currency of the primary economic environment in which the Series Trust operates.

The functional and presentation currency of the Underlying Fund is U.S. Dollar (“US\$”), therefore, the functional and presentational currency of the Series Trust is US\$.

4. Use of Estimates and Judgements

Use of Estimates

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances. Actual results could differ from those estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised prospectively.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

4. Use of Estimates and Judgements (continued)

Use of Judgements

Information about significant areas of critical judgement in applying accounting policies is included in Note 3 - *Functional and Presentation Currency* and Note 5(d) - *Financial Instruments: Fair Value Measurement Principles*.

5. Material Accounting Policies

(a) Basis of Measurement

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial instruments classified at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

(b) Changes in Accounting Policies

There are no standards, interpretations or amendments to existing standards that are not yet effective that would be expected to have a significant impact on the Series Trust.

(c) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign exchange rate ruling at the date of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US\$ at the foreign exchange rate ruling at the Statement of Financial Position date.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US\$ at the foreign exchange rate ruling at the dates on which the fair values were determined.

Foreign currency exchange differences relating to investments at fair value through profit or loss are included as a component of net gain/(loss) on debt investments. All other foreign exchange differences arising on translation relating to monetary items, including cash and cash equivalents are recognised in the Statement of Comprehensive Income as net foreign exchange gain/(loss).

*(d) Financial Instruments*Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the Statement of Financial Position when, and only when, the Series Trust has a legal right to offset the amounts and it intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously. For the period ended 31 January 2025, there were no financial assets or liabilities subject to enforceable master netting arrangements or similar arrangements which would require disclosure. Financial assets and liabilities are presented gross in the Statement of Financial Position.

Income and expenses are presented on a net basis for gains and losses from financial instruments at fair value through profit or loss and foreign exchange gains and losses.

Classification

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or Fair Value Through Profit or Loss ("FVTPL").

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are Solely Payments of Principal and Interest ("SPPI").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

5. Material Accounting Policies (continued)

(d) Financial Instruments (continued)

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Investment Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

The Series Trust has determined that it has two business models:

- Held-to-collect business model: this includes cash and cash equivalents, accrued dividend income and other receivables. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes investment in Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

5. Material Accounting Policies (continued)

*(d) Financial Instruments (continued)*Assessment whether contractual cash flows are SPPI (continued)

Management has considered the items in the previous page and have concluded that the investment in Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund has been classified as designated at FVTPL.

Recognition

The Series Trust recognises financial assets and liabilities on the trade date, the date it becomes party to the contractual provisions of the instrument. From this date any gains or losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities carried at fair value are recorded in the Statement of Comprehensive Income. Financial liabilities are not recognised unless one of the parties has performed or the contract is a derivative contract not exempt from the scope of IFRS 9.

Derecognition

A financial asset is derecognised when the Series Trust loses control over the contractual rights to the cash flows that comprise that asset. This occurs when the rights are realised, expire or are surrendered and not retained. Investments that are sold are derecognised and corresponding receivables from the buyer for the payment are recognised as of the date the Series Trust commits to sell the assets (trade date). The Series Trust uses the weighted average cost basis to determine the gain or loss on derecognition. A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expired.

Measurement and Fair Value Measurement Principles

Financial instruments are measured initially at fair value (transaction price) plus, in case of a financial asset or financial liability not measured at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability. Transaction costs on financial assets and financial liabilities measured at fair value through profit or loss are expensed immediately, while on other financial instruments they are amortised.

Subsequent to initial recognition, all instruments classified at fair value through profit or loss are measured at fair value with changes in their fair value recognised in the Statement of Comprehensive Income.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence the most advantageous market which the Series Trust has access at the date. The fair values of financial assets and liabilities traded in active markets are based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date.

Financial assets classified as financial assets measured at amortised cost are carried at amortised cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any.

Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest rate.

Impairment

The Series Trust assesses on a forward-looking basis the Expected Credit Losses ("ECL") associated with its debt instrument assets carried at amortised cost and Fair Value Through Other Comprehensive Income and with the exposure arising from loan commitments and financial guarantee contracts. The Series Trust recognises a loss allowance for such losses at each reporting date. The measurement of ECL reflects:

- an unbiased and probability-weighted amount that is determined by evaluating a range of possible outcomes;
- the time value of money; and
- reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

5. Material Accounting Policies (continued)

(e) Cash and Cash Equivalents

Cash comprises of cash deposited with banks. Cash equivalents are short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to insignificant changes in value and are used by the Series Trust in the management of short-term commitments.

(f) Expenses

All expenses, other than transaction costs, are recognised in the Statement of Comprehensive Income on an accrual basis.

(g) Dividend Income

Dividend income is recognised in the Statement of Comprehensive Income on an ex-dividend date basis.

(h) Dividends Payable

Under the terms of the Trust Deed, the Manager may in its sole discretion declare an annual dividend or interim dividend from time to time.

(i) Taxation

The Government of the Cayman Islands will not, under existing legislation, impose any income, corporate or capital gains tax, estate duty, inheritance tax, gift tax or withholding tax upon the Trust or the Unitholders. The Cayman Islands is not party to any double taxation treaty with any country that is applicable to any payments made to or by the Trust or any Series Trust.

The Trust is in the process of applying for and can expect to receive an undertaking from the Financial Secretary of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Act, for a period of 50 periods from the date of the creation of the Trust no law which is hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or any income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

Capital gains, dividends and interest received may be subject to withholding tax imposed by the country of origin and such taxes may not be recovered by the Series Trust or the Unitholders.

(j) Units Outstanding

The Series Trust has one class of redeemable participating units in issue. It is the most subordinate class of financial instruments issued by the Series Trust and, on liquidation of the Series Trust it entitles the holders to the residual net assets. The redeemable participating units provide investors with the right to require redemption for cash at a value proportionate to the investor's unit in the Series Trust's net assets at the redemption date and also in the event of the Series Trust's liquidation. In accordance with IAS 32, the Series Trust has classified such instruments as equity.

(k) Equity Per Unit

The equity per unit disclosed on the face of the Statement of Financial Position is calculated in accordance with the Offering Memorandum by dividing the equity included in the Statement of Financial Position by the number of redeemable units outstanding at period end.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

5. Material Accounting Policies (continued)

(1) Structured Entities

Investments in the Underlying Fund

The Underlying Fund is not considered to be a subsidiary of the Series Trust as the units held by it do not give the holders the current ability to direct the activities that significantly affect the returns of both the Series Trust and the Underlying Fund. IFRS 10's single control model states that an entity has control over an investee when it is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee. The Manager deems that the Series Trust is deemed to be an Investment Entity in accordance with IFRS 10's Investment Entity Exception. The Manager is therefore satisfied that the Underlying Fund does not meet the definition of a subsidiary in accordance with IFRS 10 and meet the definition of a structured entity in accordance with IFRS 12.

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. A structured entity often has some or all of the following features or attributes: (a) restricted activities; (b) a narrow and well-defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors; (c) insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support; and (d) financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks.

The Manager has determined that the Series Trust's investments in the Underlying Fund represent investments in unconsolidated structured entities. The Underlying Fund seeks to achieve its investment objectives through investing in high quality fixed income or adjustable rate securities denominated in its base currency.

The investment manager of the Underlying Fund is Northern Trust Global Investments Limited. The Underlying Fund finances its operations by issuing redeemable participating units which are puttable at the holders' option and entitle the holder to a proportional stake in the Underlying Fund's net assets. The Series Trust holds redeemable participating units and interests in the Underlying Fund. The holdings of the Series Trust in the units of the Underlying Fund are included in the Statement of Financial Position within Investment in the Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund. The dividends received by the Series Trust from the Underlying Fund is included in the Statement of Comprehensive Income within dividend income.

6. Financial Instruments and Associated Risks

The Series Trust invests substantially all of its assets in one entity, the Underlying Fund, which is exposed to market price risk, interest rate risk, credit risk, liquidity risk and currency risk arising from the financial instruments it holds.

(a) Market Price Risk

Market price risk is the risk that the fair value of a financial instrument will fluctuate because of changes in market price and includes foreign currency risk, interest rate risk and other price risks, such as equity and commodity risks.

(b) Currency Risk

Currency risk is the risk that the fair value of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates. At period end, the Series Trust is only exposed to currency risk through its investment in the Underlying Fund as the Underlying Fund holds securities and derivatives denominated in currencies other than the US\$.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

6. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(c) Interest Rate Risk

The Underlying Fund invests in short-term interest bearing assets which have interest rate exposure of no more than 12 months. As a result, the Investments in which the Series Trust will be indirectly invested may be subject to price fluctuations throughout their duration, that is, from the issuance or acquisition of such Investments until redemption or disposal thereof, depending upon interest rate fluctuations during such period. When interest rates fluctuate, the duration of the Investment may be used as an indication of the degree of change in the debt price of the debt security. The bigger its duration value, the larger the change in the price of the debt security for a given movement in interest rates. Therefore, the amount of distributions payable to Unitholders and the ability of the Series Trust to maintain the Constant NAV may be impacted as a result. The Series Trust's only interest-bearing asset is cash and cash equivalents.

(d) Credit Risk

Credit risk is the risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation. The Series Trust's only investment is in the Underlying Fund and therefore the majority of the credit risk is that which is incurred in the Underlying Fund. The trading and settlement practices of some of the stock exchanges or markets on which the Underlying Fund may invest may not be the same as those in more developed markets, which may increase settlement risk and/or result in delays in realising investments made by the Underlying Fund. In addition, the Underlying Fund will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will bear the risk of settlement default. The Underlying Fund Depositary may be instructed by the Underlying Fund Investment Manager to settle transactions on a delivery free of payment basis where the Underlying Fund Investment Manager believes and the Underlying Fund Depositary agrees that this form of settlement is common market practice. Unitholders of the Underlying Fund should be aware, however, that this may result in a loss to the Underlying Fund if a transaction fails to settle and the Underlying Fund Depositary will not be liable to the Underlying Fund or to the unitholders of the Underlying Fund for such a loss.

The Series Trust's financial assets exposed to credit risk amounted to the following at the Statement of Financial Position date:

	Period ended 31 January 2025
	US \$
Investment in the Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund	104,021,126
Cash and cash equivalents	300
Accrued dividend income	52,256
Subscriptions receivable	4,030,337
Expense rebate receivable	214,687
Other assets	307,294
Total	108,626,000

(e) Liquidity Risk

The Trust's constitution provides for the daily creation and cancellation of Units and it is therefore exposed to the liquidity risk of meeting unitholder redemptions at any time.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

6. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(e) Liquidity Risk (continued)

The Underlying Fund will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and may also bear the risk of settlement default. For example, although the seller under a repurchase agreement will be required to maintain the value of the securities subject to the agreement in an amount exceeding the repurchase price, default by the seller would expose the Underlying Fund to possible loss due to adverse market action or delay in connection with the disposition of the underlying obligations. Securities purchased or sold on a “when-issued” or “delayed delivery” basis involve a risk of loss if the value of the securities to be purchased declines prior to the settlement date or if the value of the securities to be sold increases prior to settlement date. Loans of securities also involve risks of delay in receiving additional collateral or in recovering the securities loaned, or possibly loss of rights in the collateral should the borrower of the securities become insolvent. Furthermore, it may not be possible or may be difficult to sell a security held by the Underlying Fund at the time or the price that would normally prevail in the market. It may be necessary, due to illiquidity in the market or otherwise, to lower the price, sell other securities instead, or cease pursuing an investment opportunity, each of which could result in a negative effect on the Underlying Fund’s performance. A formerly liquid security may become illiquid due to a number of reasons, including as a result of the factors described elsewhere in these risk factors.

The residual contractual maturities of financial liabilities at the Statement of Financial Position date are shown in the table below:

Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund

31 January 2025

	Less than 1 month US \$	1 - 3 months US \$	Total US \$
Financial liabilities			
Redemptions payable	(1,854,225)	-	(1,854,225)
Accrued expenses	-	(42,126)	(42,126)
Other expenses payable	-	(186,325)	(186,325)
	<u>(1,854,225)</u>	<u>(228,451)</u>	<u>(2,082,676)</u>

(f) Operational Risk

An investment in the Underlying Fund, like any fund, can involve operational risks arising from factors such as processing errors, human errors, inadequate or failed internal or external processes, failure in systems and technology, changes in personnel, infiltration by unauthorised persons and errors caused by service providers such as the Underlying Fund Investment Manager, the Underlying Fund Depositary or Northern Trust International Fund Administration Services (Ireland) Limited in its capacity as administrator of the Underlying Fund Umbrella or any successor thereto duly appointed (the “Underlying Fund Administrator”). While the Underlying Fund seeks to minimise such events through controls and oversight, there may still be failures that could cause losses to the Underlying Fund.

The Underlying Fund Investment Manager, the Underlying Fund Administrator and the Underlying Fund Depositary (and their respective groups) each maintain appropriate information technology systems. However, like any other system, these systems could be subject to cyber security attacks or similar threats resulting in data security breaches, theft, a disruption in the Underlying Fund Investment Manager’s, the Underlying Fund Administrator’s and/or the Underlying Fund Depositary’s service or ability to close out positions and the disclosure or corruption of sensitive and confidential information. Notwithstanding the existence of policies and procedures designed to detect and prevent such breaches and ensure the security, integrity and confidentiality of such information as well as the existence of business continuity and disaster recovery measures designed to mitigate any such breach or disruption at the level of the Underlying Fund and its delegates, such security breaches may potentially also result in loss of assets and could create significant financial and or legal exposure for the Underlying Fund.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Fair Value Estimation

IFRS 13 establishes a hierarchical disclosure framework which prioritises and ranks the level of market price observability used in measuring investments at fair value. Market price observability is impacted by a number of factors, including the type of investment and the characteristics specific to the investment. Investments with readily available active quoted prices or for which fair value can be measured from actively quoted prices generally will have a higher degree of market price observability and a lesser degree of judgement used in measuring fair value.

Investments measured and reported at fair value are classified and disclosed in one of the following categories:

- Level 1 – Inputs that are quoted market prices (unadjusted) in active markets for identical instruments.
- Level 2 – Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices).
- Level 3 – Inputs that are unobservable. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and whose unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation.

The table below analyses within the fair value hierarchy the Series Trust's financial assets and liabilities measured at fair value.

31 January 2025

				US \$
Financial Assets	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Investment in the Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund	-	104,021,126	-	104,021,126
Total financial assets	-	104,021,126	-	104,021,126

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. The observable unadjusted Net Asset Value of redeemable units is judged to be representative of the price at which market participants are able to transact with the Underlying Fund at the measurement date.

There were no investments classified as Level 3 as at the period ended 31 January 2025.

There were no transfers from Level 1 or Level 2 to Level 3 during the period.

For certain of the Series Trust's financial instruments including interest receivable, other receivables and other payables, the carrying amounts approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments. As at 31 January 2025, cash and cash equivalents, whose carrying amount approximate to fair value, were classified as Level 1. Receivables, other assets, payables and other liabilities, whose carrying amount approximate to fair value, were classified as Level 2.

8. Equity per Unit

The reported equity per unit is calculated by dividing the total equity per the financial statements of the Series Trust by the number of redeemable units in issue.

The equity per unit as at the period ended 31 January 2025 was US\$0.01.

9. Related Party Transactions and Connected Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

9. Related Party Transactions and Connected Party Transactions (continued)

The following transactions with related parties were entered into during the period by the Series Trust in the ordinary course of business and on normal commercial terms:

- CS (Cayman) Limited, as Manager, earned a fee of US\$32,714 of which US\$5,809 was payable at the period end.
- Northern Trust Global Investments Limited, as Investment Manager, earned a fee of US\$75,402 of which US\$42,552 was payable at the period end. The fees of the Investment Manager are paid out of the assets of the Series Trust. Expense rebate amounted to US\$214,687 of which US\$214,687 was receivable at period end.
- Northern Trust International Fund Administration Services (Ireland) Limited, as Administrator, earned a fee of US\$20,958 of which US\$6,407 was payable at the period end.
- Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited, as Sub-Custodian, earned a fee of US\$8,384 of which US\$8,384 was payable at the period end.
- The Series Trust's holdings in the Underlying Fund as at 31 January 2025 amounted to US\$104,021,126.
- All cash balances are held with The Northern Trust Company ("TNTC"). The Series Trust charged bank interest expense of US\$84 during the period.

10. Fees

The only investment held by the Series Trust is Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund.

Manager Fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust an annual fee which will not exceed US\$50,000 per annum. This fee is accrued and calculated on each Dealing Day and is payable monthly in arrears.

Investment Manager Fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of up to 0.185% per annum accrued and calculated on each Valuation Day and payable in arrears.

In addition, all proper and reasonable out-of-pocket expenses of the Investment Manager will be payable out of the assets of the Series Trust.

The Investment Manager's fee will be payable in consideration of its investment management services in relation to the assets of the Series Trust and any other duties and functions to the Series Trust.

Administrator

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of up to US\$30,000 per annum accrued and calculated on each Valuation Day and payable in arrears, as well as reasonable charges for FATCA / CRS services. In addition, all proper and reasonable out-of-pocket expenses of the Administrator will be payable out of the assets of the Series Trust. The Administrator's fee will be payable in consideration of its administrative services in relation to the assets of the Series Trust and transfer agency services in relation to issue and repurchase of Units.

Custodian

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of US\$10,000 per annum accrued and calculated on each Valuation Day and payable in arrears. All proper and reasonable out-of-pocket expenses of the Custodian will be payable out of the assets of the Series Trust.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

10. Fees (continued)

Distributor Fees

No fee is payable to Northern Trust Global Investments Limited, as Global Distributor or to The Northern Trust Company of Hong Kong Limited, as Regional Distributor, in respect of the services provided under the relevant global distribution and regional sub-distribution agreements.

Rakuten Securities, Inc., as Local Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of up to 0.30% per annum accrued and calculated on each Valuation Day and payable in arrears. The Local Distributor's fee will be payable in consideration of its duties and functions, including the distribution of Units in Japan, handling subscriptions and repurchases, delivery of management reports, provision of certain information to existing Unitholders, aftercare services, and other analogous or identical duties.

Agent Company Fees

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of up to 0.20% per annum accrued and calculated on each Valuation Day and payable in arrears.

The Agent Company's fee will be payable in consideration of its duties and functions, including deliveries of prospectus, management reports and other documents to the Local Distributor and other sales handling companies, publication of the Net Asset Value per Unit in Japan and other analogous and ancillary duties.

11. Units Outstanding

The rights attached to the redeemable units are as follows:

	Units in issue 3 April 2024	Units issued during the period	Units redeemed during the period	Units in issue 31 January 2025
Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund				
Distributing Class Units – Rakuten A	-	46,785,141,831	(36,130,808,176)	10,654,333,655

The table below details the monetary amounts of the unitholder subscriptions and redemptions during the period ended 31 January 2025.

	Value of units issued	Value of units redeemed	Net capital unit activity
Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund	US\$	US\$	US\$
Distributing Class Units – Rakuten A	467,851,418	(361,308,082)	106,543,336

12. Distributions

The table below details the distributions declared during the period ended 31 January 2025.

	Period ended 31 January 2025
Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund	US\$
Distributing Class Units – Rakuten A	1,741,620
	<u>1,741,620</u>

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

12. Distributions (continued)

The table below details the distributions payable as at 31 January 2025.

	As at 31 January 2025
Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund	US \$
Distributing Class Units – Rakuten A	44,231
	<u>44,231</u>

13. Cash and Cash Equivalents

All cash and cash balances of the Series Trust are held with TNTC.

	As at 31 January 2025
	US \$
Cash and cash equivalents	300

14. Investments in Unconsolidated Structured Entities

The table below sets out interests held by the Series Trust in unconsolidated structured entities. The maximum exposure to loss is the carrying amount of the financial assets held.

As at 31 January 2025

Country	Number of investee funds	Total Net Assets*	Carrying amount included in non-pledged financial assets at FVTPL
Northern Trust Unit Trust		US \$	US \$
Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund	1	22,227,326,248	104,021,126

*IFRS 12.26 requires that an entity shall disclose qualitative and quantitative information about its interests in unconsolidated structured entities, including, but not limited to, the nature, purpose size and activities of the structured entity and how the structured entity is financed. IFRS 12 does not specify how to measure the size of a structured entity. Therefore, management applies its judgement in determining an appropriate measure of size that provides sufficient and meaningful information about the assets held by unconsolidated structured entities. The size of structured entities which are investment funds can be measured by the total net assets of the investment fund, as illustrated above.

15. Significant Events during the Period

Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund and Distributing Class Units – Rakuten A launched on 3 April 2024.

There have been no other significant events during the period, which have an impact on the financial statements for the period ended 31 January 2025.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Notes to the Financial Statements (continued)

16. Subsequent Events

The table below details the distributions declared at 9 April 2025 post year end.

Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund	US\$
Distributing Class Units – Rakuten A	11,405
	<u>11,405</u>

There have been no other events subsequent to the period end, which may have had an impact on the financial statements for the period ended 31 January 2025.

17. Approval of Financial Statements

The financial statements were approved by the Authorised Signatories of the Trustee on 3 June 2025.

NORTHERN TRUST UNIT TRUST

Annual Report and Audited Financial Statements for the period from 3 April 2024 (date of commencement of operations) to 31 January 2025

Portfolio of Investments (Unaudited) – Northern Trust U.S. Dollar Liquidity Fund

Nominal Holdings	Investments	Fair Value US \$	% of Net Assets
Investment in the Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund: 97.25%			
104,021,126	The U.S. Dollar Fund - Class J Distributing	104,021,126	97.63
Total Investment in the Northern Trust Global Funds plc - The U.S. Dollar Fund		104,021,126	97.63
Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss		104,021,126	97.63
Cash and cash equivalents		300	-
Other net assets		2,521,898	2.37
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units		106,543,324	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年5月末日現在)

	米ドル (. を除く。)	千円 (. および . を除く。)
・ 資産総額	115,427,227	16,606,515
・ 負債総額	330,630	47,568
・ 純資産総額 (. - .)	115,096,597	16,558,947
・ 発行済口数	11,509,640,626口	
・ 1口当たり純資産価格	0.01	1.44円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、タウンゼンド・ストリート54-62、ジョージズ・コート

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書の条項によってそのように義務付けられている場合、受託会社もしくは管理会社のいずれか一方が書面により要請した場合、または登録上トラスト、ファンドもしくはファンドの受益証券クラス(該当するもの)の当該時点の発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有する受益者が書面により要請した場合、トラスト、当該ファンドまたはファンドの当該クラス(該当するもの)の受益者集会を、当該集会の招集通知に明記される日時と場所において招集します。受益者集会には、信託証書の別紙1の規定が適用されます。受益者集会が必要または適切であると受託会社が判断した場合、受益者集会の招集は、関連する英文目論見書補遺に別途の規定がない限り、少なくとも10日前までにトラスト、当該ファンド、ファンドの当該クラスの受益者に通知されます。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

受益証券の譲渡

各受益者は、受託会社の事前の書面による同意(受託会社は管理会社と協議するものとします。)を得た上で、かつ、以下の譲渡制限に従い、自らの保有する受益証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、あらゆる表明を行うものとし、当該時点で有効なまたは受託会社が別途要求する関連するもしくは適用ある法域の法規もしくは政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針を遵守するため、受託会社、管理会社または管理事務代行会社により要求される情報を提供するものとします。また、譲受人は、受託会社に対して、(a)譲受人が適格投資家であること、(b)譲受人が投資目的に限り自らの勘定で受益証券を取得すること、また(c)受託会社がその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

受託会社は、受益証券の譲渡、売却、抵当権設定、担保権設定、譲渡その他の処分(以下「譲渡等」といいます。)が、適格投資家以外の者に行われようとしている場合、当該譲渡等に対する同意を付与しません。

受託会社は、結果としてファンドが負わずにすむはずの納税責任を負い、または被らずにすむはずのその他の金銭上、法律上、行政上のもしくは規制上の不利益を被ることになると受託会社もしくは管理会社が判断するファンドの受益証券の譲渡について、書面による同意を留保します。

譲渡に関するすべての証書は、譲渡人および譲受人またはこれらの代理人(ならびに受託会社が決定した場合、受託会社)により署名されるものとします。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ、譲受人

の氏名が受益者として関係する受益者名簿に記載されるまでは、引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象の受益証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、受託会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2025年5月末日現在）

払込済資本金の額 682,400米ドル（約9,818万円）です。

発行済株式総数 682,400株

管理会社の設立（2010年3月10日）後の資本金の増減は以下のとおりです。

2010年3月10日	582,400米ドル
2011年1月28日	682,400米ドル

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝143.87円）によります。

（2）会社の機構

定款によれば、管理会社の事業は複数の取締役において管理されます。ケイマン諸島の会社法（改正済）または定款により、管理会社が株主総会により行使すべきとされるものを除き、複数の取締役は、管理会社のすべての権限を行使することができます。ただし、定款による規則、ケイマン諸島の会社法（改正済）および管理会社が株主総会で定める規則（定款の規則と矛盾しないもの）または規定に従うことを要します。なお、管理会社が株主総会で制定したいずれの規則によっても、当該規則が制定されなければ有効であった複数の取締役の以前の行為は、無効とならないものとします。

2【事業の内容及び営業の概況】

シーエス（ケイマン）リミテッドはトラストの管理会社です。管理会社は、信託証書に基づいて、各ファンドの資産の投資および再投資の管理、各ファンドに関する借入権の行使、および各ファンドの受益証券の発行について責任を負います。

管理会社は受託会社への事前の書面による通知により、信託証書または関連する補足信託証書の下で生じるその権利、特権、権限、義務および裁量の全部または一部を、管理会社が決定する一または複数の個人、機関、会社または団体に委託する権限を有します。管理会社は、管理会社の関連会社ではない投資運用会社に、とりわけ各ファンドの資産の投資および再投資の管理に関する管理会社の全ての責任を委託する投資運用契約を締結しました。管理会社が管理会社の関連会社のために当該委託権限を行使した場合、管理会社は当該関連会社によって生じた損失について責任を負いますが、その責任は当該損失が管理会社自身によって生じた場合に負う範囲にとどまります。管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先が引き起こした損失について責任を負いません。ただし、管理会社が当該委託先を選任する際に、現実詐欺、故意の不履行、または重大な過失がなかったことを条件とします。また、管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先の破産または倒産のみを理由として引き起こされた損失について責任を負わないものとします。管理会社は、信託証書で定められた様々な事柄を理由として、いかなる責任も負いません。管理会社は、法律で許容される最大限の範囲において、委託先または再委託先（投資運用会社を含みますがこれに限られません。）の活動を監督する義務を負いません。

管理会社は、ファンドの管理会社として受ける可能性のあるすべての訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家およびその他の類似の費用を含みます。）または要求に対して、当該ファンドの信託財産から補償される権利を有します。ただし、管理会社は、ケイマン諸島の裁判所によって、管理会社またはその関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、従業員の現実詐欺、故意の不履行、重大な過失から生じたと認められた訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用、または要求に対して補償されないものとします。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、他のファンドで発生した、または他のファンドの計算のための負債に関して、ファンドの信託財産からいかなる補

償を受ける権利もないものとします。さらに、管理会社と関係する受益者との間で書面で別段の合意がない限り、管理会社は過去または現在の受益者からいかなる補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、受託会社に対し90日前（または受託会社が同意するより短い期間）に書面により通知することにより、および信託証書に定めるその他の状況において、各ファンドの管理会社を辞任または退職することができます。また、管理会社は、信託証書で定められた状況において解任することができます。

管理会社は、ケイマン諸島で設立された有限責任会社であり、CSC企業グループのメンバーであるインタートラスト・ホールディングス（ケイマン）リミテッド（Intertrust Holdings（Cayman）Limited）の完全子会社です。管理会社は、ケイマン諸島証券投資業法（改正済）に基づく「登録者」としてCIMAに登録されています。

管理会社の取締役の住所はケイマン諸島、KY1 - 9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイです。

管理会社は、2025年4月末日現在、以下の投資信託の管理を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのファンドを含みます。）	7	1,700,881,282米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるブライスウォーターハウスコーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な事項について2025年５月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝143.87円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

シーエス（ケイマン）リミテッド

財政状態計算書

2024年12月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
未収収益		-	-	148,900	21,422
親会社に対する債権	5	699,800	100,680	533,500	76,755
		699,800	100,680	682,400	98,177
資産合計		699,800	100,680	682,400	98,177
負債および株主資本					
流動負債					
繰延収益		1,100	158	-	-
		1,100	158	-	-
非流動負債					
繰延収益		16,300	2,345	-	-
		16,300	2,345	-	-
負債合計		17,400	2,503	-	-
株主資本					
株式資本	6	682,400	98,177	682,400	98,177
負債および株主資本合計		699,800	100,680	682,400	98,177

2025年４月30日付で、取締役会を代表して承認された。

コリン・マッケイ（Colin MacKay）取締役デイドラ・ホックマン（Deidre Hochman）取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

シーエス（ケイマン）リミテッド
包括利益計算書
2024年12月31日終了年度
（米ドルで表示）

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬	4	264,977	38,122	174,100	25,048
費用					
会社間付替え	5	228,577	32,885	138,100	19,868
監査報酬		36,400	5,237	36,000	5,179
		264,977	38,122	174,100	25,048
包括利益合計		-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

シーエス（ケイマン）リミテッド
資本変動計算書
2024年12月31日終了年度
（米ドルで表示）

	注記	株式資本		合計	
		米ドル	千円	米ドル	千円
2022年12月31日現在残高		682,400	98,177	682,400	98,177
2023年12月31日現在残高		682,400	98,177	682,400	98,177
2024年12月31日現在残高	6	682,400	98,177	682,400	98,177

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

シーエス（ケイマン）リミテッド
キャッシュ・フロー計算書
2024年12月31日終了年度
（米ドルで表示）

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
運営活動によるキャッシュ・フロー					
包括利益合計		-	-	-	-
以下の増減：					
未収収益		148,900	21,422	(148,900)	(21,422)
繰延収益		17,400	2,503		
親会社に対する債権	6	(166,300)	(23,926)	148,900	21,422
運営活動による現金		-	-	-	-
現金および現金同等物の					
純増加／（減少）		-	-	-	-
現金および現金同等物					
期首		-	-	-	-
期末		-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

シーエス（ケイマン）リミテッド
財務書類に対する注記
2024年12月31日終了年度
（米ドルで表示）

1．設立および主たる事業活動

シーエス（ケイマン）リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の会社法に基づき一般事業会社として2010年3月10日に設立された。当社はまた、ケイマン諸島の証券投資業法に基づき、証券登録を受けた者として登録されている。当社は、ケイマン諸島の会社法に基づき設立された会社であるインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「親会社」という。）の完全所有子会社である。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドは、アメリカ合衆国に所在する非公開会社であるコーポレート・サービス・カンパニー（デラウェア）（以下「最終的な親会社」という。）により最終的に所有されている。

当社の登記上の事務所の所在地は、ケイマン諸島 KY 1 - 9005、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイである。当社には、直接の従業員はいない。

当社は、主として日本で公募されている投資信託の管理会社として従事している。当社は日本証券業協会により規制される。

2．作成の基礎

遵守の表明

本財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって公表されたIFRS会計基準に準拠して作成されている。

現在までに公表された一定の新基準、既存の基準に対する修正および解釈は、本財務書類を作成するに当たり適用も早期採用も行われていない。経営陣は新基準を評価し、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすことはないと予想している。

機能通貨および表示通貨

本財務書類は、当社の機能通貨であるアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。

3．重要性がある会計方針

以下に記載されている会計方針が一貫して適用され、当社が採用する重要性がある会計方針は以下のとおりである。

（a）見積りの使用および判断

IFRS会計基準に従って財務書類を作成する場合、経営陣は、財務書類および添付の注記に報告される金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は当該見積りとは異なることがある。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間および影響を受ける将来の期間において認識される。

（b）未収収益

未収収益は、公正価値で当初認識され、その後償却原価で認識される。

（ c ）収益認識

収益は、顧客との契約に定められた対価に基づいて測定され、第三者のために回収された金額は除外される。収益は、IFRS第15号の5ステップモデル（1．契約の識別、2．契約における履行義務の識別、3．取引価格の決定、4．契約における履行義務への取引価格の配分、および5．収益の認識）に従って当社により認識される。

当社は、履行義務を満した時点で収益を認識する。当社がその履行義務を満していない場合、収益は繰り延べられる。固定報酬収入は一般的に、前払価格契約が成立している合意された業務に関するものであり、これらの業務は多くの場合、一部または全部が前払いで請求される。

当社は新規顧客に対し、顧客の見積耐用年数にわたって繰り延べられる設定手数料を請求する。これらの手数料は払い戻し不可であり、財やサービスの移転を伴うものではない。過去の経験に基づき、当社は顧客の耐用年数を17年と見積もっている。

（ d ）繰延収益

当社の繰延収益は、新規顧客に請求される設定手数料に関連する繰延手数料を表す。これらの手数料は、顧客の見積耐用年数に基づいて均等に収益として認識される。

（ e ）引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社には信頼性をもって見積もることができる現在の法的または推定的債務があり、その債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高い場合に認識される。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は、貨幣の時間的価値および負債に特有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前利率で、将来予想されるキャッシュ・フローを割り引いて決定される。割引の割戻額は財務費用として認識される。

（ f ）法人税

ケイマン諸島において、所得税、収益税またはキャピタルゲイン税は課されない。したがって、添付の財務書類では、かかる税に対する引当金は計上されていない。かかる税が課される場合、当社はケイマン諸島政府から2026年までかかる税は課されないとの確約を得ている。

（ g ）株式資本

普通株式が資本として分類されている。

(h) 金融商品

(i) 分類

金融資産とは、現金、現金または他の金融資産を受取る契約上の権利、もしくは潜在的に有利な条件で金融商品を交換する契約上の権利、または他の企業の持分金融商品のいずれかの資産をいう。償却原価として分類される当社の金融資産は、売掛金および親会社に対する債権からなる。

金融負債とは、現金または他の金融資産を引渡す契約上の義務、または潜在的に不利な条件で他の企業と金融商品を交換する契約上の義務のいずれかの負債をいう。当社は金融負債を有していない。

() 認識および測定

当社は、金融資産および金融負債を金融商品の契約条項の当事者となった日付に認識する。金融商品は、当初、公正価値に取引に直接起因する取引費用を加算して測定される。

償却原価として分類される金融資産は、その後、実効金利法を用いて、減損損失（もしあれば）を控除して測定される。

() 認識の中止

金融資産は、売却または譲渡された時点および当社が当該資産を構成するいずれかの権利を喪失した時点で、認識を中止される。金融負債は、金融負債が消滅した時点で認識を中止される。

4. 収益

商品およびサービスの性質

当社では、信託管理を行うサービスラインを1つ設けている。

収益の内訳

以下の表において、収益は主要な商品 / サービスラインと収益認識のタイミングによって分類されている。

主要な商品 / サービスライン	2024年 米ドル	2023年 米ドル	契約の種類	移行時期
経常固定報酬	263,877	174,100	固定報酬	経年的に
設定手数料	1,100	-	固定報酬	経年的に
	264,977	174,100		

5. 関連当事者取引

包括利益計算書に含まれる親会社から付け替えられるアームズ・レングスの基準によらない当社の会社間費用は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
専門家報酬	118,860	71,812
管理事務報酬	109,717	66,288
会社間付替え	228,577	138,100

2024年12月31日現在、当社は親会社に対する会社間債権699,800米ドル（2023年：533,500米ドル）を有していた。親会社に対する債権残高は無担保、無利息で要求に応じて返済される。親会社に対する債権の簿価は、それが要求払いであるため公正価値に近似する。

6．株式資本

	2024年	2023年
授権資本：		
1株当たり1.00米ドルの普通株式2,000,000株		
発行済株式：		
普通株式682,400株	682,400	682,400

2013年5月1日付で、当社の発行済普通株式のすべてがインタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッドからインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドに譲渡された。

7．財務リスクの管理

本注記は、各リスクに対する当社のエクスポージャー、リスクの測定および管理に対する当社の目的、方針および手順、ならびに当社の資本管理についての情報を記載している。取締役会は、当社の財務リスクの管理体制の確立と監視について全体的な責任を負う。

当社は、金融商品を用いることから生じる信用リスクについてエクスポージャーを有する。信用リスクは、取引相手方が契約義務の履行を怠った場合の当社に対する金融損失リスクである。関連当事者の債権とは、親会社に対する債権である。経営陣は、かかる関係の結果生じる金融損失を見込んではいない。流動性リスクとは、期日に、当社が財務上の支払債務を履行することができないリスクである。当社は、いかなる流動性リスクにも晒されていない。当社は、金融資産および金融負債が無利息であるため、金利リスクに晒されていない。当社は通貨リスクに晒されていない。

未収顧客債権および未収収益は継続的に監視され、フォローアップされる。グループは、債務者が重大な財務上の困難または債務不履行に陥っている兆候、破産の可能性を監視し、債務者との連絡に問題があるかどうか、および関連する信用リスクを管理するため、債務者と関連する紛争がないかどうかを検討する。未収収益に関して、報告日現在、債務者が支払義務を履行しないという兆候はないため、減損も支払期日経過もない。未収収益はすべて、期末日以降に請求され、支払われた。

８．資本リスクの管理

当社は、当社が継続企業として確実に存続できるように資本の管理を行っている。

当社の資本は発行済株式資本からなる。当社は日本証券業協会により最低5,000万円の純資産または日本銀行の公式為替レート使用で同等額の米ドル（2024年12月31日現在、317,485米ドル（2023年：353,607米ドル））を維持することが要求される。当社は、2024年12月31日に終了した年度（107,469,644円）および2023年12月31日に終了した年度（96,491,360円）で当該要件に従った。

９．後発事象

経営陣は、本財務書類が公表可能となった日である2025年４月30日までの期間において、その他の後発事象について気づいた点はなかった。

[次へ](#)

CS (Cayman) Limited
Statement of Financial Position
December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	2024	2023
Assets			
Current Assets			
Accrued income		\$ -	\$ 148,900
Due from Parent	5	699,800	533,500
		<u>699,800</u>	<u>682,400</u>
Total assets		<u>\$ 699,800</u>	<u>\$ 682,400</u>
Liabilities and Shareholder's Equity			
Current liabilities			
Deferred revenue		\$ 1,100	\$ -
		<u>1,100</u>	<u>-</u>
Noncurrent liabilities			
Deferred revenue		\$ 16,300	-
		<u>16,300</u>	<u>-</u>
Total liabilities		<u>17,400</u>	<u>-</u>
Shareholder's equity			
Share capital	6	682,400	682,400
Total liabilities and shareholder's equity		<u>\$ 699,800</u>	<u>\$ 682,400</u>

Approved on behalf of the Board of Directors on April 30, 2025

DocuSigned by:



Colin MacKay - Director

Signed by:



Deirdre Hochman - Director

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Statement of Comprehensive Income
Year Ended December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	2024	2023
Revenue			
Management fees	4	\$ 264,977	\$ 174,100
Expenses			
Intercompany recharges	5	228,577	138,100
Audit fees		36,400	36,000
		<u>264,977</u>	<u>174,100</u>
Total comprehensive income		<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Statement of Changes in Equity
Year Ended December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	Share Capital	Total
Balances at December 31, 2022		<u>\$ 682,400</u>	<u>\$ 682,400</u>
Balances at December 31, 2023		<u>\$ 682,400</u>	<u>\$ 682,400</u>
Balances at December 31, 2024	6	<u>\$ 682,400</u>	<u>\$ 682,400</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Statement of Cash Flows
Year Ended December 31, 2024

<i>(stated in United States dollars)</i>	Note	2024	2023
Cash flows from operating activities			
Total comprehensive income		\$ -	\$ -
Changes in			
Accrued income		148,900	(148,900)
Deferred revenue		17,400	
Due from Parent	6	<u>(166,300)</u>	<u>148,900</u>
Cash generated from operating activities		<u>-</u>	<u>-</u>
Net increase / (decrease) in cash and cash equivalents		-	-
Cash and cash equivalents			
Beginning of year		<u>-</u>	<u>-</u>
End of year		<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and Principal Activities

CS (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated as an ordinary company on March 10, 2010 under The Companies Act of the Cayman Islands. The Company is also registered under the Securities Investment Business Act of the Cayman Islands as a Securities –Registered Person. The Company is a wholly owned subsidiary of Intertrust SPV (Cayman) Limited (the "Parent"), a company incorporated under the Companies Act of the Cayman Islands. Intertrust SPV (Cayman) Limited is ultimately owned by Corporate Service Company (Delaware), (the "Ultimate Parent"), a private company domiciled in United States of America.

The address of the Company's registered office is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands. The Company has no direct employees.

The Company primarily acts as a manager for trusts being offered publicly in Japan. The Company is regulated by the Japan Securities Dealer Association.

2. Basis of Preparation

Statement of Compliance

These financial statements are prepared in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB").

Certain new standards, amendments and interpretations to existing standards issued to date have neither been applied nor early adopted in preparing these financial statements. Management have assessed these new standards and does not expect any material impact on the Company's financial statements.

Functional and Presentation Currency

The financial statements are presented in United States dollars (USD), which is the Company's functional currency.

3. Material Accounting Policies

The accounting policies set out below have been applied consistently and the material accounting policies adopted by the Company are as follows:

a. Use of Estimates and Judgments

The preparation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results may differ from these estimates. Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognized in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

b. Accrued Income

Accrued income is recognized initially at fair value then subsequently at amortized cost.

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

c. Revenue Recognition

Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a customer and excludes amounts collected on behalf of third parties. Revenue is recognized by the Company following the five-step model in IFRS 15, consisting of 1. Identification of the contract; 2. Identification of the performance obligations in the contract; 3. Determination of the transaction price; 4. Allocation of the transaction price to performance obligations in the contract, and 5. Recognition of the revenue.

The Company recognizes revenue when it satisfies its performance obligations. Revenue is deferred when the company has not satisfied its performance obligations. Fixed fee revenue generally relates to agreed services for which up-front price agreements are in place and these services are often billed in advance in part or in full.

The Company charges set up fees to new customers which are deferred over the estimated life of the customer. These fees are nonrefundable fees and don't involve the transfer of a good or service. Based on historical experience the Company has estimated its customer useful life to be 17 years.

d. Deferred Revenues

The Company's deferred revenues represent fees deferred related to set up fees charged to new customers. These fees are recognized into revenue evenly based on the estimated useful life of customers.

e. Provisions

A provision is recognized if, as a result of a past event, the Company has a present legal or constructive obligation that can be estimated reliably, and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. If the impact of time value of money is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows a pre-tax rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the liability. The unwinding of the discount is recognized as finance cost.

f. Income Taxes

No income, profit or capital gains taxes are levied in the Cayman Islands. Accordingly, no provision for such taxes is recorded in the accompanying financial statements. In the event that such taxes are levied, the Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government that no such taxes will be levied until 2026.

g. Share Capital

Ordinary shares are classified as equity.

h. Financial Instruments

(i) Classification

A financial asset is any asset that is cash, a contractual right to receive cash or another financial asset or to exchange financial instruments under conditions that are potentially favorable, or an equity instrument of another enterprise. The Company's financial asset, which is classified as amortized cost, comprise trade receivables and amounts due from Parent.

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

A financial liability is any liability that is a contractual obligation to deliver cash or another financial asset or to exchange financial instruments with another enterprise under conditions that are potentially unfavourable. The Company holds no financial liabilities.

(ii) **Recognition and Measurement**

The Company recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial instruments are measured initially at fair value plus any direct attributable transaction costs.

Financial assets classified as amortized cost are subsequently measured using the effective interest rate method, less impairment losses, if any.

(iii) **Derecognition**

A financial asset is derecognized when it is sold or transferred, and the Company loses control over any rights that comprise that asset. A financial liability is derecognized when it is extinguished.

4. Revenue

Nature of Goods and Services

The Company has one service line which is managing trusts.

Disaggregation of Revenue

In the following table, revenue is disaggregated by major products / service lines and timing of revenue recognition.

Major Product / Service Lines	2024	2023	Type of Contract	Timing of Transfer
Recurring fixed fees	\$ 263,877	\$ 174,100	Fixed fee	Over time
Set up fees	1,100	-	Fixed fee	Over time
	<u>\$ 264,977</u>	<u>\$ 174,100</u>		

5. Related Party Transactions

The Company's intercompany expenses that are not on an arm's length basis recharged from the Parent included in the statement of comprehensive income are as follows:

	2024	2023
Professional fees	\$ 118,860	\$ 71,812
Administration fees	109,717	66,288
Intercompany recharges	<u>\$ 228,577</u>	<u>\$ 138,100</u>

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

At December 31, 2024, the Company had intercompany receivables amounting to \$699,800 (2023: \$533,500) due from the Parent. The Due from Parent balance is unsecured, interest free and repayable on demand. The carrying value of the amount due from parent approximates fair value as this is due on demand.

6. Share Capital

	2024	2023
Authorized		
2,000,000 common shares of \$1.00 each		
Issued		
682,400 common shares	682,400	682,400

On May 1, 2013, the total issued common shares of the Company were transferred from Intertrust Trustees (Cayman) Limited to Intertrust SPV (Cayman) Limited.

7. Financial Risk Management

This note presents information about the Company's exposure to each risk, the Company's objectives, policies and processes for measuring and managing risk, and the Company's management of capital. The Board of Directors has overall responsibility for the establishment and oversight of the Company's financial risk management framework.

The Company has exposure to credit risk from its use of financial instruments. Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a counterparty fails to meet its contractual obligations. Amounts due from related parties are due from the Parent. Management does not expect any financial losses as a result of this relationship. Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company is not exposed to any liquidity risk. The Company is not exposed to interest rate risk as it has no interest-bearing financial assets or liabilities. The Company is not exposed to currency risk.

Outstanding customer receivables and accrued income are monitored and followed up continuously. The Group monitors debtors for indication that the debtor is experiencing significant financial difficulty or default, probability of bankruptcy and considers if there are problems contacting the debtors and any associated disputes with the debtor to manage the associated credit risk. With respect to the accrued income, it is neither impaired nor past due, as there are no indications as of the reporting date that the debtors will not meet their payment obligations. All accrued income was invoiced and paid subsequent to year end.

8. Capital Risk Management

The Company manages its capital to ensure that the Company will be able to continue as a going concern.

The capital structure of the Company consists of issued share capital. The Company is required by the Japan Securities Dealer Association to maintain a minimum net worth of ¥50,000,000, or its US dollar equivalent using the Bank of Japan's official exchange rate which at December 31, 2024

CS (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements
December 31, 2024

(stated in United States dollars)

was \$317,485 (2023: \$353,607). The Company was in compliance with this requirement during the year ended December 31, 2024 (¥107,469,644) and December 31, 2023 (¥96,491,360).

9. Subsequent Events

Management has not noted any other subsequent events up to April 30, 2025 which is the date that the financial statements were available to be issued.

4【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意すべきです。

受託会社、管理会社、投資運用会社、資産保管会社および管理事務代行会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」といいます。）は、それぞれ、場合によって、ファンドとの利益相反を生じさせる可能性のあるその他の金融業務、投資業務またはその他の専門的業務に関与する可能性があります。これらには、その他のファンドの受託会社、管理事務代行会社、資産保管会社、管理会社、投資運用会社または販売会社として行為することおよびその他のファンドまたはその他の会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人を務めることが含まれます。管理会社および投資運用会社は、ファンドの投資目的と類似しているまたは重複している投資目的を有する可能性のあるその他の投資ファンドへの投資運用業務および投資助言業務の提供に関与する可能性があります。管理会社は、サブ・トラストに提供したサービスと類似したサービスを第三者に提供する可能性があります。いかなる利害関係者もかかる業務から得た利益について説明する義務はないものとします。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、投資運用会社、資産保管会社または管理事務代行会社は、（必要に応じて）、かかる者の利益相反方針に記載されている原則に従って、かかる利益相反が公平にかつ整合性をもって解決されるよう努めるものとします。

受託会社および管理会社、または受託会社または管理会社の法人である関連会社（該当する場合）は、銀行として行為する可能性があり、また、結果として生じる一切の利益を説明することなく、顧客との条件と同一の条件で、サブ・トラストに関するあらゆる業務を行なう可能性があります。受託会社および管理会社は、自身の関連会社とサービスに関する口座を開設し、契約を締結する可能性もあります。

受託会社または管理会社（およびこれらの代理人または委託先）は、権限または裁量の行使または取引の実行により異なるまたは相反する利益（個人的利益またはその他の資格における利益、または受託会社の場合は、その他のトラストの単独受託会社としての資格における利益または複数の受託会社のうちの一家としての利益のいずれであるかを問わないものとします。）が生じる可能性があるにもかかわらず、信託証書または一般法により承認される取引を行なう一切の権限または裁量行使する可能性があるものとし、また、その結果としてその資格において生じた一切の利益に関し説明する義務はないものとしますが、受託会社の場合は、受託会社は、異なるまたは相反する利益を有する可能性のある事項に関する行為を行なうことを回避する可能性があります（単なる正式な当事者として行為する場合を除きます。）。利益相反がある場合、受託会社は、そのような利益相反が特定され、公正に管理され、受益者が公正に取り扱われることが確保されるよう行動します。

受託会社、管理会社ならびにこれらの役員、従業員および代理人は、ファンドに関連し、何らかの方法で、いずれかの会社、団体または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして（かかる者の立場または役職が、受託会社もしくは管理会社としての権利において、または受託会社もしくは管理会社としての立場により、または受託会社もしくは管理会社としての立場を理由に、またはファンドに帰属するもしくは関連する受益証券、株式、資産、権利または権限により取得されたか、または維持されているかにかかわらず）取得した合理的な報酬またはその他の合理的な便益に関し説明する義務はないものとします。ただし、受託会社ならびにその取締役、役員、従業員および代理人（場合によっては）が、自らに適用される関連する受託者責任および法的義務を常に遵守している場合に限りです。

適用ある法令の定めるところに従い、管理会社はファンドの勘定において、利害関係者またはかかる者が助言もしくは管理する投資ファンドもしくは勘定から有価証券を取得し、またはこれらの者に対して有価証券を処分することができます。利害関係者（受託会社を除きます。）は、自らが適当と考える受益証券を保有し、取引することができます。利害関係者は、類似の投資対象がファンドの勘定で保有されている場合でも、自己の勘定で投資対象を購入し、保有し、および取引することができます。

利害関係者は、受益者またはその有価証券がファンドの勘定で保有されている事業体との間で、金融取引またはその他の取引の契約を締結し、またはかかる取引を行うことがあり、あるいはかかる契約または

取引に関心がある場合があります。さらに、利害関係者は、ファンドの投資対象の売却または購入(当該利害関係者が当該ファンドの勘定で実行し、当該ファンドの利益となるまたは利益とならないもの)に関して自らが交渉を行う手数料および利益を受領することができます。

投資運用会社、管理事務代行会社、資産保管会社、グローバル販売会社およびリージョナル販売会社は関連会社であるため、互いに独立していません。加えて、投資運用会社、管理事務代行会社、資産保管会社はそれぞれ、投資対象ファンドに関して投資運用者、管理事務代行者、保管者としての役割も担っています。ファンドおよび投資対象ファンドに関してそれぞれが果たす役割により、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。ファンドおよび投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は類似していますが、投資運用会社がファンドに関して行う決定および行為は、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンドとしての役割と利益が相反する可能性があります。逆に、投資対象ファンド投資運用会社が、投資対象ファンドに関して行う特定の決定および行為は、投資運用会社およびファンドとしての役割と利益が相反する可能性があります。

このような利益相反が発生した場合、投資運用会社、管理事務代行会社、資産保管会社、グローバル販売会社およびリージョナル販売会社は、それぞれの義務および職務を考慮し、かかる利益相反を公正に解決し、ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するよう努めます。

5【その他】

（a）定款の変更等

定款の変更または管理会社の解散に関しては、臨時株主総会の決議が必要です。

（b）事業譲渡または事業譲受

管理会社の事業譲渡または事業譲受は、予定されていません。

（c）出資の状況

該当事項はありません。

（d）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッド（「投資運用会社」兼「グローバル販売会社」）

（Northern Trust Global Investments Limited）

資本金の額

投資運用会社兼グローバル販売会社の資本金の額は公開されていません。なお、投資運用会社兼グローバル販売会社を間接的な子会社とする、ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの資本金の額は、2024年12月31日現在、12,800百万米ドル（約1.8兆円）です。

事業の内容

投資運用会社は、イングランドおよびウェールズの法律に基づいて設立された非公開有限会社です。投資運用会社の主たる活動は、国際的または欧州での投資運用業務の提供です。投資運用会社はブローカー・ファンド・アドバイザーとしては活動しません。投資運用会社は、英国で規制事業を行う認可を受けており、英国金融行動監視機構の認可および規制を受けます。

（2）エヌティーシーエス・リミテッド（「受託会社」）

（NTCS Limited）

資本金の額

2025年5月末日現在、100米ドル（約14,387円）

事業の内容

エヌティーシーエス・リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され存続する会社です。受託会社は、メイプルズFSリミテッドの完全子会社です。メイプルズFSリミテッドは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立されており、ケイマン諸島の法律に基づく信託免許およびミューチュアル・ファンド管理事務代行会社の両方の免許を保持しており、CIMAによる規制を受けています。信託免許保持者の完全子会社である受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に定義される「被支配子会社」に該当するため、同法の免許要件を免除されています。受託会社は、信託証書により付与される委託の権限に基づき、保管業務および一定の管理事務業務を委託しています。

（3）ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（Northern Trust International Fund Administration Services（Ireland）Limited）

資本金の額

管理事務代行会社の資本金の額は公開されていません。なお、管理事務代行会社を間接的な子会社とする、ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの資本金の額は、2024年12月31日現在、12,800百万米ドル（約1.8兆円）です。

事業の内容

管理事務代行会社は、1990年6月15日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの間接的な完全子会社です。ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションおよびその子会社は、機関投資家および個人投資家に対して世界的な保管サービスおよび管理事務サービスを提供する世界有数の企業グループであるノーザン・トラスト・グループを構成します。2025年3月31日現在、ノーザン・トラスト・グループの保管資産および管理事務代行資産総額は16.9兆米ドルを超えています。管理事務代行会社の主な事業活動は集団投資スキームの管理事務代行です。

(4) ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー、ロンドン支店(「資産保管会社」)

(The Northern Trust Company, London Branch)

資本金の額

資産保管会社の資本金の額は公開されていません。なお、資産保管会社を間接的な子会社とする、ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの資本金の額は、2024年12月31日現在、12,800百万米ドル(約1.8兆円)です。

事業の内容

資産保管会社は、アメリカ合衆国イリノイ州の法律に基づいて設立された会社であり、イングランドおよびウェールズにおける主たる営業所は、E14 5NTロンドン、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート50に所在します。資産保管会社は、英国健全性規制機構の認可を受けており、指定投資業務の遂行において、英国金融行動監視機構および英国健全性規制機構の規制を受けます。その主な業務は、個人顧客および機関投資家顧客、ならびに集団投資スキームに対する保管・保護業務、決済業務、および関連サービスの提供です。資産保管会社は、ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの直接の完全子会社です。ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションおよびその子会社は、機関投資家および個人投資家に対して世界的な保管サービスおよび管理事務サービスを提供する世界有数の企業グループであるノーザン・トラスト・グループを構成します。

(5) ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン・リミテッド(「リージョナル販売会社」)

(The Northern Trust Company of Hong Kong Limited)

資本金の額

リージョナル販売会社の資本金の額は公開されていません。なお、リージョナル販売会社を間接的な子会社とする、ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの資本金の額は、2024年12月31日現在、12,800百万米ドル(約1.8兆円)です。

事業の内容

リージョナル販売会社は、香港で設立された非公開会社であり、香港証券先物委員会の規制を受けています。リージョナル販売会社は、香港においてのみ、タイプ1(証券取引)、タイプ2(先物取引)、タイプ4(投資助言)およびタイプ9(資産運用)の規制業務を行う認可を受けています。リージョナル販売会社は、ザ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの間接的な完全子会社です。

(6) 楽天証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

資本金の額

2025年5月末日現在、194億9,500万円

事業の内容

楽天証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

2【関係業務の概要】

（１）ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッド（「投資運用会社」兼「グローバル販売会社」）

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドは、投資運用契約に基づき、ファンドの投資運用者として行為します。

投資運用契約の条項に基づき、管理会社は、ファンドの投資対象ファンドへの投資を含め、随時ファンドの信託財産に含まれる投資対象、現金およびその他の財産または資産に関して投資運用サービスをファンドに提供する投資一任業者として、投資運用会社を任命します。

管理会社は、グローバル販売契約に従い、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドを受益証券のグローバル販売会社に任命しています。グローバル販売契約の条項に基づき、グローバル販売会社は、世界の特定の法域の投資者に対して受益証券を募集する権限を付与されていることがあります。グローバル販売契約は、いずれかの当事者が他方当事者に対し30日前に書面で通知することにより、終了することができます。

投資運用会社およびグローバル販売会社の取締役および代表者の住所は、50バンクストリート、カナリー・ワーフ、ロンドン、E14 5NT、英国です。

（２）エヌティーシーエス・リミテッド（「受託会社」）

エヌティーシーエス・リミテッドはトラストの受託会社です。受託会社は、信託証書に基づいて、各ファンドの管理、各ファンドの資産の保管、各ファンドに関する借入権の行使、および受益者名簿の保管に責任を負っています。

受託会社は、法律により、または信託証書もしくは関連する補足信託証書により受託会社に与えられた権利、特権、権限、義務、信任および裁量のすべてまたは一部を、個人、機関、会社または団体（管理会社を含みますがこれに限定されません。）に委託する権限を有します。いかなる委託も、受託会社が随時決定するあらゆる条件（再委託の権限を含みます。）、あらゆる期間、あらゆる報酬で行うことができます。

受託会社が受託会社の関連会社のために当該委託権限を行使した場合、受託会社は当該関連会社によって生じた損失について責任を負いますが、その責任は当該損失が受託会社自身によって生じた場合に負う範囲にとどまります。適用される法律に従い、受託会社は、管理会社または管理会社の委託先もしくは再委託先を監督する義務、または受託会社の委託先もしくは再委託先が委託された職務を遂行する能力を調査する義務を負わないものとします。受託会社は、受託会社の関連会社ではない委託先が引き起こした損失について責任を負いません。ただし、受託会社が当該委託先を選任する際に、現実詐欺、故意の不履行、または重大な過失がなかったことを条件とします。また、受託会社は、受託会社の関連会社ではない委託先の破産または倒産のみを理由として引き起こされた損失について責任を負わないものとします。受託会社は、信託証書で定められた様々な事柄を理由として、いかなる責任も負いません。

受託会社は、ファンドの受託会社として受ける可能性のあるすべての訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家およびその他の類似の費用を含みます。）または要求に対して、当該ファンドの信託財産から補償される権利を有します。ただし、受託会社は、ケイマン諸島の裁判所によって、受託会社またはその関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、従業員の現実詐欺、故意の不履行、重大な過失から生じたと認められた訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用、または要求に対して補償されないものとします。疑義を避けるために付言すると、受託会社は、他のファンドで発生した、または他のファンドの計算のための負債に関して、ファンドの信託財産からいかなる補償を受ける権利もないものとします。さらに、受託会社と関係する受益者との間で書面で別

段の合意がない限り、受託会社は過去または現在の受益者からいかなる補償を受ける権利も有しません。

受託会社が（a）各ファンドから退任し解任されることを希望する場合、または（b）清算する場合、90日以上前の書面による通知を管理会社および各ファンドの投資運用会社（任命された場合）に行うことができ、管理会社は、投資運用会社と協議の上、当該期間の満了前に受託会社に代わる新しい受託会社を任命し、受託会社はその任命がなされた時点で各ファンドの信託から退任し解任されなければなりません。協調して行動するすべてのファンドの受益者は、後任の受託会社を指定する受益者決議により、管理会社に対し、証書により受託会社を解任し、同じ証書により各ファンドの新たな受託会社を任命するよう指示することができます。

受託会社は、信託証書により付与された委託権限に従って、その資産保管機能および管理事務代行機能の一部を委託しています。

受託会社の取締役の住所は、ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309です。

（3）ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

受託会社は、ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）リミテッドを管理事務代行契約の条項および条件に従い、ファンドの管理事務代行者として任命しています。

管理事務代行会社の職務および役割には、特に、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の計算、管理報酬の計算、管理事務代行契約に従って管理事務代行会社が引き受ける義務に関して要求されるファンドに関するすべての関連記録の保管、ファンドの帳簿および計算書の作成および維持、ファンドの財務諸表の監査に関する監査人との連絡、受益証券の発行および買戻の実施、ならびに受託会社による全体的な監督の下で登録および名義書換代理業務を受託会社に提供することが含まれます。

管理事務代行会社は、トラストの業務、組織、支援または運用に直接もしくは間接的に関与しておらず、管理事務代行契約に従って提供する管理事務代行サービスに対してのみ責任を負います。管理事務代行会社は、サービス提供者であり、上記の説明の作成以外には本書の作成に責任を負わず、本書に含まれるいかなる情報についても、管理事務代行会社に関する開示を除き、一切の責任および義務を負いません。管理事務代行契約では、管理事務代行会社の任命は、いずれかの当事者が他方当事者に対して90日以上前に書面で通知することにより終了させない限り、また終了させるまで有効に存続しますが、特定の状況においては、いずれかの当事者が他方当事者に書面で通知することにより、管理事務代行契約を直ちに終了させ得る旨が規定されています。管理事務代行契約には、管理事務代行会社に対する補償が含まれていますが、管理事務代行会社による管理事務代行契約の条項に基づく自身の職務および義務の履行における過失、不正行為、または故意の債務不履行を理由として生じる事項は除外されます。

管理事務代行会社は、いかなる投資決定プロセスにも関与しません。

（4）ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー、ロンドン支店（「資産保管会社」）

受託会社は、資産保管契約に基づき、ファンドの特定の資産の保管者として、ザ・ノーザン・トラスト・カンパニーのロンドン支店を任命しています。資産保管会社は、上記の説明の作成以外には本書の作成に責任を負わず、本書に含まれるいかなる情報についても、資産保管会社に関連する開示を除き、一切の責任および義務を負いません。

資産保管会社は、英国金融行動監視機構の規則に従い、保管者として行為することに同意する可能性のあるファンドの資産のうち、資産保管契約の条項に従って資産保管会社に引き渡された資産を維持し、現金以外の資産を分離された顧客口座に保管することに同意し、それらの資産は別個に識別され、資産保管会社の破産時において、資産保管会社の債権者による利用は不可とされます。資産保管会社が

保有する現金は、資産保管会社が銀行家としての立場で保有します。ブローカーに証拠金として預けられた資産は分離されない可能性があり、ブローカーの債権者による利用が可能となる場合があります。

受託会社は、資産保管契約の条項により資産保管会社が保護され、責任を負わない事項に起因しもしくはそれに関連して生じるか、またはその他資産保管会社による過失、故意の債務不履行、詐欺行為のない、資産保管会社による作為または不作為に関連する、すべての損失、損害、負債、およびすべての合理的かつ適正な経費および費用に関して、ならびに資産保管会社もしくは関連会社に対して行われるもしくはそのおそれがあるか、または資産保管契約の条項に従い受託会社によって、もしくは受託会社のために資産保管会社に随時引き渡される現金および証券に関連して行われるもしくはそのおそれのある請求、要求、法的措置、訴訟手続き、または判決に関して、資産保管会社、その関連会社、ならびにそれぞれの取締役、役員および従業員を、ファンドの資産から補償し、損害を与えないことに同意します。

資産保管契約は、いずれかの当事者が他方当事者に対し90日前に書面で通知することにより、終了することができます。

(5) ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン・リミテッド(「リージョナル販売会社」)

グローバル販売会社は、ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン・リミテッドを、リージョナル副販売契約に基づき、受益証券のリージョナル販売会社に任命しています。リージョナル副販売契約の条項に基づき、リージョナル販売会社は、アジア太平洋地域の特定の法域において、投資者に対して受益証券を募集する権限を付与されていることがあります。リージョナル副販売契約は、いずれかの当事者が他方当事者に対し30日前に書面で通知することにより、終了することができます。

リージョナル販売会社は、日本国内においていかなる販売活動も行いません。リージョナル販売会社は、日本における受益証券の販売業務を楽天証券株式会社に委託します。

(6) 楽天証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

リージョナル販売会社は、受益証券販売・買戻契約に基づき、楽天証券株式会社を受益証券の日本における販売会社として任命しています。受益証券販売・買戻契約の条項のもと、日本における販売会社は、日本法に従い、日本において(のみ)受益証券を販売する責任を負います。

また、リージョナル販売会社は、管理会社のため、代行協会員契約に基づき、楽天証券株式会社をファンドに関する日本における代行協会員として任命しています。

受益証券販売・買戻契約および代行協会員契約に基づき、日本における販売会社兼代行協会員は以下の機能を果たすこととされています。

- (a) 日本の法令に基づき、受益証券の公募の取扱いを行うこと
- (b) 日本証券業協会および日本証券業協会の会員である金融商品取引業者または金融機関等(以下「日本証券業協会会員」といいます。)であって、日本国内で受益証券を販売する可能性のある者に対し、日本の適用法令の規定に従って随時作成が要求される受益証券に係る目論見書を配布すること
- (c) 各ファンド営業日における受益証券1口当たり純資産価格を日本国内において公表すること
- (d) 日本証券業協会および日本証券業協会会員で日本国内において受益権の販売を行う可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に対し、日本の関係法令および/または日本証券業協会の規則に従って作成が要求されるファンドに係る財務諸表その他の書類を配布すること
- (e) 受益証券が日本証券業協会が随時採択する外国投資信託受益証券の選定基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、日本証券業協会会員である金融商品取引業者または金融機関等であって日本国内で受益証券を販売する可能性がある者に通知すること

- (f) 投信法第14条第 1 項に定める運用報告書を、管理会社に代わって、電子的な方法により、代行協会員のウェブサイトにおいて提供すること
 - (g) 日本における販売会社および代行協会員が上記に列挙された機能のいずれかを遂行するために付随する、または合理的に必要なあらゆる行為および事柄を管理会社に代わって遂行すること
- 受益証券販売・買戻契約および代行協会員契約は、無期限で締結されています。管理会社の日本における代行協会員の後任の任命が日本で必要とされる限り、代行協会員契約は、リージョナル販売会社または代行協会員のいずれかが 3 か月前に書面で通知することにより終了させることができます。

3【資本関係】

管理会社と関連するサービス提供者との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。))の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(改正済)またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。))として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。))、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
- (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。))
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合)を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。))であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。))の両方を含むが、これらに限られない。))が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。))により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。))が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。

2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が

設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

（a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4．投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について

すべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務が

ある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最

低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

() ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、

株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く) 他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

- (b) 投資信託に関する事柄

- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合

- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合

- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的なされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照: 第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1 か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に依じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1 か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに依じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - () 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付

にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間中、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年12月27日 半期報告書（第1期中）

2024年12月27日 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

別紙

定 義

「ABCP」	資産担保コマーシャル・ペーパーをいいます。
「決算日」	各年の1月31日(ファンドの最初の決算日は2025年1月31日とします。)または管理会社が(その絶対的裁量により)随時書面により指定するその他の日をいいます。
「会計期間」	決算日に終了する(同日を含みます。)期間をいい、最初の会計期間の場合は当初払込日から2025年1月31日までの期間とし、その後は直前の決算日の翌暦日から起算します(場合に応じます。)
「累積方針」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(4) 分配方針」の項に定める意味を有します。
「現実詐欺」	ある者について、(単なる法定詐欺または推定詐欺ではなく)不正目的を要する行為の基準をいいます。
「管理事務代行契約」	受託会社と管理事務代行会社との間で2024年3月8日または同日前後に締結されるファンドに関する管理事務代行契約をいいます。
「管理事務代行会社」	ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッドまたは受託会社が随時ファンドに関する管理事務代行会社として任命するその他の者をいいます。
「先行投資」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク(1) リスク要因 - ファンドに関連するリスク - 先行投資」の項に定める意味を有します。
「代行協会員」	楽天証券株式会社またはリージョナル販売会社が随時ファンドに関する代行協会員として任命するその他の者をいいます。
「代行協会員契約」	リージョナル販売会社と代行協会員との間で2024年3月8日または同日前後に締結されるファンドに関する代行協会員契約をいいます。

「AIF」	2013年欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用者)規則(2013年S.I. No. 257)(随時の改正および追加の変更、補足、統合、何らかの形式における置換えまたはその他の方法による修正を含みます。)の規則5第(1)項に定義されるオルタナティブ投資ファンド、および/またはUCITS規則の規則68第(e)項に概説される基準を満たすその他の集団投資事業をいい、また、関連がある場合および英国が第三国になる場合は、欧州議会および理事会指令2009/65/EC(随時の改正、補足、統合またはその他の方法による修正を含みます。)に従って英国において金融行動監視機構により認可されたUCITSを含みます。
「英文目論見書補遺」	英文目論見書に対するファンドに関する補遺をいいます。
「監査人」	ケーピーエムジーエルエルピーまたはファンドに関する監査人として随時任命されるその他の事業体をいいます。
「基準通貨」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの目的および基本的性格 - 基準通貨」の項に定める意味を有します。
「ファンド営業日」	ニューヨークおよび東京(ならびに/または管理会社がファンドに関して決定するその他の一もしくは複数の場所)において商業銀行が営業を行っている各日、および/または管理会社が随時書面により決定し、受益者に事前に通知するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「アイルランド中央銀行」	アイルランド中央銀行または投資対象ファンド・アンブレラの認可および監督につき責任を負う後継の規制当局をいいます。
「アイルランド中央銀行規則」	2013年アイルランド中央銀行(監督および執行)法(第48条(1))2019年(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(随時の改正、補足、統合、何らかの形式における置換えまたはその他の方法による修正を含みます。)、およびUCITS規則に従って随時発行され、投資対象ファンド・アンブレラに適用されるアイルランド中央銀行のその他一切の法定文書、規制、規則、条件、通知、要件またはガイダンスをいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。
「一定NAV」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(1) 投資方針」の項に定める意味を有します。
「転換取消し」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(1) 投資方針 - 投資対象ファンド - マイナスの正味収益額および純資産価額の安定」の項に定める意味を有します。

「資産保管会社」	ザ・ノーザン・トラスト・カンパニーのロンドン支店または受託会社が随時ファンドに関する資産保管会社として任命するその他の者をいいます。
「資産保管契約」	受託会社と資産保管会社との間で2024年3月8日または同日前後に締結されるファンドに関する資産保管契約をいいます。
「分配型クラス受益証券」	分配型クラス受益証券 - 楽天Aおよび管理会社が随時決定するその他のクラスの受益証券をいいます。
「分配型クラス 受益証券 - 楽天A」	「分配型クラス受益証券 - 楽天A」として指定される米ドル建ての受益証券をいいます。
「分配方針」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(4) 分配方針」の項に定める意味を有します。
「分配額」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(4) 分配方針」の項に定める意味を有します。
「分配金支払日」	各月の最終ファンド営業日の前ファンド営業日および/または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「分配基準日」	各ファンド営業日および/または管理会社が随時受益証券クラスに関して決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「分配金再投資日」	分配額の再投資に関して、各月の最終ファンド営業日の前ファンド営業日および/または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「租税」	各ファンドについて、印紙その他の関税、税金、政府手数料(外貨の取得、保有または処分に関する手数料を含みます。)、仲介手数料、銀行手数料、送金手数料、登録手数料およびその他の手数料であり、当該ファンドの信託および/または信託基金の設立、当該ファンドの信託基金の増額に関連するものをいいます。当該ファンドの受益権の設定、発行、売却、買戻し、当該ファンドのための投資の購入、売却、または受益証券に関する取得、その他、これらの義務や料金が支払われる可能性のある取引または売買に関して支払われる可能性のあるものは含まれませんが、当該ファンドの受益証券の発行および買戻しに関して代理人に支払う手数料がある場合は、その手数料は含みません。

「適格投資家」	下記(a)から(d)のいずれにも該当しない者、企業もしくは事業体、および/または受託会社および管理会社が随時決定するその他の者、企業もしくは事業体をいいます。 (a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたか、もしくは米国において存続する企業、信託その他の事業体、または米国人もしくは米国人のために受益証券を保有しているか、もしくは保有する意向のある者、企業もしくは事業体 (b) ケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島を所在地とする者(慈善信託もしくは慈善団体または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社または免税リミテッド・パートナーシップを除きます。) (c) 適用法令に違反することなく受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者 (d) 上記(a)から(c)に記載するいずれかの者、企業もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者
「EMIR」	店頭デリバティブ、中央決済機関および取引情報蓄積機関に関する規則(EU) No. 648 / 2012 (その後の改正を含みます。) をいいます。
「ESG」	環境、社会およびガバナンスをいいます。
「ESGオリエンテッド・ファンド」	SFDR第8条に概説される基準に従い、とりわけ環境もしくは社会的特性またはそれらの特性の組み合わせを推進する投資対象ファンド・アンブレラのファンド(投資対象ファンドを含みます。) をいいます。ただし、当該ファンドの投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とします。
「EU」	欧州連合をいいます。
「費用」	トラストおよび/または各ファンドについて、すべての租税および当該ファンドの信託財産の収益または資本に計上されるすべての報酬、手当、投資運用報酬、費用、料金、手数料、経費、利息およびその他の負債をいい、信託証書第28条に規定される項目を含みますがこれらに限定されません。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済)) をいいます。
「外国通貨」	ファンドとの関係において、当該ファンドの基準通貨以外の通貨をいいます。
「金融庁」	日本の金融庁をいいます。

「グローバル販売会社」	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドまたは管理会社が随時ファンドに関するグローバルな販売会社として任命するその他の者をいいます。
「重過失」	ある者について、当該者が別の者に対して負っている注意義務違反という結果をもたらす任務懈怠である過失を超えた行動基準をいいます。
「IFRS」	国際財務報告基準をいいます。
「当初払込日」	受託会社が受益証券クラスに関して決定する日をいいます。
「当初申込期間」	受託会社が受益証券クラスに関して決定する期間をいいます。
「投資資産」	個人、団体（法人格の有無にかかわらず）が発行する持分、株式、パートナーシップ持分、債券、社債、債券株式、ワラント、転換社債、貸付株式、ユニット・トラストのユニットまたはサブ・ユニット、株式もしくはストックオプションまたは先物契約、通貨または金利スワップ、現先契約、預金証書、手形、ノートまたはあらゆる種類の証券、または個人、団体（法人格の有無にかかわらず）、ファンド、信託、政府または世界のいかなる国、州または地域の機関に行われる貸付（または貸付参加）、ミューチュアル・ファンドまたは同様のスキームへの参加、全額払い込み、一部払い込み、無払い込みの別、または管理会社（またはその委託先）が随時決定しファンドに関して本書で開示するその他の投資または投資の派生物を含み、以下を含みます（上記の一般性を損なうものではありません。）。 （a）上記に対する権利、オプション、利益、参加証明書、一時的もしくは中間的な証明書、または領収書、引き受けもしくは購入する権利に関する権利、オプション、または利益。 （b）一般に証券として知られ、または認識されているあらゆる商品。 （c）金銭の預託を証する領収書その他の証明書または文書、および当該領収書、証明書または文書に基づいて生じる権利または利益。 （d）住宅ローン担保証券またはその他の証券化された債権。 （e）為替手形および約束手形。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で2024年3月8日または同日前後に締結されるファンドに関する投資運用契約をいいます。
「投資運用会社」	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドまたは管理会社が随時ファンドに関する投資運用会社として任命するその他の者をいいます。
「投資目的および方針」	英文目論見書補遺に定めるファンドの投資目的、方針、ガイドラインおよび制限（英文目論見書補遺に定める手続に従って修正、補足または改定される場合があります。）をいいます。

「発行価格」	分配型クラス受益証券に関して、受益証券1口当たり0.01米ドルをいいます。
「日本における販売会社」	楽天証券株式会社および／またはリージョナル販売会社が随時ファンドに関する現地の販売会社として任命するその他の者をいいます。
「LVNAV MMF」	マネー・マーケット・ファンド規則第2条に定義される「低ボラティリティ基準価額MMF」をいいます。
「管理ファンド」	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド・コーポレーションもしくは類似するオープン・エンド型の投資法人または他の類似するオープン・エンド型の投資ヴィークルをいいます。
「管理会社」	シーエス（ケイマン）リミテッドまたは信託証書に従って随時トラストの管理会社として任命されるその他の者または機関をいいます。
「受益者集会」	信託証書に従って承認され、または要求される受益者集会をいいます。
「加盟国」	欧州連合の加盟国をいいます。
「マネー・マーケット・ファンド規則」	欧州議会および理事会規則（EU）2017 / 1131（随時の改正または補足を含みます。）をいい、同規則に基づいて採択された委任法、およびアイルランド中央銀行または欧州証券市場局またはそれらの後継の規制当局が同規則に基づき随時課す可能性のある施行に関する規則または条件を含みます。
「短期金融商品」	マネー・マーケット・ファンド規則第10条に従い投資適格である短期金融商品をいいます。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）をいいます。
「マイナス利回り」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 - 投資対象ファンド - マイナスの正味収益額および純資産価額の安定」の項に定める意味を有します。
「マイナス利回り対策」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 - 投資対象ファンド - マイナスの正味収益額および純資産価額の安定」の項に定める意味を有します。
「純資産価額」	信託証書に従って計算され、（通常四捨五入法を用いて）小数点第3位を四捨五入したファンドの純資産価額をいいます。

「受益証券1口当たり純資産価格」	ある受益証券クラスの各受益証券について、当該受益証券クラスに帰属する純資産価額を、計算時点における当該クラスの発行済受益証券口数で除し、（通常の四捨五入法を用いて）小数点第3位を四捨五入したものをいいます。
「NT ESGカスタム・スクリーン」	ノーザン・トラストが開発したESGスクリーニング基準をいい、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 - 投資対象ファンド - ポートフォリオの除外およびESGインテグレーション - NT ESGカスタム・スクリーン」の項に詳述されます。
「NT ESGベクトル・スコア™」	ノーザン・トラストが開発した、企業の業績に影響を与え得る財務上関連のあるESG関連基準に照らして上場企業を評価した測定値をいい、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 - 投資対象ファンド - ポートフォリオの除外およびESGインテグレーション」の項に詳述されます。
「OECD」	経済協力開発機構をいいます。
「英文目論見書」	2024年3月付のトラストに関する英文目論見書をいい、随時の修正、改定および／または補足を含みます。
「店頭」	店頭販売をいいます。
「その他の加盟国」	OECD加盟国、ブラジル政府（関連銘柄が投資適格である場合に限る。）、インド政府（関連銘柄が投資適格である場合に限る。）、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、ユーラトム（EURATOM）、アジア開発銀行、欧州評議会、ユーロフィマ（EUROFIMA）、アフリカ開発銀行、世界銀行、国際復興開発銀行、米州開発銀行、欧州連合、欧州中央銀行、米国連邦住宅抵当公庫、米国連邦住宅金融抵当公庫、米国政府抵当金庫、米国学生ローン・マーケティング協会、米国連邦住宅貸付銀行、米国連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートA・ファンディング・エルエルシー・エイジ・アソシエーションをいいます。
「公債発行体」	欧州連合、加盟国の国・地域・地方行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金、第三国の中央当局もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数の加盟国が加盟するその他の関連する国際的金融機関もしくは組織をいいます。
「UCITS規則」	2011年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（2011年S.I. No. 352）（随時の改正、補足、統合またはその他の方法による修正を含みます。）をいい、随時発生する条件および（該当する場合は）マネー・マーケット・ファンド規則を含みます。

「基準日」	() 受益者集会に関しては、管理会社(またはその委託先)が決定することができる日(ただし受益者集会の招集通知に記載された受益者集会の開催日の14日以上前の日)をいい、() 分配に関しては、ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に記載された日、または管理会社(またはその委託先)が決定する日をいいます。
「リージョナル販売会社」	ザ・ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン・リミテッドまたはグローバル販売会社が随時ファンドに関する地域の販売会社として任命するその他の者をいいます。
「買戻日」	各ファンド営業日および/または管理会社が随時決定するその他の一または複数の日をいいます。
「買戻期限」	「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し」の項に定める意味を有します。
「買戻通知」	英文目論見書補遺に添付される様式または管理会社が承認するその他の様式による買戻通知をいいます。
「買戻価格」	受益証券が買い戻される価格をいい、「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し - 買戻価格」の項に従って計算されます。
「受益者名簿」	信託証書の条件に基づき保管が義務付けられる受益者の名簿をいいます。
「証券金融取引」	レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸付契約または投資対象ファンドが行うことが認められているSFTRの範囲内のその他の取引をいいます。
「ファンド」または 「当初ファンド」	信託証書に基づき設立されるトラストのファンドであるノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンドをいいます。
「ファンド設立費用」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」の項に定める意味を有します。

「ファンド決議」	各ファンドについて、当該ファンドに関する英文目論見書補遺に別段の定めがない限り、(a)当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額において単純過半数(または当該ファンドの関連する補足信託証書または英文目論見書補遺に規定されるその他の割合の基準)を保有する、決議について投票権を有する者が書面で署名した決議、または(b)信託証書別紙1に従って当該ファンドの受益者集会において、受益者集会の基準日の保有者であって直接または代理人により出席し、当該決議について投票権を有する者により、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額において単純多数決(または当該ファンドの関連する補足証書または付録に規定されるその他の割合の基準値)により成立した決議をいいます。
「SFDR」	金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088をいい、随時の改正、補足、統合、何らかの形式による置換えまたはその他の方法による修正を含みます。
「SFTR」	証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則2015/2365、および改正規則(EU)No 648/2012をいい、随時の改正、補足、統合、何らかの形式による置換えまたはその他の方法による修正を含みます。
「申込契約」	投資者が受益証券の申込みを行うことができる申込契約であって、英文目論見書補遺に添付されるものまたは受託会社が承認するその他の様式によるものをいいます。
「申込日」	各ファンド営業日および/または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「申込期限」	「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等(1)海外における販売-受益証券の申込み-手続き」の項に定める意味を有します。
「補足信託証書」	(i)各ファンド(ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンドを除きます。)については、当該ファンドを設定する補足信託証書(随時修正されます。)、また()ノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンドについては、信託証書の別表2(随時修正されます。)をいいます。
「サステナブル投資」	環境または社会的目的に貢献する経済活動への投資をいいます。ただし、当該投資が環境または社会的目的を著しく損なわないこと、および投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とします。

「譲渡性のある証券」	以下をいいます。 （ a ）企業の株式および企業の株式に相当するその他の有価証券で、UCITS規則別紙 2 の第 1 部に規定される適用基準を満たすもの （ b ）債券その他の形態の証券化債務で、UCITS規則別紙 2 の第 1 部に規定される適用基準を満たすもの （ c ）上記（ a ）または（ b ）の有価証券を申込みまたは交換により取得する権利が付されたその他の譲渡可能な有価証券で、UCITS規則別紙 2 の第 1 部に規定される基準を満たすもの （ d ）UCITS規則別紙 2 の第 2 部にこの目的において規定される有価証券
「トラスト」	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたアンブレラ型ユニット・トラストであるノーザン・トラスト・ユニット・トラストをいいます。
「信託証書」	受託者と管理会社との間で2024年3月4日に作成された、トラストを設立する基本信託証書（随時変更または補足されます。）をいいます。
「信託財産」	各ファンドについて、受託会社が当該ファンドの信託に基づき保有する100米ドル（または関連する補足信託証書で指定される他の金額）の当初金額と、当該ファンドの受益証券の発行に係る受取金、当該ファンドの信託に基づき受託会社が保有しもしくは受託会社のために保有され、またはそのように取り扱われる当面のすべての現金およびその他の財産および資産であり、特定のファンドに言及せずに「信託財産」を使用する場合、すべてのファンドの信託財産を合計したものを意味します。
「受託会社」	エヌティーシーエス・リミテッド、または信託証書の規定に従い各ファンドに関して受託者会社として選任されるその他の者をいいます。
「ケイマン諸島信託法」	ケイマン諸島の信託法（改正済）をいいます。
「UCITS V」	預託機関の機能、報酬および制裁に関して、譲渡性のある証券を投資対象とする集団投資事業に関する法律、規制および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014 / 91 / EU（随時の改正を含みます。）をいい、随時発効する欧州委員会委任規則の補足を含みます。
「英国」	連合王国をいいます。
「投資対象ファンド」	投資対象ファンド・アンブレラのファンドである米ドル・ファンドをいいます。
「投資対象ファンド 預託機関」	ノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドまたは適式に任命されるその後継者をいいます。

「投資対象ファンド 投資運用会社」	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・リミテッドまたはアイルランド中央銀行規則に従って適式に任命されるその後継者をいいます。
「投資対象ファンド 管理会社」	ノーザン・トラスト・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッドまたはアイルランド中央銀行の事前承認を得た上で適式に任命されるその後継者をいいます。
「投資対象ファンド 目論見書」	2022年1月31日付の投資対象ファンド・アンブレラに関する英文目論見書(2022年11月29日付補遺により修正済)、およびこれに対する2023年7月3日付の投資対象ファンドに関する補遺(それぞれ英文目論見書補遺の別紙1に添付されます。)をいい、それぞれ随時の修正および/または補足を含みます。
「投資対象ファンド 投資証券」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(1) 投資方針 - 分配型クラス受益証券」の項に定める意味を有します。
「投資対象ファンド・ アンブレラ」	アイルランド法に基づきオープンエンド型可変資本アンブレラ投資会社として設立され、アイルランド中央銀行によりUCITS規則に基づくUCITSとして認可されている有限責任会社(登録番号245357)である、ノーザン・トラスト・グローバル・ファンズ・ピーエルシーをいいます。
「受益証券」	ファンドの信託財産に係る同等かつ不可分の受益権(受益証券の端数を含みます。)をいい、文脈上必要な場合は、いずれかの受益証券クラスの受益証券をいいます。
「受益者」	すべての共同登録名義人を含む、受益証券の当該時点における登録名義人をいいます。
「受益者決議」	(a)すべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議(当該決議により、各受益者は、すべてのファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとします。)、または(b)受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該集会に関する基準日にすべてのファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいいます。
「受益証券販売・ 買戻契約」	リージョナル販売会社と日本における販売会社との間で2024年3月8日または同日前後に締結される受益証券の販売および買戻しに関する契約をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領域および領土をいい、1米ドルの100分の1を1米セントといいます。

「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。
「評価日」	各ファンド営業日および／または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「評価時点」	各評価日の午後９時（アイルランド時間）または管理会社が随時決定する評価日におけるその他の時間をいいます。
「価額」	信託証書および関連する補足信託証書に従って計算されるファンドの信託財産における資産の価値をいいます。
「VNAV MMF」	マネー・マーケット・ファンド規則第２条に定義される「変動基準価額MMF」をいいます。

受託会社に対する独立監査報告書

監査意見

我々は、ノーザン・トラスト・ユニット・トラストのファンドであるノーザン・トラスト・米ドル・リクイディティ・ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2025年1月31日現在の財政状態計算書、2024年4月3日（運用開始日）から2025年1月31日までの期間における包括利益計算書、買戻可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の情報およびその他の説明情報から構成される注記の監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際会計基準審議会によって公表された国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して、ファンドの2025年1月31日現在の財政状態、ならびに2024年4月3日（運用開始日）から2025年1月31日までの期間における運用実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」でさらに説明する。我々は、国際倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）およびケイマン諸島における我々の本財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠してファンドから独立しており、我々は、当該要件に従ってその他の倫理上の責任を果たした。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

その他の情報

経営陣は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は、投資運用会社の報告書および投資ポートフォリオ（未監査）を含むが、本財務書類および付属する我々の監査報告書を含むものではない。本財務書類についての我々の意見は、その他の情報を対象とせず、いかなる形式の保証または結論も表明するものではない。

本財務書類の監査における我々の責務は、その他の情報を精読し、その過程において、その他の情報と本財務書類または本監査により我々が得た情報との間の著しい矛盾または他の点において重大な虚偽記載があるようでないかを検討することである。我々は、行った監査に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、その事実を報告する必要がある。我々は、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

使用上の制限

本報告書は、業務委託契約の条件に従って、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書において受託会社に対して述べる必要のある事項を受託会社に対して述べるように行われており、それ以外の目的では行われていない。我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が形成した意見について、受託会社以外の者に対して責任を受諾せず、また負うことがない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRS会計基準に準拠した財務書類の作成および適正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が判断する内部統制に対して責任を有している。

財務諸表の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算もしくは運営の停止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事項を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を有している。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監視する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、ISAに準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、ISAに準拠して行われた監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽記載リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、偽造、意図的な省略、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用された会計方針の適切性、ならびに経営陣によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続事業を前提とする会計方針を使用して財務書類を作成することの適切性、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続事業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論付けた場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、監査意見を修正することが求められている。我々の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示事項を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、およびその他の事項について、ファンドの統治責任者に対して報告を行っている。

ケーピーエムジーエルエルピー

2025年6月3日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Northern Trust US Dollar Liquidity Fund (the “Series Trust”), a series trust of Northern Trust Unit Trust, which comprise the statement of financial position as at January 31, 2025, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to redeemable participating unitholders and cash flows for the period from April 3, 2024 (date of commencement of operations) to January 31, 2025, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at January 31, 2025, and its financial performance and its cash flows for the period from April 3, 2024 (date of commencement of operations) to January 31, 2025 in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (“IFRS Accounting Standards”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Investment Manager’s Report and the Portfolio of Investments (Unaudited), but does not include the financial statements and our auditors’ report thereon. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Restriction on use

This report is made solely to the Trustee, as a body, in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditors’ report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

June 3, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

シーエス（ケイマン）リミテッド

取締役会各位

監査意見

我々の意見では、本財務書類が、IFRS会計基準に準拠して、シーエス（ケイマン）リミテッド（以下「会社」という。）の2024年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

会社の財務書類は以下により構成されている。

- ・ 2024年12月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の資本変動計算書
- ・ 同日に終了した年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 財務書類に対する注記（重要性がある会計方針の情報およびその他の説明情報により構成される）

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従って会社から独立した立場にある。我々は、IESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に関する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRS会計基準に準拠した財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が会社の清算または運営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監視する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、我々の契約書の条項に従い、会社のためにのみ作成されたものであり、他の目的はない。我々は、監査意見を述べるにあたり、事前の書面による同意により明示的に同意された場合を除き、他のいかなる目的または本報告書が提示される、もしくは本報告書を入手する可能性のある他のいかなる者に対しても責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年 4 月30日

Independent auditor's report

To the Board of Directors of CS (Cayman) Limited

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of CS (Cayman) Limited (the Company) as at December 31, 2024, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

What we have audited

The Company's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at December 31, 2024;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management and those charged with governance for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered

material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Company in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

April 30, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。